

第九十四回国会 参議院 通信委員会 會議録 第三号

昭和五十六年三月二十六日(木曜日)

午前十時七分開会

委員の異動

三月四日

辞任

大木 正吾君

補欠選任

藤田 進君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

福岡 知之君

長田 裕二君

成相 善十君

長谷川 信君

大森 昭君

委員

岩崎 純三君

小澤 太郎君

郡 祐一君

志村 愛子君

新谷寅三郎君

高橋 圭三君

西村 尚治君

藤田 進君

太田 淳夫君

白木義一郎君

山中 郁子君

中村 鋭一君

青島 幸男君

国務大臣

郵政大臣

政府委員

郵政政務次官

郵政大臣官房長

郵政省電波監理局長

山内 一郎君

渡辺 紘三君

奥田 暈三君

田中眞三郎君

事務局側

常任委員会専門員

酒井 繁次君

参考人

日本放送協会 長

日本放送協会 会長

日本放送協会 技師長

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

日本放送協会 専務理事

○委員長(福岡知之君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本放送協会関係の付託案件の審査、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査のうち、放送に関する事項の調査のため、日本放送協会の役員を参考人として必要に応じ随時出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(福岡知之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(福岡知之君) 次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。山内郵政大臣。

○国務大臣(山内一郎君) ただいま議題となりました日本放送協会昭和五十六年度収支予算、事業計画及び資金計画の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

この収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第三十七条第二項の規定によりまして、郵政大臣の意見を付して国会に提出するものであります。

まず、収支予算について、概略を申し上げます。

事業収支におきましては、事業収入は前年度に比し四十億五千万円増の二千八百二十九億七千万円、事業支出は前年度に比し百七十五億七千万円増の二千七百十八億三千三百万円となっております。

この結果、事業収支差金は百一億四千万円となっております。

この事業収支差金につきましては、七十五億円を債務償還に使用することとし、三十六億四千万円を翌年度の財政を安定させるための財源として、その使用を繰り延べることにしております。

資本収支におきましては、テレビジョン、ラジオ放送網の建設、放送設備の整備等のための建設費として、二百七十億円を計上しております。

次に、事業計画につきまして、その主なものは、テレビジョン放送及びラジオ放送の全国普及を図るため、放送網の建設を行うとともに、放送衛星について必要な設備の整備を進めること、視聴者の意向に応じた豊かな放送番組を提供すること、受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めること等となっております。

最後に、資金計画につきましては、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てたものであります。

郵政大臣といたしましては、これらの収支予算等について、慎重に検討いたしました結果、これをおおむね適当であると認め、お手元に配付されておりますとおり御意見を付することとした次第であります。

以上のとおりであります。何とぞよろしく御審議の上、御承認のほどお願いいたします。

○委員長(福岡知之君) 次に、日本放送協会から説明を聴取いたします。坂本日本放送協会会長。

○参考人(坂本朝一君) ただいま議題となっております日本放送協会の昭和五十六年度収支予算、事業計画及び資金計画につきまして、御説明申し上げます。

昭和五十六年度は、昭和五十五年度を初年度とする三カ年の経営計画の第二年度として、厳しい経営環境を踏まえ、財政の安定を図るとともに経営計画期間中を通じて収支の均衡を図ることを経

當の基本課題としております。このため、収入の確保に全力を傾注するとともに、経営全般にわたる、極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、放送の全国普及とすぐれた放送の実施に努め、公共放送としての社会的使命を果たしてまいりて、御説明申し上げます。

次に、昭和五十六年度の主な事業計画について、御説明申し上げます。

まず、建設計画につきましては、離れ離れ地域の解消をより効率的に推進することとして、テレビジョン局の建設、共同受信施設の設定、中波放送局の新設、増力及びFM放送局の建設などを行うほか、放送衛星についても必要な設備の整備を進めることとしております。

また、テレビジョン音声多重放送の拡充に必要な設備の整備、放送番組充実のための機器の整備を進めるほか、老朽の著しい放送設備の取りかえ等を実施することとしております。

次に、事業運営計画について申し上げます。まず、国内放送では、テレビ、ラジオ放送とも、視聴者の意向を積極的に受けとめ、充足感のある番組の実施と放送番組の国際交流を推進するとともに、ローカル放送についても地域の特性に即して一層充実することとし、また、テレビジョン音声多重放送については、放送時間と放送地域の拡充を行うこととしております。

国際放送においては、放送を通じて国際間の理解と親善に寄与するとともに、海外の日本人に対する内外諸情報の提供を積極的に行い、また聴取の実態に即して受信の改善に努めることとしております。

広報及び営業活動につきましては、地域特性に即したきめ細かい施策により、幅広い視聴者の意向を積極的に吸収し、これを事業運営に的確に反映させ、また、受信料負担の公平を期するため、視聴者の生活態様に即した営業活動を積極的推進して、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める所存であります。

調査研究につきましては、放送番組、放送技術

の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、一般にも公開することとしております。

以上の事業計画の実施に当たりましては、業務全般にわたる効率化を積極的に推進して、経費の節減を図ることとし、要員については、事業計画の遂行に必要な最小限にとどめ、年度内百二十人の減員を行うこととしております。また、給与につきましては、適正な水準を維持することとしております。

これらの事業計画に対応する収支予算について申し上げますと、事業収支において、収入総額は二千八百二十九億七千万円、このうち、受信料収入については二千七百六十三億一千万円を予定しております。これは有料契約者数について、カラ

ー契約の増加等により、契約総数において五十五万件的増加を見込んだものであります。

これに対して、支出は、国内放送費などの事業運営費、減価償却費、支払利息など総額二千七百十八億三千万円を計上しております。

事業収支差金百一億四千万円につきましては、このうち七十五億円を債務償還に充て、三十六億四千万円を翌年度の財政を安定させるため、その使用を繰り延べることにしております。

次に、資本収支は、支出において、建設費二百七十億円、通信・放送衛星機構への出資に二億七千万円、債務の償還に八十二億七千万円、総額三百五十五億四千万円を計上し、収入には、これらに対する財源として、事業収支差金、減価償却引当金、放送債券及び借入金等を合わせて総額三百五十五億四千万円を計上しております。

以上、日本放送協会の昭和五十六年度収支予算、事業計画等につきまして、そのあらましを申し述べましたが、一九八〇年代における公共放送としての果たすべき役割がますます重要になってくることに思いをいたし、今後の事業運営に当たっては、協会の総力を結集して協会に課せられた責務の遂行に努める所存でございますので、委員各位の変わらざる御協力と御支援をお願いいた

し、あわせて、何とぞよろしく御審議の上、御承認願いますようお願い申し上げます。

○委員長(福岡知君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○大森昭君 ます、NHKの予算に入る前に、北海道テレビのことであるというマスコミが報道しておりますので、ちょっと質問したいわけでありますが、まず、電電公社の経営委員でありますと同時に日本民間放送連盟の副会長の要職にありま

すが、まず、電電公社の経営委員でありますと同時に日本民間放送連盟の副会長の要職にありま

敗をいたしまして北海道テレビ放送の社長を辞任するとともにすべての公職から身を引くというこ

とが報じられております。また同時に、三月二十四日の夕刊では、岩澤さんが自己名義でその株式の二〇%、さらにタミヤを使つて実質的には五〇%以上を所有しているということが報道されてお

ります。加えて、これが金融機関に担保に取られていたという事柄で、放送局の免許の取り

消しという事柄にもなりますので、郵政大臣の方から事務当局に調査を命じているということが報

じられておりますが、まず、その実情はどうなつて

いるか、御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(山内一郎君) 岩澤靖氏の関係で、郵政省といたしましては、北海道テレビ放送の社長であること、さらには電電公社の経営委員であること、こういう二点で非常に重大な関係があるわけ

でございます。したがって、この事件が発生して直ちに調査を開始すべく事務当局に指示をいたし

まして現在極力調査を進めておりますけれども、非常に何かに複雑な状況でございますので、社長の方

はすでに辞任をされ、後任の社長も決められてお

りますけれども、なかなか実態は把握できない。こ

ういうことで、実はさらに調査をもっと徹底的にやるようにということを進めていくわけでござ

います。

そこで、もう一つの経営委員の問題でございますが、これは辞表を持って来られまして、その取

り扱いについては近く閣議で決めるわけでござい

ますが、そういうような情勢でございますので、こ

こで御答弁はできないわけでございますが、その

株がどうなっているかということによって、いろ

いろようになっている場合にはどうすべきである

というふうな検討はいたしておりますけれども、た

だいま五〇%株を持っていられるようなお話も全

然聞いておりませんし、調査の中にも出てきま

さんし、岩澤靖氏の株は一〇%である、こういうこ

とに相なっているわけでございますので明確な

お答えはいまのところできない、こういう状況で

ございます。

○大森昭君 電波というのは国民のものですか

らね。しかも、いま指摘しましたように三月の二

十日で社長を辞任したということでありまして

ら、きようは二十六日、それまでその会社の株

がどこへ行っているかわからないとか、そういう

ようなことになってきますと、一体、常時監督も

されているんだらうと思うのであります。いま

の大臣の発言でいきますと、これはいつごろにな

ればわかるわけですか。

○政府委員(田中眞三郎君) お答え申し上げます。

ただいまの一〇%か五〇%かというようにこと

ですけれども、岩澤氏名義の北海道テレビの株式

はいま大臣も申しましたように一〇%、十万株で

額面総額五千万円ということで、郵政省といたし

ましては岩澤氏が株式を五〇%支配しているとい

う事実は了知しております。そういうことには

なっていないこととでございます。

それからいろいろ御質問がありましたようにござ

いますけれども、北海道テレビ放送からの報告

によりますと、同社の株式が借入金金の担保とし

て、たとえば外国人、外国法人等に渡っているよ

うなことはいないという事実はわかっております。

なお、先ほど申しましたように非常に複雑でござ

いますので、詳しい事情についてはできる限り

早急に聴取してまいりたいというふうに考えてお

る次第でございます。

○大森昭君　そうすると、まず、いまの答弁ではつきりしたのは、外国人に対しての担保はない、それからいわゆるダミーを含めて五〇％株を所有しているということはないということですね。

○政府委員(田中眞三郎君)　岩澤氏名義の株式は一〇％であるということでございます。

それから同社の株式が借入金担保として外国人または外国人に渡っているというようなことはないという現在のところの調査でございます。

○大森昭君　株式を五〇％持っているという私言っていないんですよ。もともと持っていないんだから、個人が、問題は、岩澤さんの影響力が五〇％に及んでいるということについてどうかという質問をしていくわけです。あなたが言うように一〇％でしよう、本人の株式の所有は、これが五〇％持っているというわけですかね。そういう意味合いで私が言っているのと、それともう一つ、いろんな報道がされていきますから、新聞の記事が正しいかどうかはわかりませんが、いずれにしても、あるテレビ会社が北海道テレビを肩がわりするという報道もありますが、この辺はどうですか。

○政府委員(田中眞三郎君)　岩澤氏所有の株式が仮に他の放送会社が肩がわりするというようなことになりまると、マスメディアの集中排除の観点から問題であるというふうに私も考えております。先生先ほどから御指摘のように、放送の公平かつ能率的普及を図るといふ観点からマスメディアの集中排除というものは国の放送政策におきます基本方針の一つとしてきたところでございまして、そのため一人の者が所有したまたは経営支配をするのは一局に限るといふことで、数局の所有は認められていません。そういう観点からこの株の行方その他については厳しく見守りながら処理してまいりたい、調査を進めるとともに指導してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○大森昭君　そうすると、肩がわりは問題があるからそう簡単にはいかないということですね。それはつきりしたわけですね。

それと問題は、世論的には幾ら電波監理局長というふうには言われても、いすれにしても許可を与えているのは郵政省なわけでしょう。これだけ報道されていますと、一体、許可を与えて、その後郵政省が――監督というのには確かにその郵政省が立入検査をしたりあるいは常時その決算に立ち会うなどということもできないでしようけれども、国民の立場からいいますと、電波行政というのは郵政省が許可制でやっているわけですから、したがってそういうことになれば、今日このような状態が起きてまだいまだに――個人の問題の捜査をしると言っているんじゃないんですよ。いわゆる北海道テレビの株がどこへ行っているかということですから、これは北海道へ飛んで行けばそんなに長くかかるわけじゃないです。一日もかからぬでしよう、株の行方ですから。そういうことが――彼氏がどういう株を買って幾ら損をしたとか、負債がどのくらいあるとか、そんなことを言っているんじゃないんですよ。個人の問題を言っているんじゃないんですよ。いよいよ北海道テレビの岩澤さんが持つておる株の一〇％、さらにダミーがあるということだけども、ダミーがないとあなたは言うわけだけれども、一〇％はどうなっているんですかというところはいはわかるんじゃないんですか、すぐこれ。

○政府委員(田中眞三郎君)　まず、肩がわりすればぐあいが悪いというふうにお答え申しましたけれども、その人によつてということ、こういうふうなことになる場合には岩澤氏は株を持ち続けることはできないと思います。当然だけれど肩がわりすることになるかと思ひますけれども、それが他の放送会社等すでに所有していると申しますか、所有権を持っているというふうな場合にはぐあいが悪いということでございます。それから先生御指摘の、郵政省といたしましては、現在の法制下では言論報道機関でございます

放送事業者の自主性を高度に尊重するという観点からいたしまして民放経営者に対して自由な経営権というものを保障されているわけでございますけれども、このたび北海道テレビが株式投機に關連して多額の負債を抱え、社長が辞任し、また会社に対する不信も持たれるようになったということについては、放送事業は公共性の非常に高いものでございまして、きわめて郵政省としても遺憾な事態であるというふうに考えておるわけでございます。

それで、そういう観点からいたしまして、株式が特定の者に集中するというようなことは公正な事業運営の観点から望ましくないということ、放送局の免許審査あるいは再免許に当たりましては常に重視いたしまして審査いたしておるというわけでございます。

○大森昭君　いま局長が言ったことは電波法を読めばわかるので、それはわかっているんですけど、問題はそうじゃなくて、いまの岩澤さんという人が株を一〇％持っているでしよう。それで、それがどこにも担保にも入っていないで、個人が借財をして自分の理由でやめるといふならこれは何も問題は無いんですよ。問題は、その株式を担保に入れちゃつてあるところにまず問題があるんじゃないかということ、一つ指摘をしているわけですよ。加えて、本人は一〇％だけれども、新聞報道によればダミーを使つて実質的には本人の影響力は五〇％以上所有しているということなんだけれども、この点はどうかと言つたら、この点はないとあなた言うわけだ。しかも、ないと言つても、一〇％は外国人に少なくとも担保で行つていないんじゃないかと言つたら、これもないと言つておるんですよ。そうでしよう。そうなつてくると、岩澤さんの一〇％も担保にも入っていないというところになれば北海道テレビは問題としては何も無いんですよ。岩澤さん個人がどこで借金しようとするか、と、そんなことはいいことじゃありませんが、公職にある人ですから。しかし、それはそれで電波行政とは直接つながらないだけども、そういう

うふうになつていっているんじゃないんですよ。という質問をしているので、わからなければわからないでいいんだけど、わからなければいいことになれば、いづつごろまでこういう状態を処理するかと、いづつごろまでお答えしていただかないと何が何だかわからぬことになるわけですよ。

○政府委員(田中眞三郎君)　まず、岩澤氏が持つておりました一〇％でございますけれども、いままでのところ私もわからなかつたところでは、北海道テレビ会社そのものに対して差し出されるというふうには聞いております。

それで、何分にも同社はいま非常に混乱しておりますので、今後の対策を関係者間でどうするかというふうなことで協議もいたしておるわけでございます。その合間を縫ひまして私どもでもできる限り早く事態をつかみたいというふうなことで調査しております。いままで申し上げた一〇％の件あるいは外国人にどうなつていっているかというところはおわかりなつていられるかというふうなことでございまして、非常に事は重大でございますので、先生御指摘のようにできる限り早く事態を確かめ、善後策というものを考えわたる上で、マスメディアの集中排除の観点その他から今後問題のないように指導してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○大森昭君　現在調査をしておるということですから、これ以上続けても意味がないわけでありまして、いづれにしても、いま局長が言うように電波の問題というものは一日もゆるがせにすることのできない問題であるということ、私どもも認識しております。とりわけ言論報道機関でありますから、したがつて速やかに問題の処理をしてもらわなければならぬわけでありまして、いづれにいたしましても、こういう問題がありまして調査をしているわけでありまして、先のこと、聞いてもこれはまたなかなかむずかしいんだらうと思うのでありますが、こういう問題を契機として今後電波行政の監督などについての特設

の考え方というのがあるんですか。

○政府委員(田中眞三郎君) 先生御存じのとおり、現行法制では放送会社の株式譲渡関係というものは商法の一般法令で規律されておるといふことで直接郵政大臣がチェックするようににはなっており、おられないわけではございますけれども、その放送の公共性あるいはマスメディアの集中排除の観点等々から非常に重大な問題でございまして、事実上、指導も強力に進めてまいりたいというふうに考えております。

○大森昭君 次の問題に入りますが、しかし、いざれにしてもこの社長はもうやめたんでしよう。やめて一週間たつわけですよ。やめるときに北海道テレビの会社自身がどうなっているかわからないんといふたかつこうでやめるような人を大団長に置いておくなんというのはいさか引續いてるわけですね、これ。社長代行みたいなのがいるはずだと思うんですよ、これ。少くとも、運営をしてくるのに、やめるときはどうかしてしまいかかわらないようなかつこうでやめていくような状態をこれまた何ともしつけられないなんというんじやこれはどうにもなりませんので、いま局長が言われるように、今後の問題として前向きで検討していくというふうであります。けれども、しかし全体的に言えることは、どうも少し行政官庁としては対処の仕方が十分じゃないというふうに思いますが、もう一回、どうですか。

○政府委員(田中眞三郎君) 一言だけ申し上げますが、岩澤靖代表取締役社長は三月十九日に辞任いたしました。新たに小林幸雄副社長が代表取締役に就任したという報告は受けております。○大森昭君 だから、そういうふうに十九日に受けていたわけでしょう。きょう二十六日だから一週間たつわけでしょう。その間に当然その会社の社長がやめたときの現在の財政はどうなっている

か、経営状態はどうなっているのか、持っている株がどうなっているのか、そんなことがわからないで受ける小林さんという人もおかしいと思うけれども、恐らく受けるときには引き継ぎがあるんだろうと思うんですよ。そうならば、二十四日の郵政大臣が調査を命じると言え、だれか本省から北海道へ飛んでいるのかどうかかわりませんが、そんなに何日もかかる問題じゃないんじやないかと常識的に私も考えるわけですよ。ところが、いまのあなたのお話でも、いま調査中ではつきりしないというわけでしょう、複雑だと。複雑というのはいさか複雑かよくわかりませんが、社長がやめて会社がそんな複雑という話をしていないはずなんです。しかも株の行方の話をしているんですからね。そうでしょう。そんなに時間からかからないですぐわかるはずじゃないかというのが私どもの常識なんです、あなたはまた時間がかかると言うから、これはこれ以上委員会が質問が継続できませんが、そんなにわかるものじゃないでしよう、実際問題として。だからその点が私としてはなかなか納得できないわけだけれども、しかし局長はいま調査中で一生懸命やっているんですよ、言うんだからこれ以上話を進められないわけですからね。しからばあと五日ぐらいになれば現地から行った者が帰ってくるから実情がわかる、実情がわかって善後策を立てるのにはやや時間がかかるというのならこれまた話もわかるんですよ、実情がわかるのもいつかわからぬというわけだから、どうも電波行政としては——電波というのは速いんですよ、これは。ですから、それにしても少し郵政省はお粗末じゃないかというのを考えていますので言っているわけですよ。もう一回、答弁があるならあるで答弁してもらい、なければないで次の問題に移りますがね。

○政府委員(田中眞三郎君) 通常の状態でありましたら先生御指摘のとおりだと思います。ただ、そういう状態ではなかったということで今度の事態も起こった、まことに困ったものだというふう

に考えておるわけでございます。それから事実報告につきましても、なおやはり混乱の状態でございますので、いろいろ情報も入っておるわけですが、やはり善後策を含めた上での確認というふうなものも必要であるかというふうなことで、いまのところわかっている部分につきましては全部はちよつと控えさしていただきたい、後日訂正を申し上げるというふうなことになると思います。何分にも一日もとめちやならないというふうなこともございますし、善後策を含めた上での御報告なり、そういうことにいま少しく時間をいただきたいということでございます。

○大森昭君 通常じゃないから事件が起きるのであります。しかし、そういうことが起きててもそれに対応する対応策を立てるのがやっぱり監督官庁の任務なんですから、どうかひとつ、そういう意味合いで速やかに実態を調べて——複雑複雑と言いつつ視点が少し私と違ふのだからと思うんですが、北海道テレビがどうなっているかというものはそんなに複雑じゃないんですよ。岩澤さん自身の問題というのは複雑なんですよ、恐らく個人の問題は。よくわかりませんが、しかしテレビの会社自身はそんなに複雑じゃないはずですよ。どうかひとつそういう点で、何か全体ひっくりかえって複雑で捜査がおくれるなんというのではゆるがせにできません、この問題は。早急にひとつ対処していただきたいと思ひます。

そこで、NHKの問題に入りますが、実は昨年、いざれにいたしましても、NHK側から千六百十億程度の資金が不足するというところで受信料の改定が提案されました。しかし、たまたま政府の方から放送法の改正が出まして、暫定ということになりました。一カ月予算の執行がおくれただけであります、暫定で予算が組まれるということになりました。もちろん収支のパラメータが崩れることは当然であります、その中でもとりわけ、いろいろ今日NHKが置かれておる状況の中

で難視の解消をやるとかあるいは多くのテレビ局の建設工事をするとかということになっておるわけでありまして、継続工事だけしかこれは暫定の間はできないというふうになっております。ことしは大雪も降りましたし、いろいろ大変御苦勞されていると思うのであります、予算で提出をされました建設工事というのは大分消化がおくれているのじゃないかと思うんですが、どういふ状況になっておりますか。

○参考人(高橋良君) お答え申し上げます。五十五年度の置局並びに共同受信設備の建設工事につきましては、テレビの中継局が御高承のとおり百五十地区の建設でございまして、共同受信施設の建設は百五十施設の建設の計画であつたわけでございます。

それで、暫定期間中につきましては先生の御指摘どおりでございますので、五十四年度の着工分につきまして、これにつきましては五十四年度の予算がついておるわけでございますので、いまお話しございましたように送信機の製作などは工事を継続してまいりました。これは百地区でございまして、新規着工分については五十地区につきましては、暫定予算期間中につきましては机上における検討、その諸準備を行ひまして、本予算の承認後直ちに工事に入るように努力してまいりましたわけでございます。共同受信施設についても、置局の建設と同様な机上検討などの諸準備を取り進めておつたというのが暫定期間中の工事の取り進め方でございます。

○大森昭君 そこで、いまあなたが言う百五十と五百五十、これは年度末には完成できるんですか。

○参考人(高橋良君) お答え申し上げます。本予算の承認後につきましては、工事のおくれを取り戻すために放送局間の応援体制などをしまして工事の促進に努力いたしました結果、二月末現在で計画の九〇%までございまして、三月末にはこの三月三十一日に一局の完工予定を残しまして無事に計画は完了する予定になっております。

○大森昭君 いずれにしても二月で九〇%で、あと一カ月の間、一カ月といつたって、しかし実際はきょう三月二十六日だから、最大の努力をして建設工程をいたしませんと国民に対するサービスが落ちますので、がんばっていただきたいと思ひます。

次に、五十五年度の営業の關係であります、NHKから出ておる受信料の収納状況などは大体前年度の水準を確保しておりますが、受信契約の開発が少し目標を立てた割りにうまくいっていないんじゃないかと思うのでありますが、実績はどうなっているのか、そしてまた年度末まで見込んでおる状況はどういうふうに移行をしていくか、答弁していただきたいと思ひます。

○参考人(海林耕一郎君) お答え申し上げます。ただいま先生御指摘のように、収納はほぼ前年度の水準ということでございまして、料額を改定いたしましたけれども一応の定着を見た、五十一年度のときにございました受信料不払い運動とかいうような動きがほとんどございせんので、改定については定着したと思つてゐるわけでござい

ます。先生のおっしゃいますように、受信契約の伸びでございまして、現在集計中で確たる数字、手作業的な数字でございまして、二月の末、一番新しい時点で三十二万から三十三万に達しているというふうに私は読んでおります。年度末まであと本当に数日でございますけれども、現在全協会を挙げまして、営業のみならず放送、技術、管理部門も動員いたしまして契約増加の諸対策を進めておりまして、年度末には、提出してござい

ます五十六年度予算の前提としております本年度の増加四十万でございまして、これには、是非でも到達したいというふうに現在考えて施策を進めてゐる次第でございまして。

○大森昭君 お互いに努力をして目標を達成することを目指してもできないことはやむを得ないんですけれども、ただNHKの認識の問題として、確かに五十五年というのは料金値上げをしたわけ

でありまして、五十一年度の状況と勘案してみますと、同じく料金を上げた、しかも五十一年度は五〇%も上げたんですから、そういう状況から見ますと、五十一年度の実績と、今回のいま答弁がありましたが二月末で三十二万から三十三万というところになりますと、五十一年度当時から見ても実績が少し低いんじゃないかと思ひますが、どういうふうに認識されておりますか。

○参考人(海林耕一郎君) 先生のおっしゃいますとおり、受信契約の増加ということについて申しますとおっしゃるとおりでございましてけれども、やはり料額改定いたしました、われわれとしては受信料の公平負担と世の中にかましく言われておりますその辺のところを何とか守り通す、したがって収納を上げなければいけないというところとございまして、先生おっしゃいました五十一年度の上半期に、収納の面とらへまして五十一年度の上半期に、契約してもお支払いいただけないという滞納の方が四万八千件、年度を締めましたらおよそ十六万七千件増加したわけでござい

ます。一方、五十五年度は上半期でその滞納増が三千というところでございまして。下半期につきましても、現在集計しておりますけれども、上半期の三千を多少上回る程度に抑止し得る見通しがついたというふうに申し上げられるかと思ひます。したがって、その辺で公平負担を守ることと五十五年度についての評価ということはある程度お認め願ひたい。

私の方は、その辺は自信を持って相進めたいということとございまして、五十五年度は事前の周知活動、新聞あるいは雑誌、放送などを通じても積極的にいたしました。特に九月と先月、二月でございまして、営業特別月間というのを設けまして、先ほどちょっと触れました営業のみならず全協会的な努力を重ねてきたということと、その辺御了解いただければ幸ひであります。

○大森昭君 努力とか努力じゃないとか言つたつて、あなた方経営者なんですから、収納率を高めて、あなた方経営者なんですから、収納率を高めて、契約率を高めないといけないわけですよ。そうで

しょう。いまあなたはそういうふうに言われますが、実際問題として受信契約の開発、これ目標は五十五万でしよう。いまのお話だと三十二万とか三十三万でしよう。これだけの受信契約が、受信契約されなければ収納がないわけですからね。そうすると、これだけの目標を立てて、予算を立ててこれだけの差異が出てくれば収入の面で大分差が出てくるんじゃないですか。

○参考人(渡辺伸一君) お答えいたします。おっしゃるとおり、五十五年度の当初目標に対して受信契約が思うように伸びないということは収入に影響があるわけでございまして、いま先生おっしゃいました暫定予算による減収とともに五十五年度の収支については最大の関心を持って収入、支出両方とも点検を加えているところでござい

ます。五十六年度にこれまた影響を与えるわけでございまして、その面につきましてもいま慎重に決算の見込みを検討してゐるところでござい

ます。○大森昭君 いずれにしても三カ年計画でありますので、単年度で問題の指摘はできませんが、しかし五十五年度を見た限りは当初NHK側から出された事業計画では大変厳しいということで、これはそういう状況になっていまして、そこで、あなたの方も三年間の見通しの修正が行われているようでありまして、いずれにいたしましても、五十五年—五十七年度の三カ年の収支の見直しの概要で、おおよそ五十五年度の予算審議の際の計画でいけるといふふうに判断をしておりますか。

○参考人(山本博君) ただいまお尋ねがございした点につきましては、五十五年度の予算の御審議をいただきました際にNHKから提出をいたしました三カ年計画の前提になりますものもろの条件がございまして、いま御指摘がございましたように、収入の面では暫定予算からの収入不足、それからいまこちらから説明をいたしましたように受信料の契約が十分達成できないための収入不足、こういうものが前提としては非常に大きな変化がございまして、それからもう一つの変化は物

価の予想でございまして、これは六%で三カ年間の計算をいたしました、御承知のように五十五年度は政府見通しといたしまして約七・八というふうな変動がございまして、この点も前提と違つてまいります。それから五十六年度の予算編成に当たりまして物価をNHK側の三カ年間の計算では六%と見ておりましたが、政府では今度は五・五という指数をお出しになっておりますので、それで五十六年度の予算を組んでございまして。そういうような条件の変更がございまして、もう一つ、五十四年度の決算をいたしましたところが約三十八億円の節減ができましたので、これは借入金金の返還をそれだけ少なくすることができました。

そういう条件を全部勘案いたしました、約三カ年間の収入面の変更というのが七十六億ござい

ます。これが不足でございまして、これに對しまして、ただいま申し上げました三十八億円の借入金金の返還を少なくできたということ、それから三カ年間の事業支出の節減、こういうもので約三十八億円の節減をすることにいたしました。その結果、七十六億の節減といえますが、収入の不足を補うことができませんので、三カ年間全体といたしましては、一応収支相償するという形で考えられるというところで見通しを修正しておりますし、同時に、事業計画の内容におきましても所期のとお

り努力をしてこれを実現するという、国民にお約束をしたものは何とか守つていけるのではないかと

検討しておりますという話で、まあ今度の国会では出さないといいことになりましたけれども、その三年間のものもろの見直ししていきますと、おねねこの受信料の支払い義務化というのは五十七年度はないというふうに見えていいですね。

○政府委員(田中眞三郎君) 前国会に出しました受信料関係の放送法改正案の再提出いかんということかと思えますけれども、いま先生もちょっとおっしゃいましたように検討を続けてまいっておるわけでございますけれども、いましばらく受信料改定後の推移等も見たい、あるいは多重放送等も非常に前面に出てきたというふうなことがございまして、時間的關係からいたしまして今国会への提出はむずかしいというふうに考えております。さらに検討を続けてまいりたいということでございます。

○大森昭君 検討されるのは結構なんです。検討されることは結構であります。いまNHK側のお話を聞きますと、たとえば契約についても目標の五十五万なかなかなかむずかしくて達成できないというお話がありましていろいろあります。三カ年を見直し——三カ年といつても実質的には二カ年ですけれども、見直しをして計算をすれば五十五年の予算の審議の際にいろいろ国民の皆さんに約束した内容はできますという。問題は、この支払いの義務化というのは、なかなか経営がうまくいかなければならないかという意味合いで義務化というふうな問題を検討されたのじゃないんですか。だから、NHK自身が五十七年度を見通していけるということになれば、五十八年、五十九年はどうなるかわかりませんが、一応五十七年は支払い義務化をやらずにいままで続けてきた状況で実施ができるということと理解できるんじゃないですか。まずいですが、それじゃ。

○政府委員(田中眞三郎君) ただいま御指摘のようなことで、今度の郵政大臣の意見の中でも、経営の基礎でございまして受信料の確実な収納を図るということが非常に重要であるということで、また受信料の基礎は全視聴者からいただくというう

うなことになるってございまして、その意味からもNHK自身が努力、工夫をいたしまして、視聴者の理解と信頼を得るための施策がいろいろ重要であるというふうなことで、この料金改定後の動きがどうなるかというふうなことにつきましては非常に關心を持っておるところでございます。滞納を抑止すると同時に新しい契約への開拓も非常に必要であるというふうなことを考えておる次第でございます。

○大森昭君 いま五十六年度の予算審議をしてい

るわけですが、実質的にはこれは五十七年度までの問題を見通して議論しているわけですよ。いま電波監理局長が言うように、支払いの義務化の問題をちらちらしていただんじや腰が据わ

りませんよ。とにかくいま問題は、収納率を高め契約率を高めなさいかぬわけでしょう。それが

題を練り上げて支払い義務化の問題が提案されるかどうかかわかりませんが、そのところの基本です。それから、これは、基本のところを郵政省の方でふらふらしておいて、検討していただきますんと言っているのは、あきらかに悪いですよ。とりわけ、私は一番初めに暫定予算の問題を指摘いたしましたけれども、支払い義務化の問題が同時に提案されたから暫定予算になったんでしょ。暫定予算になれば建設工程も順調にいかないし、一カ月間暫定でやり

ますから収入は減るし、大変な問題をこの支払い義務化の問題では経営自体に、経営の基礎を揺るがさないけれども大変なことになっているという

ことを冒頭指摘したのは、少なくともそういうことも影響するわけだから、支払い義務化の問題というのとはにかく五十七年度までなしということ

でも無理でしょうけれども、早急にそういう結論を出して、五十六年、五十七年とはにかく従来ど

すが、先生のおっしゃいます契約の進まない状況ということをかいつまんで申しますと、移動世帯が非常に多く、その対策が非常にむずかしいということ、それから特に先生御承知の大都市でござ

いますけれども、不在世帯、特に単身であるとかあるいは御夫婦共働きの核家族というのでござい

ます。それから、この辺のところの不在の方が多い。それから契約をしてくだらないことに理由を持つ契約拒否、NHKの放送を見ないとか云々とい

うことで契約の拒否をされる方、おれわれが仕事をしておりまして大まかにまとめますと大体そういうこととでございます。

○大森昭君 郵政大臣の意見書にも受信料の確実な収納を図るべきであるという指摘をしておるわけでありまして、何か特段の具体策をNHK側に指示しておりますか。

○国務大臣(山内一朗君) 意見書の第二項で「確実な収納を図る」ということを記載してござい

ます。NHKが運営をされていく上におきまして最も重要なことは、やっぱり受信料を確実に取るようにいたしましてそれで運営するというのが基本でございまして、格別に具体的にどうしなさいという

どから先生おっしゃっております現在の五十五年度の五十五万あるいは五十六年度の五十五万ということは五十七年までのいわゆる経営計画ということである。その算定の考え方と申しますと、世帯におきましてテレビの普及が限界に達している。先生のおっしゃいます非世帯についてはやはり八十数%は現在契約しておりますけれども、いずれにしましても受信契約数の伸びというのが次第に鈍化しております。今後は世帯の新たな増加に伴う——実は去年の暮れに国勢調査の速報がございましたけれども、あれによりまして、五年間の世帯の増、平均四十五万というふうに出ておりましたけれども、つまり世帯の新たな増加に伴うテレビ所有世帯の増加部分ということ、これが主たる受信契約の増減対象になるのでございまして、これも非常に重要な点でございます。

で、五十五年から五十七年度の契約の増加目標の設定では、いま申し上げました世帯数の増加に伴うテレビ所有世帯の増加数に相当する世帯の契約数を確保しよう、それから先生が御指摘の非世帯契約についても逐年増加を図り大体年々二万ずつふやしていくというところで計画を立てております。そういうようなことで、五十六年度五十五万、さらに努力値をそろえた世帯、おっしゃるとおりそこにも据えての努力をしていきたいというふうな考えでいるわけであります。

○大森昭君 時間がありませんからあれですけれども、いずれにしても鈍化していることは鈍化しているんでしょうけれども、たとえば単身世帯なんかはどのくらいテレビを保有しているかなんていうのを、聞くところによると五〇%だということなんですけれども、しかし実際問題として、いま学生なんかの状況を見ますと、東京へ来まして、大学に受かって、テレビとステレオと何ですか、三種の神器なんかあるようではありますが、そういういわゆる単身世帯なんか五〇%がどうかという問題と、とりわけ、いまお話がありましたように非世帯の事業所が二万件と言われるんですけれども、

も、いまだこへ行っても、ホテルへ行ったり各部屋にみんなテレビはありますし、それから旅館なんかでもそうでしょう。喫茶店なんかにもありますしね。そうなつてきますと、これ数を必ずしもふやすことは私はいとは言いませんが、しかし問題は、やはりテレビがどういう状態で使用され、置かれていくかといういわゆる基礎がしっかりしていませんと、これは営業で目標を立てて開発計画を進めることも非常にロスが出てくるんじゃないかと思っておりますので、その辺のいわゆるテレビの所有率、あるいは事業所がふえることによつての占有率、そういうものはきちっとあるんですか。

○参考人(海林一 郎君) 御質問が二つかと思ひます。

一つは、単身世帯が五〇%は少しおかしいんじゃないかということでございますけれども、実はわれわれとしては、信憑性のあるサンプリング調査と申しますか、単身世帯につきましては、経済企画庁が五十五年九月に行いました独自調査費動向調査、これを基準にいたしました算定している。東京都内でも、新宿であるとか池袋であるとか、非常にいわゆる小さなアパートと申しますか、下宿と申しますか、という形の中では、学生さんその他身方の方は意外に持つていらつしやらないということも実際の調べでわかつておりまして、御質問の五〇%についてわれわれは自信を持ってこの数値を算定しているということでございます。

それから先生のおっしゃいます事業所でございます。実は前回も、事業所のテレビの所有率が少し少ないんじゃないかということがございまして、私も、先生方の御質問を受けましてあるいはという感じもいたしまして、早速、昨年の五月でございましてデータをつくりました。例の新宿副都心の高層ビルでございまして、この辺が一番ポピュラーかと思ひまして、四棟に入居しております民間の事業所二百七十七社でございまして、文書照会をして、それから

ちの職員を派遣するということをやりましたところ、調査対象がいま申し上げた二百七十七で、テレビを設置している事業所は六十社でございまして、つまり二二%。そしてテレビの設置の台数でございまして、一社平均一・八台。やっぱ日常本来業務といふか、やつていらつしやる事業所では、やはりテレビをがんになるということも少ないというところが去年の五月の時点で明確にわかりまして、私どもが使用しておりますデータに間違いがないということが立証されたわけでございますけれども、さらに地方都市ではどうかということ、同じく七月に広島放送局に命じまして、調査対象七十二の事業所でやりましたけれども、テレビの設置事業所数は十八社でございまして、これもパーセンテージでや、地方でございましてから東京の二二%に対して二五%でございまして、この辺が実態調査の結果明らかになった。なお、広島テレビの設置台数は一社平均一・三台でございました。

○大森昭君 私なども素人ですからあれですけれども、ただ開発計画が肝心なもので、たとえば私も旅行してビジネスホテルに泊まってもちやんとありますしね、テレビは。そうでしょう。ああいうでかいホテルがばつと建てば、テレビなんというのは少なくとも百台ぐらいついているんじゃないですか。よくわかりませんが、各部屋をのぞいてみたことはないからわからぬけれども、恐らく自分の入った部屋にテレビがあるんだからこの部屋にもあるのだらうと思ふんです。そういうことで、実際にそういうでかいホテルみたいなのでございまして、テレビが何台入つていてどのくらい持つていられるかというのは、これは抽出で——たとえば成田空港ができて成田にホテルができるのかいろいろあるでしょう。すぐわかるんじゃないんですか、これ。だから、そういう実態の中でも、実はそういうところにあるところはみんな取つています、しかしなかなかテレビの利用状況というのはいまあなたが言つたようにそんなにふえてないんですというなら話は理解できる

んですが、そういう実態はどうなつていますか。

○参考人(海林一 郎君) 非世帯でございましてけれども、確かに世の中に出ていられる数字ということと総理府の事業所統計調査というのがございまして、これを出しますと、五十五年度の見込みで申しますと、六百四十三万事業所というふうに出るわけでございます。ところが、このうちわれわれが対象にいたしますのは、個人で営業している、たとえばばば屋さんであるとかあるいは住居と併設されていられる酒屋さんであるとかいうようなこと、これはわれわれは個人の世帯で契約をする。いま申し上げた事業所統計調査の中にはそれがカウントされておりますので、そういう意味で積算をいたしますと、非世帯契約の対象の事業所数は、ただいまの六百四十三万に対して百五十二万、二四%というふうになるわけでございます。したがって、先生のおっしゃいますホテルその他、これは明確にわれわれの受信契約の対象になりますので、ここ三年でございましてプロジェクトチームをつくりまして、部内的には非世帯と申しておるのでございまして、けれども、非世帯対策特別プロジェクトということで、管理職を各事業所に派遣いたしまして契約をお願いするという形でついでにございまして、そういうことで積算していきますと、先ほど申し上げました新宿あるいは広島の場合と申して、並びながら考えますと、現在の契約率は八八%というところでまだ努力の余地十分でございまして、けれども、われわれとしては事業所に対する積極的な対策ということは一生涯懸命に続けているというふうに御報告できようかと思ひます。

○大森昭君 大体毎回そういうような御答弁をいただいているわけですがね。決算書を見ますと、いま言われたような最大の努力と言われておりますけれども、これは数字というのはごまかしできませんので、ずっと見てまいりますと、五十年度はちよつとあれですが、後は収納率はずっと低下してまいりますね。そういう意味からいいますと、いろいろ

る管理者が特捜班をつくらつたフクロウ部隊をつくらつたとか、いろいろいふ言われまますが、もう少し技術的に、どこかに欠陥があるんじゃないかということとを討論されているのだから、いかにかわかんないが、仮にいま外部委託の人たちの、もう時間があるから、私の方で調べた資料でいきますと、たとえば契約の取り扱ひ一件で二百円の手数料でしょう、これ、もちろん、これはいま誤解されるといけないのでありますが、金を取り立てる方法ばかり言っているんじゃないやなくて、基本的にはNHKが親しまれる番組もやらなきゃいかぬし、それからいづれにいたしまして、見ている方がNHKの受信料をという意識を持たせなきゃいけないことも一番肝心なことであります。しかし努力をしてもなかなかむずかしいという状況の中で、新しい契約を取り次ぎするのに二百円というのは何か根拠あるんですか。

○参考人(海林一 郎君) お答えいたします。

委託集金人の報酬ということにつきましては、ちよつとこの席で申し上げるには細か過ぎるデータなのでございますけれども、先生のおっしゃいますように、契約については一件二百円である、それから収納ということについては七十何円であるというふうな、全体的なバランスの中でそれぞれの状況を積算しまして、たとえば現在状況の中では、契約をとつてしまえばあと収納に行くのはわりあい単純作業というわけじゃないけれども、厳しい中でありますけれどもスムーズに巡回して歩けるという場合の七十何円。それから契約については、契約をいたしますときにメモを記載するとかいうような手作業がございます。それからNHKのあり方、趣旨などの御質問が最近多うございますから、そういうたロードもかかりますというふうなことで積算しております。

先生の冒頭に言われました委託集金人の収入の構成ということでございますけれども、確かに五十五年度につきましては契約の増加は計画数を下回っておりますけれども、これは先ほどから申し上げております受信料の改定ということで、集金

取扱者が収納の安定ということに重点の力をかけて業務を遂行した、取り次ぎの業務の方に手が回りかねたという五十五年特有の状況がございしました。五十二年も若干ございしましたけれども、委託集金人によりまして契約の取り次ぎ数は、先生のおっしゃいます二百円というのが額として少ないから減ったというふうには私は受けとめておりませんで、ここ数年取り次ぎ数全体、五十四年度は三百四十万でございますけれども約六〇%と、これが両三年そのまゝ推移しております。契約取り次ぎ数から転居などによる契約減少数を差し引きしました純増と申しておりますけれども、この辺も過去五カ年間で世帯数を上回る実績と、先ほど申し上げました国調で二百二十四万五カ年間に世帯がふえているわけでございすけれども、いわゆる委託集金人を中心とします契約の増というふうなことでその二百二十四万を上回しております。二百二十四万に対して二百四十四万というふうな実績数字、データもございすので、二百円が少ないうえに契約が落ちるというふうには私は受けとめていない次第でございます。

○大森昭君 いままたまた二百円という問題を提起しましたのは、NHKの収納率が低下している、契約が余り拡大をしない。やっぱり変化しているんです、国民の皆さん方はNHKですと入つていきまして、おたくテレビ入りしましたから契約してください、あるいは今月は集金に参りました、ああそうですかという状況じゃないんです。これ、ずっと見ますとね、長期滞納者は依然として解決していません。新たな変化の中で対応してないんじゃないかという意味合いで二百円という問題を問題提起しただけなんです、私は、契約をとるのに大変厳しいような状況なら、それに対する施策をしなきゃいけないでしょう。

だから、そういうことから見ると変化をしてないんじゃないか。変化をしてないということは、認識が、先ほど言いますようにNHKですと言えませんが契約をしてくれる、NHKですと言えませんがお金を納めてくれるという状況じゃないわけですから、当然そういう変化の中で、仮にこの二百円の問題を一つの例として出したのでありますが、そのように、たとえば外部委託者の処遇の問題についても一体どうするのか。それから本務者との関係をどうするのか。あるいは郵政に委託しているわけでありまして、郵政の委託をしていられる分野ではどういうふうになっているからよりそれを拡大してもらうのか、縮小するのか。いろんな面、いずれにしても検討はされているんだらうと思うのでありますが、変化がないものですか。またまた二百円の問題で指摘をしただけなんです。

そこで、いづれにいたしましても振替口座をやっていますね。これは端的に言いますと、口座を設けていただきまして振替をやりますと取りにいかなくても済むわけでありまして、きわめてこれは有効なんです。で、振替口座の状況を見ますと、一般のいまやられておりますガスとか、水道とか、電話料とか、東京都内だけの数字をとりましても、どうも振替口座もそういう事業からいたしますと、もちろんそういう事業というものは金を払わなければ電話がとまっちゃうし、水道もとまっちゃうし、ガスもとまっちゃうという問題もあるかも知れませんが、振替口座の状況なんども類似産業から見ますと利用率は同じようになつていないんじゃないですか。

○参考人(海林一 郎君) おっしゃいます他の公共機関的な機関との比較でございすけれども、電気、ガス事業などの口座利用率については企業によつてばらつきがあるようですが、私の持つておりますデータでは電力会社、東京電力が六二%でございす。それからガス会社の例では東京ガスが六八%、それから電信電話料金が七六%、それから都の水道局が六〇%、地方のデータがちょっといま手元にございせんけれども、大体そのような率というふうになっております。

○大森昭君 だから、そういう率だからNHKはどうなんですか。

○参考人(海林一 郎君) NHKは現在で四二%であります。

○大森昭君 だから、四二%なら、ほかの事業から比べればずっと落ちるわけでしょう。ずっと落ちるのは、なぜNHKは、振替にしてみたられば一番経営基盤が安定するの、そういうパーセンテージが減っているんですか。数字だけ言つたってだめなんだよ、その所見を述べなさい。

○参考人(海林一 郎君) 他の機関が先ほど申し上げたような数字でNHK四二%、その辺を先生どういうふうにご差が出ているかということでございます。

実は電気、ガス料金につきましては、当然のことでございますけれども、払わなければ供給停止があるというふうな形あるいはわりあいに対価でございすので使えば払わなくちゃいけないという、いわゆる支払い意識と申しますか、というのが明確である。先生のおっしゃいますNHKの考え方としては、とにかくいい放送を出して、それを見ていただきいわゆる文化水準の向上に寄与するということでありまして、それを国民の視聴者の方にわかつていただいで、ぜひコストも安定します口座振替というところをお願いするということが趣旨なんぞございすけれども、やはりその性質の若干の違いがあるということで、どうしてもその辺の御理解がいただけない。したがうして、手をこまねいているわけじゃないです。で、たとえばお気づきかと思ひますけれども、放送のステーションブレイク、あの一部分のところ、口座推進のお勧めであるとか、諸種のパンフレットをつくる、あるいははきのうも銀行協会あるいは金融機関の方に集まっていたいただきましたけれども、そういう方たちとも連携しながら、NHK独自の性格であるけれどもぜひわかつていただきたいという形で現在施策を進めている。特に五十六年度の営業の基本方針と申しますか、眼目の最大の一つにこの口座推進ということを入れています。積極的にやる。特に大都会におきましてはパートタイマー的な者も入れまして口座をとるといふことに努力しております。

方はよくないのかどうかわからぬけれども、仮に民放ですね、民放がこの時間に何の番組をやっている。いま必ず言うだろうと思っただんです。「シルクロード」がいいとかなんとかね。それはわれわれだって見ていますよ。しかし問題は、仮に五時から六時、六時半ぐらいまでというのは民放

は大体児童向けなんかをやっていますね。そのときに少なくとも「シルクロード」を流して「シルクロード」を見るという人間というのは限られているんですよ。児童なんか見ませんわな。そうでしょう。砂漠でもってボカボカボカボカやって昔の遺跡があるなどというのを児童が見ますか。そうなるべくと、当然番組編成するに当たっては、この時間帯で何をやっていいかというところが当然頭の中に入らなければいけないと思うんですね。それでしよう。だから、単独で「シルクロード」がい、評判がいいからいいのをやっていますとか、海外番組——海外番組だってそうでしょう。少なくとも中学生の高学年で海外旅行したいとか世界に目を広げるとか、高校生ぐらいでも興味ある人がありますけれども、最近は大學生でも漫画見ているという時代ですからね、ぼくもよくわかりませんが、だから、そういう特定な人が見るものを指していいものをやっていると言ったって、それは番組の正しい編成にはならないんじゃないかという感じがするんですよ。

一つの例をいたしまして、たとえば三時間物というのは何があります、NHKで。常時とは言いませんが、三時間物。

○参考人(田中武志君) 五十五年度の番組の中ではドラマなどで長時間の番組を編成いたしました。たとえば一月の初めのところで「男子の本懐」とか、それから継続物といたしましては、毎日やりましたものとしては「ザ・商社」、いままた再放送やっておりますけれども、そういったところでやっておりますし、それから討論番組なども、三時間という長いものではありますんでしたけれども、年間何回かにわたりまして二時間ぐらいのものは放送しております。

○大森昭君 肝心の人が抜けているんだよ。九十日間相撲をやっているんだよ、三時間。そうでしょう。いろんな事情があつてやっていると、思うんだけれども、余りこういう発言すると怒られるよという話もあるんですよ。相撲の好きな人がいて、それを見ている人がいるんだからという

んだけれどもね。どうも正直申し上げまして、三時から六時まで相撲を見ている人というのは大変優秀な人だと思ふんですが、しんぼう強い人だと思ふんです。ちよつとあなたの方からもらった資料でいきますと、これ一本当たり八百何十万がかつていまして、そうでしょう。そういうことなどについて、これ三時間物で九十日間国技と言われている相撲を見るわけでありまして、こういうものというのはその番組審議会なんかには余り意見出ませんか。

○参考人(田中武志君) お答え申し上げます。

特に私も中央番組審議会あるいは地方の番組審議会にもできるだけ出るようにしておりますけれども、先生方からは御意見がないようでございまして、むしろ北海道とかあるいは九州の方の先生方からは、やはり地元の出身の方も多いせいでありまして、そういうような御要望も数年前にはありまして、それでそういったことで三時間に昨年から延ばしたというふうな事情でございまして。

○大森昭君 意見がない意見と言うのは、私が変わつていくわけだから余り言わない方がいいんでしようけれども、ただ、いろんな権料といひますか、複雑なこともあるんでしようけれども、前年度の予算を見ますと四百何万で、今年度のやつを見ますと八百何十何万で、さつき山本さんから物価の問題が言われましたけれども、これはすごいんですね。倍ですから、十割増しですから。そうすると、どうもNHKが、いま言うように意見がないというところはいいとされているわけでしょうから固執をしているんじゃないか。固執をして、固執しているからやりたがっているんじゃないかというように、こう言うことはちよつと乱暴かも知れませんが、もしか失言があつたら議事録を取り消してもらわなければいけませんけれども、どうも私はいろんな事情でこの放送番組というものは編成されているんだらうと思ひますが、少しこの辺も意見がないのを私が意見を言っているわ

けだから、私が変わっているんだから余り参考にならぬかも知れぬけれども、少し検討をした方がいいんじゃないかというふうな感じもしますが、さつき言つたいわゆる四時半ごろから六時半ごろまで児童向けがきわめて多い。しかしNHKを見ますと、多少、大何となくというのだから、いろいろ十五分物ぐらいで苦勞しているようだが、犬をかわいがることも必要なんではないでしょうか。なぜ私がこういうことを言うかといひますと、実はそれだつての予算委員会では非行青少年の問題とか、校内暴力の問題とか、あるいは大変いま麻薬みたいなものははんらんしているようでありまして、とか、こういう世上の問題についていろいろ対策を立てているけれども、言論の自由、報道の自由、いろんなことがあつてなかなか規制をするのもむずかしいけれども、電波というのは国民のものである、そういう意味からいいますれば、ある意味合ひで電波を通じてそういう問題が起らないようにしようという、政府側のたしか総務長官だと思つたけれども答弁があつたようなことが頭に残つていまして、ですから、それはどういふ電波の持つ社会に及ぼす影響というものは非常に大きいのだらうと思ふんですね。そういう意味合ひで、とりもなおさず児童から社会教育しなきゃいかぬし、それから相撲の話もそうなんです、三時間えつさおつさ、張つたの、座つたの——それは四十八手あるようであります、こういうことがいふゆるそういう社会的な影響の中で九十日間三時間やるわけけれども、というふうな視点で少しやればNHKが今日、社会の中ででもいろんな現象が起きている問題をやはりある程度役割りを担うということで少し違つた角度で番組編成を、私はどの番組がよくてどれが悪いとかいふのは言ひませんけれども、そういう視点で実はいまちよつと二、三例を出して質問をしたことについて理解をしていただきたいと思います。

次に、経営の合理化の問題であります、五十五年度においては五十人を削減する、五十六年度はということ、これも聞くところによりますと、五十九年までに六百人を効率化という名のもとに減員をするようでありまして、私も、いまお話がありましたようにNHKの番組を豊かにしようというにせよ、それなりにこれは新しい分野で事業を進展させなきゃいけないだろうと思ふのであります、どうもこの効率化の方を見ていきますと大変な人を減員するというようなことになつていまして、これは何で何で財政再建だとかんとかいふ言葉がはやつてますからね、そういう流れの中で企業の合理化をするのでしようけれども、こんなに要員というものを減らさなきゃならないようなことなんでしょうか。

○参考人(武富明君) お答えいたします。

NHKの効率化計画は五十五年度から五十九年度まで、初年度百人、二年目に二百人、三年目に三百人、あとの二年間は三百人ずつ、合わせて計千二百人、五十五年によつておりました現行業務、それを現在時点といたしまして、五十五年度の現行業務につきまして要員数を七%減らす、こういう計画を立てているわけでございます。

いまそれだけ減らさなきゃならぬのかというお話がございましたが、私も、私どももいたしましては、この五十四年度の四、四十五年から五十四年までの十年間にわたつて千六百六十人の効率化というのをやつてまいつたわけでありまして、なおかつ受信者からの御要望というものは、いい番組を出してほしい、こういうこととあわせて経営を効率化してほしい、この二つの点があらゆる視聴者とお話合ひの中で出てくる問題点でございます。これに対して協会としてはどうしてもこたえてまいりたい、こういうことではないか、千二百人という目標を立てまして、そしていま効率化計画を進めているわけでございます、決して楽な効率化ではございせんけれども、一方、どんなに苦しくても受信者の御要望というものはこたえていかなくちゃいかぬ、こういう決意でこの効率化に取り組みうとしていまして、一つの目標を立てて削減をしていくということになりま

すとかやったりどこか無理がくると思うんですよ、そういうやり方は、やはり機械化なら機械化をしたときに、それに余剰の人が出ればそれをどうするということだとか、あるいは組織規程の改正をすることによって人が要らなくなるとかという、そういう計画があつて人を減らすというならわかるんですが、どうも聞いていますと、最初に減員計画を立てまして、それに合わせてやっていくというのはどうも私は——もちろん私が言うほど単純じゃなくて、いろいろ部内では検討されているんだろと思いますが、先ほどから言いますように、新しく世の中も変化をしておりますし、いい番組もつくりなさいと、とりわけ、こゝでちよつと問題にしておきたいのは、女子の職員採用などについても全くと言っていいほどしていません。

○参考人(武富明君) お答え申し上げます。

女子の採用は毎年行っております。毎年女子の採用につきましては、技能担務を含めまして、年間で計五十五名程度を採用いたしております。これはほぼ退職数に見合った人間というものを見込みまして、そして採用いたしておりますというものが現状でございます。

○大森昭君 私の手元にある資料によりますと、NHKの女子職員は五十五年四月現在九百五十八名、全体の六%。多くは事務職で放送、技術に極端に少ない。特に取材はわずか三人、技術も三人しかいない。これからいい番組をつくるということになれば、女性も女性としての立場での取材をすることなども必要でしょうから、そういう意味からいいますと、三人ぐらいの新規採用では十分女子を活用して業務の運営をしていくということにはならないんじゃないかという資料があります。あなた、大分採用しているような話をしておりますけれども……。

○参考人(武富明君) ただいま御説明いたしましたように、確かに毎年五十五名程度の女子は採用いたしておりますが、それぞれ技能担務その他につきましては、毎年退職をいたしてまいります者

がございまして、その都度補充をするというようなこともございまして、年間で見ますと五十五名になるわけでございます。

それからいま先生の御指摘がございましたけれども、私も確かに非常に広い職場を持つておりまして、そしていま先生のお示しになりました資料と多少違ひまして、五十五年当初におきましては女子の要員というのは千八百名おりました。その中で放送が六百三十三人、それからやはりおっしゃるとおり事務が六百三十三人、それから技能が二百八十人程度でございます。そういう分布になつておりまして、われわれとしては、やはりわれわれの売り物であります放送につきましてもこれだけの要員を使つておりますし、またこの人たちが女性であるがゆゑの取材ができる、こういう利点も十分に考えまして、その特性が番組に生かされるようなそういう配置をいたして、これだけの人間をいま採用しております。年々、急にふやすということとは現在の情勢の中では非常に困難でございますけれども、現行はきちんと維持をしてまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○大森昭君 ばくは純増しろと言っているんじゃないですよ。採用するときに、男子がやめたつて女子を採用すればいいんだから、女子をふやす方法というのは、そうでしょう。そういう意味合いで言っているのではありません、いづれにいたしましても、時間がありませんからあれですが、女子職員、婦人年の中間年になるようでありまして、それから障害者の、これは国際障害者年でありまして、いろいろ一定の基準で障害者の方々を採用しなさいやらないという問題なんかも決められておりますし、そういう点でひとつ問題の処理をしていただきたいと思います。

そこで、さつき番組の問題もありましたけれども、たとえば再放送なんかも多いんですよ。また再放送は再放送で時間帯の方々によってというところで恐らく答弁されるのでありまして、午前中やつたやつを午後やつたやつでそれが非常に

いい番組だからという——多分そうだと思うんですよ、相撲の三時間も意見が出ないくらいです。そこで問題は、そういう再放送絶対やるなという意味じゃないんですけれども、この間もちょっと、NHK主催の会議をやつておりましたら、女性の方が言つておりましたけれども、とにかく昔やっていた番組を再放送したいじゃないかという話も出ておりましたね。それにはやはり何となく、ライブラリーというんですか、そういうことをやる必要があると思いますが、そういう点はきちつとNHKは行われておるわけですか。

○委員長(橋間知之君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後一時五十九分休憩

○参考人(田中武志君) お答え申し上げます。

○委員長(橋間知之君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時に再開することとし、休憩いたします。

いま先生御指摘のように、放送で出ました芸能文化というのは、これは国民生活のあらゆる分野にわたる貴重な記録でございます。また国民の財産だということに私は私も認識しております。そういう意味合いで、こういう文化的遺産番組を長く後々に残していきたいということである、いま考えている最中でございます。一つは、こういう貴重な番組をより広く系統的に活用できるようにという意味合いで、来月からNHK放送番組ライブラリーというものを発足させまして、このライブラリーの中でいろいろ貴重な番組を保存していきたいというふうに考えております。

○新谷眞三郎君 きょうは、昨年のNHKの予算案の審議の際にも申し上げたのでありますが、そのときには放送衛星に関連する放送政策の基本的な方針について質問したつもりですが、大臣からは十分なお答えを得られなかつたんです。その当時の大臣は、引き続き研究をした上で来年の、つまり今度のこの予算編成に当たつてその対策を立てますという答弁をしておられたのです。時間の制約もございまして、私はなるべく簡単に率直に自分の考えていることを申し上げますから、大臣もお考えになったところを率直にひとつ御答弁をいただいて、わずかな時間の間にそういう方針がある程度明らかになるようなものをつくっていただきたいと思います。

○大森昭君 いずれにいたしましても、社会の価値観の変化の中で大変NHKの皆さん方が御苦労されていることは痛いほどわかるのであります。しかし、それは当然公共放送を守るといふ立場で御努力していただいているんだと思いますが、世の中の変化の中でやはりきちつと守っていくのにはこれからの新しい創意と工夫が必要だと思ひます。時間がありませんから多くの問題に触れられませんが、それについて、どうかひとつ、御努力を多いたしますが、なお問題をより発展させるために御努力をいただくとお願いいたします。きょうの質問をこれで終わりたいと思ひます。

○委員長(橋間知之君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後一時五十九分休憩

○委員長(橋間知之君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○新谷眞三郎君 きょうは、昨年のNHKの予算案の審議の際にも申し上げたのでありますが、そのときには放送衛星に関連する放送政策の基本的な方針について質問したつもりですが、大臣からは十分なお答えを得られなかつたんです。その当時の大臣は、引き続き研究をした上で来年の、つまり今度のこの予算編成に当たつてその対策を立てますという答弁をしておられたのです。時間の制約もございまして、私はなるべく簡単に率直に自分の考えていることを申し上げますから、大臣もお考えになったところを率直にひとつ御答弁をいただいて、わずかな時間の間にそういう方針がある程度明らかになるようなものをつくっていただきたいと思います。

それで、前大臣からの引き継ぎもあつたと思ひますけれども、それについては御研究をいただいたんでしょか。

○国務大臣(山内一郎君) はい。

○新谷實三郎君 それでは少し内容に入ります
が、昨年来NHKの理事者の方々が放送衛星を
用して全国放送をしたい、それには去年の予算
の中でも八億幾らかの放送衛星の衛星本体をつくる
ための経費を分担するために予算を計上してお
れたですね。ことしもそうです。それに對して、
全国放送を衛星によってやった場合には現在ある
ような地上設備はこれは漸次廃止していつて衛星
放送一本化するんだということをNHKの人たち
は強調しておったんです。御承知のとおりです。
で、これは現在でもそういう方針であるのかどう
か。またそれに対して、郵政大臣としてそれはい
だらうというような、これは法律のあることで
すからあなた一人ではどうにもできないでしょ
うが、そういうような内諾を与えたり、あるいは承
諾を与えたりしておられるんです。これは
NHKと郵政大臣、両方からお答えをいただきた
いと思うんです。

○参考人(高橋良君) お答え申し上げます。

昨年度におきましても、衛星が上がる主目的と
いたしましては、NHKの考えとして四十二
万ぐらい残るであろう難視の解消を主目的として
打ち上げたい、それで第七条の関係を急ぎたいと
いうことを申し上げたわけでございまして、それ
が上がつた場合においてローカル放送をやってお
りますところの地上施設、これにつきましては衛
星が上がつた段階において現在の地上施設をやっ
ておりますようなきめの細かいローカル放送の拡
充ということを行わねばならないと、共聴
施設につきましては現在におきましては地方自治
体、場合によりましては共同受信者の組合の方か
らの要望がございまして、割愛を申し上げて
いるのはございまして、放送局そのもの
についてはローカル放送をやるという意味合いに
おきまして廃止するという考え方は持つておらな
いわけでございまして。

○国務大臣(山内一朗君) NHKが難視解消と
いうことで非常に力を入れておやりになっている
わけでございまして、大分辺地、離島等に残

りがなまってまいりまして、これができるだけ早くや
るために衛星放送を利用したい、こういうお考え
で今年度からその計画は進んでいるわけでござい
ます。上がらるまでは従来どおり地上方式でやら
ざるを得ない、こういうことでございまして、それ
も、いよいよ放送衛星が上がりまして段階におい
て既存の地上施設をどうするかという御質問で
ございまして、私も、私はローカル放送等もござい
ますので、せっかくできたものはできるだけ維持
していただいで御活用していただいたかどうか、
こういうふうにご考慮しております。

○新谷實三郎君 放送協会の会長ね、この回答は
技師長じやないやうな、だから会長から。

去年はそうじやなかったんです。去年はそうじ
やなかったが、高橋君の前任者の技師長はそうは
言っていなかった、反対のことを言っていたん
です。それは私に回答したんです。しかし、それは
どちらでもいいです。いま技師長が言ったような
ことについて会長はどう考えているんですか。

○参考人(坂本朝一君) 先生も御承知のように、
放送衛星の目的をいたしましては、最終的に残る
難視の四十二、三万の方を地上施設をもって解
消するのは困難であるし、また経費的にも増高し
過ぎるというところでもございまして、既存のロ
ーカル施設につきましては、やはり放送法に定め
られておりますきめの細かいローカル放送という
観点から残させていたで、両々相まちたいと
いうことでございまして。

○新谷實三郎君 当然そうだと思うんです。これ
はどういう角度から考えましても現在の放送法の
四十四条、つまりローカル放送はこれはNHK、
民放ともにやらなかならぬということになっ
ているわけですね。この法律を変えない限りはNHK
がどんなにプラス・マイナスがあってもローカル
放送から離れていくわけにはいかない。それから
ち、われわれとしては、これは何も国会議員だ
けの問題じゃありませんが、公選法を先般改正し
たですね。いま現に公選法の百五十条、百五十一
条で政見放送とか経歴放送というものをやってい

るわけですね。これはローカル放送でないとでき
ないでしょう。ですから、たてまえとしてはどうい
う放送衛星を使ってどういう放送をされようとい
うローカル放送はやるわけにはいかないということ
だと思ひます。私も、それは結論としてはそうせ
ざるを得ないというところにこれはだれも同意す
ると思うんですけれどもね。

そこで、考えますと、そうなると、ロー
カル放送のために共聴施設、それから個人的な受
信施設というふうなものを拡張していきまして、結
局いまの地上設備というものをそのまま維持して
いくわけですから、だから、いま難視だ難視だと言
っておられるところでも、後で問題にしますが、放
送法七条からいいますと、そこまではいい、そのロ
ーカル放送も届けなかならぬでしよう。それか
らあなた方が総合放送と言っているテレビの総合
放送も届けなかならぬ。そうしますと、明瞭に
これは全国放送の部分に關しましては二重投資に
なるわけですね。もちろん放送衛星を利用しま
すという付随的な点はあるわけですね。たと
えば離島の小笠原とか大東島とかそういう普通の
波が届かないようなところ、これは衛星でやりま
す。と真つすぐに届きますから、これは非常な利益
ですね。それから非常災害の場合も同様だと思ひ
ます。それからいままで余りあなた方言わな
いけれども、いまCATVなんか使って非常に各地で
問題を起して困っている問題もあるでしょう。
都市の難視ですね、都市の難視なんかにこれを
使えば解消できる。そういう利点はあるんです
けれども、二重投資になるんだからこれについて
はやり方の問題、それからNHKの負担の問題、
そういう点について、ただ、やるんだやるんだ
という点でなしに、もっとやっぱりなるべく
国民のためにもなるように、またNHKの財政を
揺るがすようなことのないように、極めて計
算をされて対策を立てなかならぬと思うん
です。その点はどうも私はまだ郵政省もNHKも
研究も努力も足りないんじゃないか、率直に言ま
してそう思うんです。

これは設備費については、実は私は宇宙開発事
業団の担当の理事を呼びまして詳しく調べたんで
す。そうしたら二個の衛星を上げる費用ですね、
これは単純に上げる費用だけですけれども、それ
の分を含めまして大体六百十二億かかる、それ
からNHKが六〇%負担するといふんだから三百
六十七億かかるということをやっています。とこ
ろが、これだけじゃ済まないんです。そのほか
に、NHKがもし仮にやるとすれば地上のいろ
いろ送ったり受たりする費用がやっぱりかかり
ますね。二、三十億かかるでしょう。やっぱりこ
れどうしても四百億ぐらいのものがいまの中型の
衛星であつてもかかるわけですね。その次の段階を
お考えになると、これは今度は五百億といひま
すね。それはロケットもそのときになるとそのく
らいのものを打ち上げるだけのものではないでし
うというところで考えていくと、この次の段階で打
ち上げる衛星というのは大体八百億から千億ぐ
らいかかるんじゃないですか。やっぱりそれにつ
いても六割負担ということ。したがって二チャンネ
ルはNHKが使うんだという大前提で考えにな
っているのかどうかな。もしそうだとすると、現在
の衛星だけをもちにしているいろいろの設備費がこ
うだとか、それから運営管理費がこうだといふよ
うなものだけじゃ足りないんです。
ここに指摘したい問題が二つある。一つは、い
まの衛星というのは大体五年もつようにしたい、
こう言っているんでしよう。寿命が五年あるよう
にしたいと言っているんでしよう。しかし宇宙開
事業団によると五年は努力目標だと言っています
よ、四年は確かです。しかし、それは五年でも
いいです。まあ一応五年にしておきましょう。五
年間やりながら——これは五十七年に打ち上げま
すね。そうすると六十二年にはその衛星はもう使
えなくなるんですよ。使えなくなつたらすぐにま
た間隔を置いて上げるというわけにはいかないん
だ。これを本当に国内の全国放送に使うんだとい
うことになれば、いまやっているように五十八年
ぐらいから次の衛星の製作にかからなければなら

ない。NHKはそれを出すだけの計算をしていないです、まだ。

先ほど大森委員がいろいろ言われた三十億俵約しましたとか、どこか三十億俵かしましたとかいうふうな話が出ていますけれども、年間やっばり五十八年度から先毎年七、八十億から百億の衛星の關係の投資をしていかなければならない。それは計算外ですよ。そういうこともこれは考えておられるのだと思うんだけど、率直にそういったものを計算に入れてあなた方衛星問題に取り組んでもらわないと、これはだれも何も言わないから問題が起るまで黙ってというふうなことがつじや、これは幾らNHKの財政基盤を確立してやろうなんという努力をしても、そういうかっこうじゃわれわれの努力のかがいがないと思うんですよ。その点はどうなんですか。NHKも郵政も考えていないことはないでしょう。

○国務大臣(山内一朗君) 難視聴解消の問題でございますけれども、地上方式で徹底的にやっていると、それから衛星放送でやるかという場合には、いま新谷先生おっしゃったように、次の五年後にまた次のやつを上げないといけない、そういう計画も一応頭に入れておられますけれども、それは経済的な問題ですね、それからいつになったら地上方式はでき上がるか、こういう点も考慮に入れないといけないと思うわけでございます。

すると、地上方式と衛星方式の今後かかる経費というものは、いろいろ不安定な要素はございませうけれども一応計算をさせまして、衛星の方も二つ上げることとする、地上方式はいまのペースでやっていくということで、おのおのが十三年間にどのぐらい金がかかるかという試算をさせたわけでございます。地上方式では建設費で約一千億、これは前から言われている数字ですが、いま直ちにやればという話でございませうから、これも上がるかもしれない。運用費等、これは後は、私専門家でもございませうので事務局から説明してもよろしいと思いますが、九百五十億円で、十三年間の総経費では千九百五十億円で地上方式が

かかります。それから衛星放送の方は三百七十億、これはNHKの持ち分ですね、これを二倍する。仮に二倍です。もつと上がるかもしれない。あるいは技術の開発によって単価が下がるかもしれない。というふうなことで、地上局で七百六十億、これに運用費等十三年分いろいろ計算をいたしますと千四百三十億円というところで、これは一応の試算でございませうからこのとおりかどうかかわかりません。ただし、衛星放送でやる方が難視聴解消が早いということだけは私間違いないのじやないか、こういうふうに確信をしておるわけでございませう。

○新谷實三郎君 大臣ね、その資料私も持っていますから、それは詳しく要りません。そういうこともあるけれども、これは私さっき申し上げたように、いまの地上施設の方は、ローカル放送を廃止できないということになればいまの形の地上方式を伸ばしていく以外にないでしょう。現在の難視聴だけはこの地上方式は言いません。現在の難視聴は、いまの状況では二けたの施設費がかかるけれども、いまの状態では二けたの施設費がかかるわけですね。衛星の人たちが波を受けてそれを画にしようと思うと現在の受像機だけじゃいけない、そこにアンテナもつけなければならぬしアダプターも要るでしょう。これは幸いにしてNHKがSHFを開発されたので、これは世界的にも進んだ技術開発と私も思っているんです。それはいいんですけれども、しかし現在難視聴で困っている国民が出さなきゃならない設備費というのは相当大きな額

になります。それからもう一つの問題があると言ったのはこういうことです。個別受信の場合と共同受信の場合と両方ありますね。これはこの前の委員会でも申し上げたから数字は言いませんけれども、相当に量産すれば何万とかいう数字で片づくんですけれども、いまの状態では二けたの施設費がかかるわけですね。難視聴の人たちが波を受けなければならぬ設備費ですね。衛星から波を受けてそれを画にしようと思うと現在の受像機だけじゃいけない、そこにアンテナもつけなければならぬしアダプターも要るでしょう。これは幸いにしてNHKがSHFを開発されたので、これは世界的にも進んだ技術開発と私も思っているんです。それはいいんですけれども、しかし現在難視聴で困っている国民が出さなきゃならない設備費というのは相当大きな額

になるわけですね。現在のレシーバーよりもまだ高いでしょう。一体これに対して、これは政府が何か考えるのか。あるいはNHKはそういう波を届けなければならぬという義務を課せられているんだから、NHKがそういうった遠くの方でやる場合にこの費用を負担しなきゃならぬのか。あるいは各世帯がこれをしんぼうしても買わないか。あるいは新しい工夫がないと、ただ衛星から波を送りましたというだけでは難視聴解消にはならないでしょう。それについての何か政府内部の話し合いとか、NHKと政府との話し合いとか、あるいはまだそこまではいかなくても、郵政大臣としてはそれに対してはこういう手段、方法をとって、場合にしましては法律改正してでも波は届けるようにいたしましてやろうとおっしゃるのか。何かやっぱりそこで放送衛星について——ことしだって、いま審議中の予算の中にNHKの負担する放送衛星の部分で四十七億三千万円でしょう。こんなものを知らぬ顔して出しているんです。それで肝心の基本的な政策については考えられておるのか知らぬけれども、一向われわれにもお示しがないし御説明もないというのでは、これはどうも将来に対してどっち向いていっているのかわからないという心配があるわけですね。だから、こんな質問しているんです。これはどっちからでもいいです。答弁してください。

○参考人(坂本朝一君) 冒頭申し上げましたように、現在のテレビ情報の非常に豊富な現時点において、なおかつテレビを見るのができないというそういう方々に何とか早くテレビの文化をお届けしたいというところが発想の根本でございまして、そしてそれには地上施設で十年かかって一千億というところから放送衛星の利用ということが出てきたわけでございませう。これは先生のおっしゃるようにローカル放送のかかわりの中では確かに弱点があるわけでございませうけれども、これは将来の放送衛星の技術革新の中で、いまのような形で

のローカル放送は無理ではあるかもしれないけれども、多重その他の方法論でそれらの方々へのローカルサービスも可能性があるのでないだろうかというふうな技術的な問題、それからもう一つの問題は、NHKの将来の経営の中でやはり技術革新との対応、これは放送衛星そのものを考えずに考えるべきではないのではないだろうかというふうな、そういう考え方から協会経営の中でいろいろ現在議論を重ねておるわけでございまして、一番の問題点はやっぱり先生の御指摘のその点にわれわれがどう誤りなく対応するかという認識は持っておるつもりでございませうので、御理解賜りたいと思つ次第でございませう。

○新谷實三郎君 郵政大臣、どうですか。○国務大臣(山内一朗君) 幾ら衛星放送といいますが、やはり特別の装置を要することはもちろんでございます。そこで、郵政省でいま考えておりますことは、御承知かと思いますが、個別受信用のものは六万円から八万円、共同受信用のものは一世帯当たり四万円から七万円、こういうことでございまして、これをできるだけ量産あるいは技術的にどうやって安くしていくかということに私は重点を置いていきたいと思つております。

○新谷實三郎君 それは、あなたのいまおっしゃったのは量産した場合ですよ。その量産は、仮にいまの難視聴の四十二万世帯ですか四十四万世帯ですか、四十万世帯のそのくらいの量産ではそこまではないかと言ふんです、メーカーは、いまはもっと高いですよ。だから、その高い低いとは別として私は制度として、そういう非常に高い設備費を出さないでテレビが見られないというふうな世帯に対しては、何かやっぱり政府なりNHKなりがそれに協力するよな制度を考えてやらなければならぬと私は思ふんですよ。山の中の一軒家の世帯やっぱり欲しい、そのときに二けたの費用を出さないとこれは見られませうということでは、私はこれは政策としてせつかく難視聴解消難視聴解消と言つていても、衛星を出して衛星から波

を送つたらそれで能事終われりというようなかっこうでは、これは私は政治じやないと思うんです。だから、何かお考えになつてゐるのか、いまは考へてないからこれから考へられるのか、その点、郵政大臣、もう少しはつきり言つて下さいよ。何もなければないでしようがないということでもいいですよ。

○國務大臣(山内一郎君) 現在のところはそういうことを考へています。先ほど御説明したとおりのことを考へています。

○新谷實三郎君 これは宿題にしておきましょう。私は自分の意見を主張するわけじやありませんが、ただ波を出したからこれで難視解消したんだというやうなそういう単純な考へ方じや、私はいまの放送行政の上でもこれははめた行政ではないと思うのです。あなたと意見が違ふかもしれない。これは宿題にしておきましょう。この次までにまた郵政省の方で十分お考えいただきたいと思ひます。それから大臣はあと十分ぐらいいいかならないというから、ちょっとしりはしよつて一、二の問題申し上げておきますが、これは放送法の七条、九条の問題なんです。七条と九条の問題。結局NHKは全国民に電波を届けなければならぬ。その内容は九条で、ラジオについては標準放送かFM放送、それからそれに加うるにテレビ放送も届けなければならぬ、こう書いてあります。これは九条の方は途中で十数年前に修正された案ですね。その意味が、初めはラジオだけでよかったんだけれども、今度テレビが出てきたからテレビもということでしょうね。

そこで、NHKがいま放送しているラジオ二チャンネル、それからFM、テレビは総合と教育の二チャンネルですね。それからそのほかにUHFのローカル放送をやつておられる。それで考へ方なんだけれども、このいずれの波も全部の波を全国民に届けなければならぬというふうに郵政省もNHKも考へてゐるのかどうか。テレビ一チャンネル、ラジオ一チャンネル、それでは七条や九条の要求を満たしてゐないとお考へになつてゐるのかどうか。これは相当これからの問題になると思ひます。いまでも問題にしてもいいくらい。今度の放送衛星でNHKは二チャンネルを使ひしてこれということを言つておられる。総合と教育と両方でしょうね。この七条及び九条の解釈、運用について、これは郵政大臣が有権的にどういう解釈してゐられるのか。これはいままでも余り問題になつたことないんですけれども、こういう問題が起つたのでやはりこいつはひとつはつきりしておかないといけないうと思つて問題を提起したわけですね。

○國務大臣(山内一郎君) 第九条一項のハでは、ただ「テレビジョン放送」と書いてございまして、第七條では公共の福祉のために日本全国受信できるように放送を行うことを目的とするということとございまして、NHKがいま二つおやりになつてゐますけれども、これが両方ともか片つ方かというところは法制上私は明確じやないと思ひます。これは、テレビジョン放送ということとございまして、二ついけばもちろんようございします。一つでは法律上格事項になるのかどうかというところは非常に解釈上むづかしいところじやないか、こういうふうに考へておられます。

○新谷實三郎君 これも法律改正の機会があれば明瞭にする必要があると思ひます。しかし、それ以前に、法律改正ができる前にやっぱり政府が有権的な解釈をしておかないと、行政裁判にでもなれば別ですけども、そうでない限りは政府の有権解釈に従つてNHKも行動するといふ以外にないでしょうね。だから、やっぱり中心は郵政省ですから、これは法律改正の前にも大体そのこととお決めになつておかないと、今度のこの放送衛星なんかの場合に、NHKがどんな費用かかって全部の放送を全国民に提供しなきゃならぬんだというやうなことになるかと大変なことになるんです。これは研究してください。問題を提起するだけにしておきます。

もう五分ぐらいいありますからもう一つ。これは別にNHKの不利になるようにということを意識して言うんじやないけれども、NHKは放送法七条によりまして、一方で受信料をあつた税金に類するやうな形で取つて、そして全国放送を、全国民に波を提供しなきゃならぬということに法律上なつてゐます。当然の義務ですね。ところが、ちよつとこれはどういうふうに考へたいのか。たとえば今度の放送衛星で、いまの中型の実用衛星、これではテレビのチャンネルが二チャンネルしかとれないでしよう。NHKはその二チャンネルとも使ひたい、こう言つてゐるわけでしょう。そうすると、これは料金で取るかあるいは出資で取るか、これは問題いろいろありますけれどもね。とにかくNHKのために今度の放送衛星を上げたやうなものになつてしまふと、利用面から言ひますと、それに対して、これは宇宙開発事業団の方も郵政省の担当者もNHKが六〇％で四〇％は国費だ、こう言つてゐるわけですね。国費だと言ひけれども、難視解消のために放送衛星を上げなきゃならぬんだという前提からいいますと、NHKが一〇〇％出してもいいのじやないかと思ひます。あとの四〇％というのは、何かこれは技術開発費を含んでゐるからと、こういう説明なんです。技術開発費だ。一体そういうことでこれいままでも技術開発が続くのか。そうすると、その次に上げる衛星についてはNHKが技術開発が大体済んでしまつたら——済んでしまつたらということ、済む段階になれば一〇〇％出すのか、こういうことにならざるを得ないでしょう。私は、七条からいふと技術開発とおしやるのをこれはそれと受けて取つてもいいけれども、開発段階が済んでしまふとNHKの全額負担で衛星を上げるんだということにならざるを得ない。そういうことを前提にしていま考へておられるというふうに思ひますけれども、それでよろしいか。

それからもう一つは、わずかですけれども二億円ぐらゐの難視解消の補助金を郵政が取つてゐるわけですね。その対象にNHKの共聴が入つてゐるんです。これはいまの立場から言ひますと

おかしいんじやないですか。NHKの共聴に対しては、NHKは当然法律の規定によつて、一方で受信料を取るかわりに、もうひとつたものには当然の義務として波を届けなきゃならぬということが書いてあるわけですね。補助金をやらなきゃならぬんだというところは、これはどういうやうな根拠でやつておられるのか。もしそれが許されるのなら、もつと方々にいまの難視問題、国費でもつて補助金を出してどんどんいふやうな地上設備を進めていきやできるわけですよ。どうもその点、私は割り切れないんです。郵政大臣から、その点についてどういうやうな考へだか、聞きたいんです。

○政府委員(田中眞三郎君) 先生の御質問ですけれども、NHKは本来難視解消の義務がある。ところが、NHKの電波を受信するために受信共聴設備で政府の方で二億一千万程度のわずかな金であるけれども補助してゐるのは矛盾してゐるではないかというお話かと思ひますけれども、かねてからNHKは難視解消のためにいろいろ努力しておるわけでございますけれども、そのテンポに比べて国として五十四年度から共聴設備について補助金を出すというやうなことになりましたわけですから、これは国民の要望が非常に強いというやうなことで、まず中継局による方法を、中間をある程度飛ばしまして国の過疎対策というやうな形で、三十軒、四十軒足らずのところについてはとても放送による手段では届けられないというやうなことで、あわせて、その際に地方公共団体とも一緒にやりまして民間放送の分も見られるやうにしようと思ひます。民間放送の分も見るものでございまして、国の過疎対策の一環というふうに考へておる次第でございます。

○新谷實三郎君 民間放送のその分には法律上別に規制をしてゐませんから、これもやっぱりいま私から言ひましてもないが、NHKの視聴率といますか視聴者と民間放送の視聴者を比べると、大体民間放送の方が一日じゅう全体見ると倍ぐらゐになつてゐるでしよう。だから、へんび

なところでも民間放送を見たいという国民の声が非常に強いんですよ。だから、それには法律上の規制はないから、早くそれを全国民に提供する意味ではそういう助成施設を講じるんだということ、私はこれは一つの行き方だと思うんですよ。しかし、そこにNHKが入っているんで、どうもこれはNHKはそんなところへ入れなくてもいいんじゃないか、当然受信料でやるべきじゃないかというところに理屈の上から言うとならざるを得ないので、民間放送とNHKと一緒にして考えられることは、これは私はいまの法制上少し批判を受けてもしょうがないような行政措置だと思うんですよ。これは電波監理局長に言ったってしょうがないから大臣に言っておいてください。いいですか。こういうことを続けて、さらにそういう制度を拡大していきますと、これはどうもいまの放送法のたてまえを崩すような結果になりかねないと思います。

まだ時間をいただいていますから、これは主としてNHKの方に伺いますけれども、さっき大森先生からいろいろ御質問があつて聞いていましたが、受信料の改定以来どうも予期の収入が上がりません。どうも非常な努力をしておられるけれども、何だか知らぬけれども頭打ちのような感じがうなづいてきていますね。そこで、私が心配しますのは、いまの受信料制度というのをこのままでこれからやっていくのだろうかということ。しかも、私は技術者でないからよくわかりませんが、これも、いまやっておられる放送というものの、いろいろ多様化していくだろうと思うんですよ。ただ、いまの音声とか、いまの画像というような単純なものでなしに、もっと多様化したものが出てこなければならぬと思うんです。そういうものは外国でもいろいろ試験を始めているということを知っています。それは私は技術者でないからわかりません。わかりませんが、そういうものも、国民の要望も出てくるだろうし、社会事情も変わってくるだろうし、どうしても日本としてもそういうものを取り入れなければならぬような

時期はそんなに遠くはないと思うんです。

ところが、現行法でいきますと、NHKの収入の源泉というものはテレビの受信料だけですね。しかも、それが伸び悩んでいるということですね。果たしてそういうものに対応していくのにはNHKの財政基盤をどうしたらいいだろうかというところについて私は心配しているんです。NHKでも長期ビジョンとかいうのでいろいろ内部でも検討しておられるということをお聞きしますけれども、それについて、ただ、さっき御答弁になつたように、一生懸命やって契約をふやして受信料を増加させるようにいたしますというだけで本当にこれから先対応できるかどうかというところは非常に疑問だと思つておられるんですが、それについて坂本会長ね、あなた、どういうふうな考えを持っておられますか、先の問題だけでも。

○参事人(坂本朝一君) 先ほどもちよと先生の御質問の答えの中に含めましたように、先生御指摘のように、技術革新にどう経営が対応し、場合によればそれがどう増収という道につながり得るのか、そこら辺のところややはり協会経営として大きな課題ではないかということでございます。いま先生いろいろ新しい技術革新があるようだとおっしゃいましたが、そのとおりでございます。すので、実は私もその中に、高橋技師長を長といたしまして新メディアに対して協会がどう対応していくかという研究会を開きまして、つい先般、副会長のもとでそれを集約してさらに検討を続けよう、こういうことになつたわけでございます。

それで、かたがた、いま御指摘の外部の先生方にお知恵をおかりする長期ビジョン審議会でも、この問題は当然いろいろお知恵をおかりし御議論いただこうということでございますけれども、やはり協会自身がどう対応するかということを決めていくべきではないだろうかという考え方から、いまそういう形で検討をしておるという現状でございます。

○新谷實三郎君 いま内容をここで具体的に話してくださいますと、これは非常な問題になる

から、その内容を尋ねようと思つていないんですけれども、結局現在までの放送法、電波法ができから今日までの経過を見ていましてやり得ることとは、いまの受信料を、法律の文面からいけば受信機を持つていけばその方々から間違いなく受信料を払ってもらうというその努力を続けていく以外にないということですね、いまは。しかし、それだけで全部払ってもらつてもなおそれに追いつかないと思つておられる、これは素人考えでいいの。これは外国の例を見ても、いままでの公共放送でもある限度において広告をとつたのがあつた。広告だけがいいんじゃないんですけれども、何かそういう新しい財源を用意する方法を考えておかないと、せっかく技術開発が進んでもそれを活用化できない、国民のためにはならないんだということになりかねないの、何かそういうことについてお考えがあればと思つて聞いたんですけれども、具体的に言うところには問題になるから、そういうことも研究しておられるんですか。

○参事人(坂本朝一君) 先生の御指摘のとおりでございます。受信料そのものの問題もさることながら、当然技術革新が協会のいわゆる副次収入というふうな分野においてどういうメリットを生じ得るだろうか等々かなり広範囲にわたりました。いま先生のおっしゃるような受信料制度を守りつつ、なおかつ協会の自主、独立を保ちつつ国民の放送局としてのステータスを確かなものにするとその一点にしばりまして、いま御指摘のところを勉強しておるという状況でございます。

○新谷實三郎君 この問題はこの程度にしておきましよう。しかし、これは真剣に取り組んでください。これは非常に遠い先じゃなくて近い将来に問題にしないやならぬ重大な問題ですから、これはあなたの方でも郵政省の方でも真剣にもっとスピードを速めて研究をされたいかと思つています。それからついでにということですが、もうちょ

つと時間がありますので、これは郵政省の電波監理局長に聞くのはどうかと思つても、前から都市難視の問題、大体いろいろの中に入って相談をされて、たとえば新宿の問題とか、池袋の問題とか、江戸川の問題とか、だんだん解決してきているように思ふ。しかし、これは名古屋とか大阪その他の大都市にも当然同じような問題が起こるわけなんですか。それで、かつての郵政省はこういう問題の解消のために調査会をつくつて調査会の答申もあつた。私もそれを読みまして、その当時早く基本的な法律をつくりなさいということをつたつたことがあるんですけども、今日になつてもむずかしいことはわかんないです。むずかしいことはわかんないけれども、基本的な法律を出さないと、何かもう投げやりになつてしまつたんですね。かつてそういうことが問題になつたことがありまして、私もある場合に閣議で、水と空気の汚染と同じように電波についてもやはり公害が起こつて困る人があるから、それを何かの方法で防除するよう基本的な法律をつくる必要があるんではないかということを話したことがあるんですけども、郵政省は初め非常に熱心だったけれども、このごろ忘れちゃつて、そして何か具体的なCATV何とかとか、あそこはこういうふうにして補償を出して何とかというふうなことで一つ一つ片づける方向でやっておられるけれども、基本的には水や空気のように原因はどこにあるか、したがって原因者が負担をしなきゃならんんだという大原則をやつぱり法制上確立しておかないと基本的にはこれは解決策にはならないと思ふんです。これは公害基本法みたいに電波公害基本法みたいなものを早くつくつて、建物が原因なら建物、新幹線が原因なら新幹線、飛行場が原因なら飛行場というふうに、公害の起こってくる原因をつかまえて、その原因をなしているものが第一次的な補償の責任に当たるといふような法制を、どうしたつてこれがないとこれから困るんじゃないかと思ふんですよ、都市難視については。郵政省で何か考えていることがあつたら言っ

てください。

○政府委員(田中眞三郎君) 先生ただいま御指摘のように、私どもも制度的解消方策が何かないかというように、法制度化につきまわっているところ、たとえば建築基準法などに入れていただくというように、その面での検討は現在御指摘のとおり困難と申しますか、進んでいない状態でございます。ただ、この都市難視は一日もはうっておけないといいますが、いろいろ事例が出てきておるといことで現在当事者間の解決を進めると同時に、一方、じつとしておられるわけではございませんで、非常にこの都市難視の態様も複雑になってきておることあるわけですね、そういう制度化的なためにはいろいろ基盤整備も必要だということ、今年度実は受信障害の程度というものを客観的に見ても納得いただける、従来は実は見えにくいとかあるいは障害があるとかいうことは専門家の主観的評価によっておたわけですね、ここあたり何とか第三者的に御納得いただけるような客観的方法は、受信障害の認定基準に関する調査研究ということで、実はこれにつきまわって最近答申を得ております。いたいたばかりでございまして、これにつきまわって、それを目に見える測定器で受信障害を自動測定処理システムというように進めたいというところで、引き続き五十六年度はそうした基盤整備も行いたい。

また一方、受信障害の紛争解決の事例を積み重ねることも必要だということ、実は昨年九月になりましたけれども、各地方電波監理局にも受信障害対策官というものを設置いたしました、いろいろ受信についてコンプレーンをお持ちの方、あるいはそういう事例が発生した場合にばたらい回しにするようなことなしに一元的に少なくともお話を伺い、紛争解決を促進するといふような姿勢と申しますか体制づくりも行っているようなわけでございまして、いずれにしても、非常に問題がふえてきておりますので、私どもも前向きに検討してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○新谷寛三郎君 これで終わりますが、いまの問題ね、あなたのおっしゃったのは、そういう補償をしなけりやならぬ場合にどういう基準でもって補償するかというそういうようなものをお決めになったので、そのものになるが責任を負うかという問題が、肝心のところが抜けているわけですよ、まだ法制上は、だから、その点をはつきりしないと、いまいったような技術的なものな基準を決めてもそれを強制するような力はどこにもないわけですから、やっぱり基本的な法律が要ると思ひます。これはひとつ郵政大臣にも相談されて、なるべく早く国会に出して、そういう基本的な方針を確立しておくように努力をせよというふうに希望しておきます。

これでは、いま議題になつておりますNHKの五十六年度予算につきまわって御質問させていただきますが、午前中からのいろいろな先聲、同僚委員の質疑と多少重複する点があるかもしれませんが、質問させていただきますかと思ひます。

○太田淳夫君 それでは、いま議題になつておりますNHKの五十六年度予算につきまわって御質問させていただきますが、午前中からのいろいろな先聲、同僚委員の質疑と多少重複する点があるかもしれませんが、質問させていただきますかと思ひます。

三カ年計画の収支の見直しについて最初にちよつと御質問させていただきますけれども、NHKは五十五年度から五十七年度までの三カ年計画を立てられましてその収支見直しを立てたわけでございますけれども、今回のこの五十六年度の収支予算はこの三カ年計画の第二年度に当たるわけですね、第二年度というのは非常に重要な年になつてくるわけでございますけれども、この三カ年計画は、最初のスタートから五十五年の四月からの受信料の値上げを前提として行われてきたわけですから、これはいろいろ諸般の事情によりまして一月おくれでしまつたわけですね、五月から

なっているわけですね。したがって、この計画の完全な実施ということは非常に厳しと私たちも思ひますけれども、今回の資料を見ますと、三カ年計画の収支見通しの見直しをまたしていただければ、この五十六年度収支予算はそういった点からいろいろと見ますと、どういふような基本的な課題のもとにこれが策定されておるのか、あるいはその特色は何か、その点の御説明をお願いしたいと思います。

○参考人(渡辺伸一君) お答えいたします。

いま先生御指摘のように、五十五年から五十七年までの三カ年間の計画を立てまして、五十五年に料金の改定をいたしたわけでございまして、その初年度において暫定予算等によって大きく収入の欠落を生じたわけでございまして、それで五十六年度は一層環境が厳しくなつたわけでございまして、五十六年度の予算を立てます場合の基本的な課題としましては、五十五年から五十七年までの三年間の均衡をとるといふ約束をされているわけでございますから、財政的な事情の変更はございませうけれども、五十六年度の収支の安定を図りつつ、しかも五十七年までの収支の均衡をもう一回取り戻すといふことをこの五十六年度の予算編成に当たりましては最大の課題として考えたわけでございまして。

それが五十六年度の収支の基本的な課題でございます。もう一つ、五十六年度の特徴は何かと申します、いま申し上げましたように、五十七年までのNHKが約束しましたサービスは一つ落とさずにやるというのを前提に考えているわけでございます。五十六年度はその重点として一応五つのことを考えているわけでございまして。

一つは、何といひましてもNHKの大事な使命でございます。番組でございますけれども、この番組につきましては、視聴者の意向を十分に受けとめた充足感のある番組をつくってまいりたいと申しております。

送の充実を掲げているわけでございまして。三番目は、NHKのよって立っております受信者の理解と信頼、その上に契約の増加を図り、そして収納の実を上げていくというのを三番目の重点に掲げているわけでございまして。四番目は、視聴者との結びつきの一層の強化といふことで、地域の実情に即したきめの細かい対話活動を中心にしてこの視聴者活動を展開していくというわけでございまして。五番目は、テレビジョンの難視解消を効率的に実施していこうということでございまして、五十六年度は以上五つの点を重点項目として掲げているわけでございまして。

○太田淳夫君 いまいろいろとお話ししたいたわけですが、五十五年度の受信料改定が一カ月遅れ込んだわけですね、あるいは五十四年度の決算結果などから見ますと、当初立てられた三カ年計画は修正をされてきているわけですね。この収支見通しの修正の理由とその数字的な根拠、またそれが三カ年計画の基本的な部分にまで影響を及ぼす結果になっているかどうか、その点についての御説明をいただきたいと思ひます。

○参考人(山本博君) けさ方も概括的には申し上げましたが、三カ年計画を立てたときの収支に影響を及ぼしたものは、ただいま御指摘がございましたように、五十五年度第一年度目に暫定予算の結果四十四億の収入不足が生じております、それからこれも午前中の質疑の中にございまして、五十五年度には五十五万という新たな受信契約の増を予定しておりましたけれども、これは最終的に四十万ぐらいで終わらざるを得ないという見通しでございます。そういうものも収入の不足といふものを考えますと、さらにそれを二年度、五十六年度、それから五十七年度、こういうものに影響いたしました、反面、収入の方では預け入れの利息が変わつてまいりまして、予定よりも少し高くなったということもございまして、収支全体を調整して考えますと、三カ

○太田淳夫君 いまお話が出ましたが、いろいろ審議を願っている最中だということでございますが、放送、技術、財政、制度の四部門の小委員会というお話でしたね。やはりビジョン審議会といういろいろ問題になっておりますことがいろいろ問題になる点でございますけれども、けさほどから同僚委員からもお話がありましたように、やはり受信契約の受信料の収入ということがNHKの一番の財源でございますし、若干の副次収入

があるとしてもこれが基本的なことであることは間違いないと思ふし、その点について御質問さしていただきたいと思ふんですけども、五十五年度五十五万件の受信契約の増加を見込んでみえましたけれども実質的には十五万減の四十万件の増加、このように修正をされているわけです。さまざまな理由がそこにあつたにしても、十五万件の目標の減というのは率にして約二七・三％、こういう減少になってくるわけですね。五十五年度は五月から料金改定がされたわけでございます、その料金改定をされた結果、新規契約の増加を図るよりもむしろ契約をしている方から徴収する方が入つたんじゃないか、このように考えるわけでございますが、受信契約の増加についてどのような努力をされてきたのか、お伺いしたいと思ひます。

いは夕方であるとか、あるいは文書を発送するとかいうような個々のケースを一つ一つ忠実に推し進めまして、先生のおっしゃいます契約の増及び滞納の抑止ということに力を尽くした次第でございます。

要望がございましたらどうか。

○参考人(海林幹一郎君) まず、いま例に引きま
した対話活動でございますけれども、管理職が回
りました後リポートを出させまして一つ一つ分析
いたしましたけれども、やはりNHKの基本的な、分
体質と申しますか、放送法一条、三条及び四十四
条三項、不偏不党の放送を出すということに対す
る御理解をまずしていただく。それにはいい放送

を出すということが基幹であるということでごさいます。その辺を、派遣いたしました要員の中にはたとえ有名プロデューサーと申しますと何でございましょうが、テレビその他でかなり視聴者の方々からお見知りおきたいだいているそういった者を出しまして、じかにお会いしてお一人お一人とそういう対話をする。したがって、平均的に、滞納していらっしゃる方、大体一日二十五件くらいお訪ねするわけでございますけれども、お会いできますのが大体五件から六件。たまたまいま申し上げましたようなことで、最近の「シルクロード」はなかなかよろしいというようなことで、いまままでお支払いが滞っていた方からと一年分いだいてきたというような報告も出てくる次第でございまして、そういった活動が中心でございまして。

○太田淳夫君 わかりました。

次に、受信契約数の推移をみますと、五十四年度のカラー契約七十万件の契約増という問題が、決算では六十九万四千件と一〇〇%近くこれに達成されているわけです。しかし五十五年度では

計画ダウンしておるわけですけれども、過去の経験から、受償料を値上げした後二年目の契約の増加についてはどういう状況になっているのかを含めて、今後の目標達成の見通しについてお伺いしたいと思います。

○参考人(海林澤一朗君) 確かに先生の御指摘のような状況でございますけれども、五十一年に前の料額改定をやった。そのときには契約が六六%というところで終わつたわけでございますけれども、しかしやはり料額改定のときに収納の安定ということに力を注ぐ。もちろん契約をいただき、そしてそれが収納につながっていく、これが営業の基本の車の両輪でございますけれども、そういうことがございます。ただし、おっしゃいますように、五十二年、翌年に車の両輪の活動を続けまして翌年の契約の率は九七%を超えた次第でございます。

したがいまして、先生の御質問でございますが、今回五十五年度が、先ほど申し上げました十五万の目標に対して三十二、三万、われわれとしては予算で設定いたしました四十万、これに向かつてしやにむにいま努力しておりますけれども、これをやりおせた後、五十六年につきましては車の阿輪諸施策を動員いたしましたして、五十二年にあらわれたと同じ、つまり正常な体質に戻りまして契約及び収納に励むということで、五十六年度目標の五十五万件を達成すべく諸施策を講じているということです。すでに現場の各部署に幾つかの目標を示しまして、たとえば午前中も出ました収納の安定のためには口座化を図る。口座化が図られればそれだけその辺の手が回ります。契約の方にも手が回るだろうというよらなことでございますので、諸施策を動員いたしま

して五十六年度五十五万法

という決意でございます。

○太田淳夫君　いろいろと決意を述べられましたんですが、特に大都市圏がやはり収納率を上げることについてはいろいろ困難な点が多いのではないかと思ふわけですね。これは昨年でも、委員会の附

対しても、いま万全のいろいろな施策ということ
でおっしゃって取りましたけれども、特に大都市
圏、先ほどお話のあったような懇談会等も今後も
継続されて行われていくだろうとは思ふんですけ
れども、その点の特に確保、収納率を上昇させる
対策等は何がありますか。

○参考人(海林新二郎君) 仰せのとおりでございます。まして、大都市圏における契約、収納ということがきわめて困難をきわめている。したがいましめて、具体的な施策としては、昭和五十二年の十月からでございますけれども、東京、大阪、それから一年おくれまして札幌、ここに特別営業対策員、百四十人現在ございますけれども、これを設けまして、先ほどちょっと触れました、御不在の方でお会いしにくい時間を避けて行くとかいったことを現在行っているわけでございます。特

に大都市圏におきましてお会いしにくい時間を避けて伺うというようなことの対策、いまデータがございまずけれども、訪問対策ということで五十四年度には百九十七万一千件、これをお訪ねする。それから手紙でございまずけれども、文書によりまして九十五万通の文書を出す。実は滞納の数が九十七万というような数でございまずので、訪問の百九十七万とかあるいは文書対策の九十五万、お一方に対して二回とか三回とか継続的に接触を試みるというような、非常に細かい御説明になりましたけれども、そういう具体的な施策を積み重ね、特に先生のおっしゃいます大都市圏につきましては、きめの細かいそういった対策を講じているという次第でございまず。

○太田淳夫君　いま特別営業対策員のお話でございまずけれども、これは職員の方ですか。

○参考人(海林漸一郎君) これは職員では

ません。先ほど申しました、五十二年の十月から一応臨時にお願いをしたという形で、年齢も五十五歳以上の社会的経験の豊富な方を囑託という形でお願いしている次第でございます。

○太田厚夫君　けさほどと同僚の大森委員からお

●
●
●
●
●
●
●

話が出ておりましたけれども、受信料の収納は外部委託をされております。この外部委託も委託のAとか委託のBとか二種類あるようでございまして、これらの方々の手当についてもお話があったわけでございまして、この外部委託の外務職員の方々は受信料の収納に行かれるわけでございまして、言うまでもなくNHKと視聴者を結ぶ大切な窓口じゃないかと思うんですね。そういった点で、この外務職員に対する教育、研修ということは相当力を入れてみえると思うんで、その点についてどのようになっておりますか。

○参考人(海林清一郎君) まず、具体的なことから申し上げますと、先生のおっしゃいます委託、受託の関係におります四千余人でございまして、けれども、NHKにお勤めいただくときに集金員に対する講習会というのをやります。大体受け持ち件数というのは、先生のおっしゃいます委託B、これは都市周辺、農村地帯というふうなことでございまして、その方たちは三百件とか四百件、都会になりますと九千件から一万件というふうな数を持つわけでございまして、したがいまして、五千件以上持つ方には、お入りいただきまして、二十五日間でございますけれども、NHKの性格あるいは訪問のやり方、事務処理の仕方、視聴者の意向の吸収の取り次ぎあるいは視聴者との応接の方法、これは内部的にVTRなどに模範を示したものをくりまして、そういうことをお教える、あるいは三千件以上の方は十日間というふうなことでございまして、それから委託、受託の関係で一期二カ月にわたりますようお願いございまして、また私なども各営業部・所に伺いまして、そういった方たちが視聴者との対応の中でどんな問題を抱えているかというふうなこともできるだけ吸収をする。幾つか例を挙げますと、それらを含めまして委託

の方たちの教育と研修ということに相努めている次第でございます。

○太田淳夫君 NHKではときどき首都圏を中心として外務員の募集を行っております。なかなか募集しても集まらないうえに、集まってもすぐ欠員が出るということも聞かれます。集まっても、受信料が唯一の収入源であるNHKとしましては、こういう外務員の待遇改善ということも考えてやはり定着化を図っていかねばならぬんじゃないかと思うわけですね。また、大都市圏ばかりでなくてやはり過疎地域を担当するような委託の方々もおみえになるわけですが、やはりこういう委託の業務につかれましたも身分保障もないし、あるいはボーナスもないし、あるいは退職金もないということで、待遇の改善を希望されている熱心な方々もおみえになるわけですね。そういった点についての考えをお聞きをしたいと思うんですが。

○参考人(海林清一郎君) 委託の方たちの処遇と申しますか、これにつきましては全体的に見まして社会的な水準を維持しているというふうなふうに申し上げられると思います。特にその内容につきましましては、いわゆる固定給の部分というものとそれからその他の部分というもののバランスをうまくとりまして、報酬については適正を期するということ而努力をしております。

○太田淳夫君 次に、国内の放送番組についてちょっとお尋ねしますけれども、第二次NHK基本問題調査会の報告によりますと、五十五年から五十七年は事業計画の重点事項として「国内放送番組の充実刷新」を掲げているわけですね。これはこの二年目に当たるわけですから、国内放送番組の充実刷新のために具体的にどのようなことを考えてみえるか、お聞かせ願いたいと思います。

○参考人(田中武志君) 私どもの五十六年度の番組の編集の基本的な考え方としては、内外の政治、経済、社会のいろんな諸動向についての確かな報道、情報を提供していくというふうなことが一点ございまして、それからそのほか夜間の

番組の編成の一部見直しとか中身の充実。それから学校放送、これは御存じのように五十五年、五十六年というふうなふうに小学校、中学校、高等学校と順次教育課程が変わっておりますので、そういった意味合いからの学校放送番組、社会教育番組の刷新充実。それから最近御好評をいただいておりますいろんな特別企画番組、そういったものに特に力を入れていきたいとか、あるいは海外の放送機関との関係、国際交流というふうなものも促進していくとか、それから国際障害者年の関連番組を編成していくとか、それからローカル放送の内容の充実といったようなことなど、それから災害関連放送の編成とか、大体八つの基本的な計画をもちましていろいろ番組の編成、内容の充実を考えている次第でございます。

○太田淳夫君 国内放送の番組の充実ということは大変なことではございまして、視聴者との懇談会の拡充ということがこれから重要になってくると思うんですが、NHKはこの二月を営業特別対策月間としておりましたけれども、東京視聴者センターというところでもこの月間の一環として三月三日に渋谷区の主要共聴施設代表者と懇談会を行った。このように聞いておられるわけですが、これもこのように視聴者からの要望が出されておりましたか。

○参考人(反町正吉君) 視聴者の多様な御要求を、いかに、どういう方法で吸収するかということとで前々から、各都道府県に視聴者会議、その他視聴者懇談会でありまして、いろいろな方法でやっております。ございまして、特に最近、先ほどからお話が出てまいりまして、大都市圏の問題でございまして、東京、大阪、名古屋等におきまして、昨年度から放送懇談会のような小型の視聴者会議みたいなものを全部で四十七カ所ぐらいて実施してまいっております。そのほか先生御指摘の渋谷区で一回、区会議員の方でありますとか、町会長さん方でありまして、福祉関係の方でありますとか、きめ細かく、幅広く一人でも多くの方ということで会合を開かせていた

だいております。特に渋谷区あたりの方ですと、地元でもございまして、一番多く出ましたのは、あとは大体ほかの方々と同じような御要望でございましたけれども、特に地元の関係なので非常災害時のいろんな処置ですね、あそこ放送センターがございまして、けれども、広場もございまして、いろんな意味で放送はもちろんなこと、具体的なそういう避難の他の関係でもぜひ役に立ってほしいというところが、ちょっと特殊な、地元であります関係上の御要望がございました。

○太田淳夫君 田中放送総局長は一月の記者会見の中でお話しされておりましたけれども、来年度の基本的な番組改定は国際障害者年関連の番組と中学校の教育課程改定に伴う学校放送番組の改定が主である、大幅な改定は五十七年になると思う、このようにお話しされておられるわけではございまして、けれども、この障害者年にはどのようなことが検討されておりますか。

○参考人(田中武志君) 私ども昨年の十月からすでにこの国際障害者年の取り組みにつきましてプロジェクトを設けて、番組の編成とかいろんな催しについてのその関連の活動、広報、こういったようなことについて検討してまいりました。先ほど申し上げたように、この編成の基本的計画の中にもこれが入っております。こういったことで、現在われわれといたしましては、テーマでございまして「完全参加と平等」という精神を広く視聴者の皆さん方にも理解していただくというところで、定時の番組はもちろんな、いろいろな特別の番組を数多く編成いたしました。この一月から放送していることは先生御存じのとおりでございます。

特に定時番組の中では、五十六年度の中には障害児を持つておられる家庭の皆さん方を対象にいたしました「障害児ととも」 という番組を新しく設けました。そのほか定時番組の中では、先ほど申し上げたように障害者の自立を促すとか、あるいは障害者みずからが問題の解決に参

加でできるような社会的条件を整備するとかいうような点を重点的に組むをつくっていききたいというふうに思っております。

さらに特別番組につきましては、これは先生この一月から見ておられると思えますけれども、一分間のキャンペーン番組で「地球の仲間」ということで何種類も放送しておりますし、またそのほかには、一月に放送いたしました「こずえさん二十歳の青春」という特別番組あるいは教育テレビでは「あすに挑む」というような番組もすでに放送済みでございます。このほか、こころ、二カ月のうちに取組みたいと思っております。特別番組につきましては、日曜日の夜「ドラマ人間模様」の中で、みずから障害者であられる作家の直井さんの自伝的なドラマを、お互いに夫婦が助け合っていくというドラマを五回ほど連続で出していききたいというふうなことも考えておりますし、またドキュメンタリーでは、五月五日の子供の日に特集の中で、ことし五歳になる里見元さんという聖児の方とお母さんが一生懸命努力して闘っておられるという「聖児と母親の五年間」というようなテーマで放送するというようなことを考えております。この後ずつと一年を通じていろいろな番組を積極的にひとつ取り上げていくつもりでございます。

○太田津夫君

いろいろと御計画も進められていくようにでございます。その中で、これは一つの団体の方でございますけれども、口や耳の御不自由な方々の団体からの御要望も手元に来ているわけですから、いま衛星放送についてもいろいろとお話がございます。あるいはせんだつてもNHKではニューメディアの開発についてのいろいろな研究動向についての放映もされたようにございます。これからますますそういった新しい技術革新への方向に進んでいくわけでございます。また、その中における放送サービスのあり方についてもいろいろとまたこれは検討もされていかれると思うわけでございますが、ここに手元に参っております皆さんの御要望は、これはいま早急に検討して

もらう問題と、また将来皆さんの新しいメディアの多重放送等の研究の中で検討されていただきたいと思っておりますが、一つは一般テレビ番組に字幕あるいは手話通訳を挿入していただきたい、こういう御要望でございます。民放では一部これはテレビに字幕あるいは手話通訳の挿入がされておるようでございますが、耳の不自由な方々あるいは口の御不自由な方々の、そういう面で要望に沿っていただきたい、こういうことでございます。

ちよつと申し上げますと、

音の世界から開け出されている聴覚言語障害者が、情報を得、生活をうるおいのあるものにする手段は、文字と手話による以外、方法がありません。

現在のテレビは、日常的な情報と娯楽や文化がすべてといつてよいほど集約され、その恩恵に浴することのできない聴覚言語障害者は、災害時の情報源に不安をもち、娯楽や文化に対する希求心も「テレビに字幕や手話通訳が挿入されていけば」とむねしい気持ちでの詰めとなっております。

本年は、国際障害者年であり、障害者の精神面の不安を取り除き、豊かな生活を可能にするための種々の提言がなされております。

民放における一部の放映や、NHKの「聴覚障害者の時間」に依存せず、また近く実用化されるという文字多重放送とは別な観点で、一般番組への手話や字幕の挿入を実現して下さるようお願い申し上げます。

これが一般テレビ番組への要望です。

それと同じように、「文字多重放送(テレビ)」のろうあ者向け利用に関する要望もいまここに提出されているわけでございますが、その点についての御検討をお願いしたいと思っておりますが、その点どうでしょうか。

○政府委員(田中眞三郎君)

お答え申し上げます。テレビの放送番組に手話や字幕を入れてほしい

と申しますか、そうした番組を拡充するということとでございますけれども、すべての方々が放送文化の恩恵を受けるということは大変望ましいこととでございますので、その意味におきまして各放送事業者の方々がそれぞれの自主的な努力でひとつ拡充していただきたいというふうに考えておる次第でございます。

それで、新しい手法でございます文字多重放送でございますけれども、これは非常に有益なものであると申しますか、テレビ画面に関連いたしまして二行程度の字幕をスーパーして表示すると申しますか、そういうことがございまして、そうしたものが導入されますと聴覚障害者の方々にもきわめて有効な方法であるというところで、実はあす、電波技術審議会というものが私どもにございましてけれども、この文字多重放送についての技術基準の答申も得られるというところで、こうした新しい技術開発の成果というものは早急に社会に還元されるべきものであるというふうな考え方でございまして。

ただ、この文字多重放送でございますけれども、少し詳しくなりますけれども、実は画に伴いました文字のスーパー以外に十番組程度の情報が加えられるというふうな技術であるというふうなこととございまして、この文字多重放送の実用化に当たりましては、いま申しました字幕放送以外の利用についても考える必要があるだろう、実施主体あるいはそうした番組をやる場合に経費負担のあり方をどうするかというふうな問題もあるというところで、私どももいたしましては関係者の意見というふうなものも聞きながら、具体的成果をできるだけ早く得たいというふうなことで検討してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○太田津夫君

時間もなくなりましたので、すけれども、ひとつお伺いしておきますが、ロサンゼルス・オリンピックの放送権について、モスクワ・オリンピックのときはいろいろな問題がございましたが、次のロサンゼルス・オリンピックの放送契約は本年決定される、このように聞いておりますけれども、NHKでの対応をお伺いしたいと思っております。

○参考人(田中武志君)

ロサンゼルス放送権につきましては、昨年私と民放連の川手代表と二人でいろいろ第一回の交渉をしてきたわけでございます。それより以前、御存じだと思いますが、一昨年の十一月には私どもの会長と民放連の会長が共同記者会見をいたしました。このロサンゼルス・オリンピックについては、モスクワとは違ってNHK、民放が共同で交渉し合意をしようというふうなことを発表しております。これにのつとて交渉してきたわけでございますけれども、向こうの方はなかなか放送権料、自国のABC放送の放送権を盾にとりまして、あるいは受信機の数配分なども出しまして、非常に高い要求をしております。したがって、私どももいたしましては、とてもそういう高い放送権料には乗れないというところで一応物別れということと帰ってきたのが実情でございます。ただ、この後、ことしの九月にロサンゼルス後の開催地も決まりましたし、またそういった折も含めてヨーロッパの放送連合の方のこの権利に対するいろいろな動きも出てくるだろうと思っておりますから、そういったところの十分動向を見きわめながら、私どももいたしましては十分民放連の方とも話し合いを進めながら今後の交渉を慎重に進めていきたいというふうな現在考えている次第でございます。

○太田津夫君

最後になりましたけれども、五十五年度の受信料値上げ以前に、NHKは赤字になるからといって直ちに受信料を値上げするというふうな安易な方法は現在考えていない、業務の効率化や受信料収納の徹底などの経営努力を最大限に行う、このように話をしていたわけでございます。また、わが国の放送制度というのを検討してみえた臨時放送関係法制調査会は、昭和三十九年の答申の中で、NHKの受信料の性格につきましては、「NHKの維持運営のため、法律によってNHKに徴収権の認められた「受信料」という

査を約束、近く再び会合を持ち、話し合うことになった。と報道されておりますけれども、それはそのようになっていくわけですか。

○参考人(坂本朝一君) それもただいま申し上げましたように、そういう具体的な内容を私が申し上げる立場にないということだけは御理解賜りたいと思います。

○山中郁子君 決してそんなことはないと思うんです。あなたの立場として、国民の財産でもあり国民の機関であるNHKを預かっていらして、その経営の最高責任者である方が、当然の立場としてそれらのことはむしろ国民の前に公にすべきことであって、いまの坂本さんの立場というふうにおっしゃっているそれらのことをお話しできない、国会においてもお話しできないということについては全く納得できませんし、大変重要な問題をつくり出しかねないというふうに思います。

そこで、こういうことと関連するんですけれども、私はもちろん、だからNHKが独善に陥ってはならない。たとえいろいろな介入を拒否するということとは当然であるけれども、また逆にそれで独善に陥ってはならないということも当然のことだと思えます。ですから、国民参加の番組づくりにもっと改善をしていったらどうかといううことを私はここで提起をしたいわけなんです。ぜひ積極的に考えていただきたいと思うんです。

たとえば新聞ですね。新聞を見ますと、御承知のように普通のいわゆる投書欄というのがありまして、読者の投書をそれぞれ載せています。そのほかに、さらに具体的に申し上げますと、朝日で言いますと「私の紙面批評」という欄があります。毎日では「新聞を読んだ」ということで、これは毎週月曜日ですね、マスコミ診断。東京新聞の場合は「私の注文」ということでこれは毎週日曜「ひろば」あなたと編集、そういうような企画があつて、そこにいろいろな内容が出来ますけれども、かなり率直な、ある意味では新聞にとっては大変厳しい批判的なものも載せられている。私も全部に目を通してはいるわけではありませんけれども、

も、そういうものも紹介をされていますし、論評が載っております。NHK自身もラジオで「新聞よんで」というマスコミ批評をやっているわけですよ。私はこういうものをNHK自身がたとえテレビ番組でNHKの番組そのものに對する批評ですね、きれいなご要望ぐらいなものじゃない、新聞なんかやっているとこういう批評ですね、そうした番組を少し本格的に考えるべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○参考人(田中武志君) 私どものテレビの番組の中で、毎日曜日に午後九時三十五分から「NHKの窓」というところがございます。この中で、毎週ではございませぬけれども、たびたび視聴者の皆さん方のNHKの番組それからその他につきましている大変手厳しい内容の御意見を紹介しております。それからまた、年に何回かは子供たちの中へ入って子供たちのいろいろなNHKの番組、子供番組とかいろいろな番組に対する意見もその中で紹介するとか放送しております。

そのほか、先生御存じのように各地に視聴者会議というのがございませぬけれども、その中でも私の経験ではきわめて厳しいNHKに対する番組批評、そういったものがありますので、そういったものをローカル放送の中で随時取り上げて、いま先生がおっしゃったような新聞の紙面批評に当たるような部分のところを放送しているといううなことが実態でございます。

また、そのほか、見ていただきましたかどうかが、昨年のちよと一年ぐらいたつてありますけれども、「受信者の向こうのNHK」という特別番組を設けてまして、そこに受信者なり視聴者の皆様方の番組その他についての生の厳しい批評を赤裸々に出した放送もございました。

こういったこととございませぬので、十分今後こういった枠の中でより一層視聴者のそういった御意見を放送していきたいというふうに存じております。

○山中郁子君 まだまだそれはおっしゃっている番組が、それはないとは言いませんけれども、な

かなかやっぱきれいなことなんです。

それで、たとえば私が先ほど質問いたしましたけれども、新聞報道によれば、自民党から、原発に関する安全性や環境問題についてNHKの報道は偏っている、こういうようなことを言われた、そして坂本さんは、NHKとしてはそのことに關して言うならば中立、公正な報道をしていると自負している、こういうお話でした。こういうものを自民党本部の密室の中でやりとりするんじゃないやなくて、テレビの場に、公に、太陽のもとに出すべきだと思いませんか。ですから、そういうきれいなことと批評とかいうだけじゃなくて、むしろこう

した争点になつていく問題あるいは議論になつていく問題、こういうものを、自民党からそういう意見が出てきた、しかしNHKとしてはこういうふうにかえていく、視聴者の人々にも参加してふりかへて、そこで一定の時間をとって討論の画面をつくるのか、そして全国に放映するとか、むしろそういうことが本当に国民によって支えられるNHKの番組をしかるべきものとして維持するし、また視聴者としての国民との結びつきも一層強めていくものだ、反論があるならばきちんとそういうふうにして太陽のもとでガラス張り報道もして、その反論も伝えるというように、少し思い切つてテレビというものをテレビ自身の問題として番組の上に登場させていくということをやつておきませんか、これは坂本会長からお考えを伺つておきましょ。

○参考人(坂本朝一君) そう申すとおしかりを受けるかもしれませんけれども、ともかくすべてのそういう御提案についてやはり私どもは謙虚に受けとめて検討しなければならぬという姿勢でございませぬから、先生のこの御提案をこの場でできるの、できないのということはさきか僭越かと思ひますので、承らせておいていただきたいというふうに思います。

○山中郁子君 承つてくれるだけでは困るので、ちよと考えてください。私の言う趣旨はおわ

言が思想や信条によって差別的に弾圧をされたたりあるいは特別に優遇されたり、特定の思想あるいは特定の政党を支持する支持者が差別的な扱いを受けたたりあるいは優遇されたりというようなそういう事態はあつてならないこと、あくまでもその内部的な力を全面的に發揮していく上での自由闊達な仕事のありようが確保されなければならないと私は思っておりますけれども、その辺についての御認識はいかがでしょう。

○参考人(坂本朝一君) それは先生のおっしゃる通りで、何と申しましても言論報道機関のNHKのことです。いろいろな創造性その他についても自由に闊達に議論し事が行われるというものであつてしかるべきかと思ふけれども、しかしながら、NHKとしては国民に責任を持つことでございまして、それは強いて言えば最終的には会長の責任ということになるわけでございまして、その秩序ということとは当然なわけにはならないというふうに考えております。

○山中都子君 先ほどもちよつと田中角榮の話をいたしましたけれども、先日マスコミなどを大変にぎわせた田中元総理の復権と言われる日本政界の異常な事態に対する番組ですね。これは国民の関心が高まっている、それにこたえる計画としてされたものだと私は思ふけれども、「ロッキード事件五年―田中元総理の光と影」という番組が放送当日の昼になって突然没になったというところでいろいろ取りざたをされました。この特集部分は、被告田中角榮の立場、ロッキード五年という部分は放送されて、そして復権を取り扱った部分のみが没になったというふうに報道されております。私はたまたまこの報道を直接自分で見たりはおりませんでしたが、こういうことは余りないことで、その日の昼間になってずつと準備してきたものが突然没になるというところで、相手の三木元総理も大変怒つて納得できないということでも伝えられておりますけれども、こういうことからも国民は、NHKがやはり田中元総理の隠然たる権力あるいは結びつく自民党の中でのさま

ざまな力におもねつたりなんかしてゐるのではないか、そこから左右されているのではないかという危惧が出てゐることも事実だし、かなりそうした報道もされております。これはどういふ具体的な経過であつたのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○参考人(田中武志君) お答え申し上げます。

二月四日のNC9の特別企画としてこの問題を取り上げまして、ちよつとその日はロッキード事件が起つてからちよつと五年ということになりますので、部内ではどういふような企画ニュースを出せば一番いいのか、適切なものかというように議論をしたわけでございまして、それで一応いろいろな材料を集めて、その編集過程でもいろいろ議論をしていったわけでありますけれども、その日になりました、ちよつと公判がありましてその内容をよく見てみますと、われわれの意図したようなところにつきましては、公判が非常に新しく、一つの被告人に対する最終公判というやうなところでもありまして、その日になりました、や時間先生御指摘のように迫りましたけれども、最終的な編集の判断をいたしました、当日の裁判の内容とかあるいはこれまでの経緯あるいは今後ロッキード裁判がどういふような成り行きになっていくのだからかというやうな、いわば裁判そのものに焦点を絞つたやうな企画にした方がいいたろうというところを最終責任者である者が判断をいたしました、そういうやうな形にいたしましたというところで、先生御指摘のように終わりの方で取り上げる予定でございましたインタビュー、その他が落ちたというところでございます。

なお、これはあくまで私どもとしましては、その編集の責任において判断したものでございまして、外圧とか自己規制とか、そういったものについては一切ないわけでございます。

○山中都子君 自己規制は一切ないと言われてもそれはそうですかと言ふわけにいかないですね、いろいろ経過から言つても、それで週刊誌にも、これはサンデー毎日ですか、かなり詳しく日

を追つて発言したやうな内容なんかすつとドキユメンタリー風に書かれてゐるんですねけれども、この経過は大体そんなものだったわけですか。そんなやうな感じだったんですか。一々私言ふ時間ないからいませぬけれども、経過としては大体こういう経過だったわけですか。

○参考人(田中武志君) その週刊誌の記事につきましては、その週刊誌の方が独自の立場で取材されたものであり、私としては直接コメントするのは避けたらというふうに思ひますけれども、私どもの読んだ感じでは当たつてゐることもあり当たつてゐないところもありということ、われわれの問題については、先ほども言ひましたやうに、この問題については部内ではいろいろ編集過程で議論いたしましたけれども、最終的には編集上の判断ということできちつとやったものでございまして。

○山中都子君 それが自己規制ではないと言われども、そうですかというふうにすぐにはならないだろうと私が言うのは、やっぱり理由が、いま田中さんがおっしゃつた理由が、国民の関心だとか問題の筋からいって当然そうだろうというふうに納得しかねる内容もあるということだけを指摘しておきます。

私は、先ほど会長にもこういう番組をつくつたらどうかというふうに言ひましたけれども、たとえば、これはこれだけ大きな問題というか話題になったり、それからマスコミでも報道されたり、たくさんの方の視聴者がみんなどういふことになつてゐるんだらうというふうに思つてゐるわけでしょう。こういう問題を、たとえばこうであつた、こういうふうに大きな問題になつたわけですから、だからこのことについてはこう考へてゐるんだ、こういう理由でこうしたんだ、それに対して視聴者の意見も番組に登場させて、そして番組批判という形でも貰ひたいというふうに私は思ふんです。それは申し上げておくだけで、別にお答えをいただくつもりはありません。

予算、決算に際して何回か指摘をしてまいりましたけれども、経営委員会の公開の問題とか、それから任命過程の改善とかというところについて、視聴者参加あるいは国民の前にガラス張り一層していくということについて申し上げてきました。きょうは経営委員長においでいただきまして、きょうは、具体的な一つの提起でございまして、視聴者会議に、経営委員の方が地方代表的に選任されているわけですから、こうした地方の視聴者会議にその地方の代表という形で経営委員会に入つておられる方たちが直接に参加をして視聴者の意見を聞くとか、それからそれをやはりNHKの経営、番組編成に反映していくとかいう、そういうやうなことも大いに考へられてよろしいと思ふんですが、きょうは経営委員会に伺うということじゃなくて、NHKの側からそういうことを経営委員会に進言するつもりでよろしいんじゃないかと思ふんですが、いかがでしょう。

○参考人(坂本朝一君) いま先生がおっしゃいましたやうに、これは経営委員会の問題かと思ひますので、先生からそういう御発言があつたということは伝へて、経営委員会で御検討いただいたらどうかというふうに思ひます。

○山中都子君 それは伝へていただくというだけじゃなくて、視聴者会議を主催して扱つていらつしやるのはNHKなんだから、NHKの方からそういうことを経営委員会に進言なさるということも大いにあると思ふんです。そしてまた、そういう視聴者会議をNHKのテレビに実際に番組として放送するやうなことも、一番最初に申し上げた問題として考へられていってよろしいんじゃないかと思ひますけれども、いかがでしょう。

○参考人(坂本朝一君) 経営委員が御出席になる、ならないは別として、いま御指摘の視聴者会議の模様等は、私もついせんだったと松山と仙台へ参りましたけれども、その一部は録画されて「6・40」でかなり詳しく放送されておりましたのをこの目で見てきたやうなわけでございまして

で、かなり地方局はそういう点については積極的に対応しているかと思えます。

○山中郁子君 かなり詳しくというふうにおっしゃいましたけれども、やはり報道なんですね。その視聴者会議やりましたよという報道ではなくて、視聴者会議の中で実際にNHKのいろんな番組について議論をしているその問題ですね、それをそのまま視聴者に全部放映するというようなことを考えたかどうかというのが私の趣旨です。それはそのように御理解をいただいて、ぜひ積極的に考えをいただきたいと思えます。

次に、けさほど大森委員の方からの御質問がありまして、一応郵政省の現状の考え方というか取り組みとかというのがはっきりしないということも含めて私としては一応わかつたわけなので、ダブらないように一点だけ岩澤靖氏の問題について郵政大臣の見解というのか対応をお伺いしたいと思ふんです。

この人は、私が調べたところによりますと、五十二年に五百万、五十三年に五百万、五十四年に六百万というかなり多額の、こういう同規模のところの社長というふうなところから考えますと、ちよつとずば抜けて多額の政治資金を自民党の政治資金団体である国民政治協会に献金しているんですね。それで、公共の電波を使う言論報道の機関である民放といえどもそうした放送事業者が、それを株の利殖の、しかもこういう大問題になった誠備グループの無謀投機に絡んでこういう事態になってきているということについては、私はやはりこの北海道テレビの社長というところ、その人にある上での免許を与えているということと同時に、昨年十月にこの人が電電公社の経営委員になっていられるんですね。そういうところはやはり郵政省、郵政大臣の見識が問われるところじゃないかと思ふんです。私も、国会の承認事項について詳しく人事案件につきましても一人一人について詳細にいろいろ吟味をいたします。そして反対をすべきは反対をし、賛成すべきは賛成をするという態度を一貫してとつてまいりました。

で、この岩澤氏につきましても、私どもは電電公社の経営委員にはふさわしくない人材であるという立場から反対をいたしました。

こういうことになっていくわけなんですけれども、この点について見識が問われるだろうというところは改めて指摘をいたしますけれども、同時に、実際に北海道テレビ放送で働いている従業員、それから何よりも地域の公共的な電波を使うローカル放送の視聴者、そうした国民的な視聴者の立場から、労働者の立場からこうした問題がよりよく対応され解決をされていかなければならぬ、その視聴者や働いている労働者に多くの損失を与え、さまざまな困難を与えるような結果にしてはならないと私はごく基本的に思っていますので、その辺についての郵政大臣の御見解なりお考えなりをお伺いしておきたいと思ふんです。

○国務大臣(山内一朗君) けさもお答えをしたのでございまして、何しろ非常に複雑な問題でございまして、まず実態を把握するということに重点を置いて、極力早く調査をするように、こういう指示をいたしているところでございまして。したがって、いま山中委員のおっしゃった点がどういふことになるか、またその調査の経緯につれてわかつてくる問題でございまして、ただいまのところは実態調査に全力を挙げている、これ以上は申し上げようがないわけでございます。

○山中郁子君 私は昨年の臨時国会で、郵便法の値上げを審議しました通信委員会、山内郵政大臣が大臣になられて出身地である福井県にいわゆるお国入りをなさった際の奥田官房長が同行した問題その他についていろいろ質疑をいたしました。この折のことなんですから、昨年の審議の際には触れていなかった問題なんです、郵政大臣が福井へいらして記者会見をなさった報道に、福井県でF.M.認可の用意がある、こういうことをおっしゃったということが報道されているんです。これは八月の二十四日の福井新聞です。まず、これが事実であるかどうか、ちよつと教えてください。

○国務大臣(山内一朗君) F.M.の問題でございまして、これは全般的にまず申し上げますと、原則として県域を単位として全国普及を図るというところは基本方針に相なっているわけでございます。ただ、どこもというわけにもいきません、中波の混信の状況、あるいは周波数事情の問題、また地域の経済事情、これはやっぱり経営が絡んでまいりますから経済事情の問題、こういう点の見通しが得られる場合には周波数の割り当てを行っていきましよう、こういう点で福井に直ちに——こういう点がまだ調査されておられませんので、こういう点は調査してからひとつ考えてみましよう、こういうことを申し上げたわけでございます。

○山中郁子君 じゃ、ちよつとこの報道が違ふんですね。報道はこうなっているんですね。本県関係では地元から申請の出ているF.M.局について「免許を出す用意はある」としながらも「申請者同士の話し合いでまとまること前提となるに、一局にまとまるといふ意味ですね。だから、一局にまとまりさえすれば免許を出す用意があるというように大臣がお答えになったというの、これは報道が違ふわけですか。

○国務大臣(山内一朗君) 前半の問題は、先ほど申し上げたような、これが事実でございます。それからその次の問題、申請者も大分出ておりますけれども、認可をおろす場合には、やはり申請者が話し合いをされてまとまらないうちにこれは出しようがないわけでございますので、次の問題としてはそういう点がございまして、このことを申し上げたわけでございます。

○山中郁子君 調査をしてみなにとおっしゃるけれども、私は、昨年、奥田官房長がどうして政治家としての山内さんのお国入りについていったのかというのを申し上げましたときに、奥田さんは、郵政大臣としての仕事だから、その部分があるから補佐するために行く必要があったんだ、それでいったんだと、繰り返しておっしゃいました。それだったら、これはまさに郵政大臣としての

の仕事の範疇に入る問題ですよ。

それで、いまこのF.M.のチャンネルプランなんというのはいきりしているんです。福井県なんというのはいきりしているはずがないんですよ、いま当面の問題としてもそうです。おたくの方で全然そのプランなんかともないんですよ、いま現在福井については、だから結局それを調査して何とかできるみたいないふうなことはあり得ないはずなんです、私は郵政当局から伺ったチャンネルプランによればそう言わざるを得ないと思ふんです。で、いままで開設したものがどこであって、第二次のチャンネルプランがどこであって、第三次のチャンネルプランがどこで、それがどういう進捗状況になっているのか、ちよつとお聞かせいただきたいと思ふんです。

○政府委員(田中眞三郎君) お答え申し上げます。

F.M.放送につきましては、たしか四十四年ないし四十五年だったと思いますが、このときに多少時間は違つておりますけれども、名古屋が一番最初だったかと思ふんですが、東京、名古屋、大阪、福岡というところでF.M.放送の会社ができ、もちろんその前提でチャンネルプランがあるわけでございますが、その地区から開始をいたしましたわけでございます。その後十年近く置きました五十三年の十二月十五日に、札幌、仙台、静岡、広島という四地区につきましましていわゆるチャンネルプラン、F.M.を開設するならばこういう周波数が使えますという発表をいたしております。次に、五十五年の六月二十日に、金沢、松山、長崎につきまして、これ第三次と申しますか、そういうようなことでチャンネルプランを発表いたしましたわけでございます。

それで、現実には現在波が出ておりますのは、四十三年ですか、四十四年当時から電波の出始めました四地区でございまして、このうち五十五年六月二十日に発表いたしました松山地区については、申請者間の話し合いがつかまじつて一本化されたとはいふようなことで郵政省としても予備免許を

困難いたしておりますけれども、そういう話し合いがうまくいかなければ波が出て、これはなかなか進みませんよということを申し上げたわけでございます。

○山中郁子君 いずれにいたしましても、この免許が郵政大臣の専決事項であるということからいろいろかねてから議論になっているところなわけですね。ですから私は、やはりこうした問題が大臣の地位というか、権力というか、力ですね、そこでもって左右できるような、郵政省が一応公にしてきている順番もあるし、チャネルプランもあるし、方針もあるし、そういうものと余りにもかけ違つて安易にすぐそれができるような、そういうような結果になる発言というものは大変重大な不信を招くし、事実としても問題の多いところだと思ひますので、そういうことのないために奥田官房長もいらしたというお話のはずだったんですけれども、そのことについては、今後の問題もございいますから、慎重なそして厳格な大臣としての対処が必要であらうということを指摘しておきたいと思ひます。

○國務大臣(山内一郎君) いまいろいろお話ございましたけれども、大臣がよろしいと言へばこれは出るものではないのですね。事務当局がいろいろと調べて、これは出してもしようがないといつた場合には大臣が裁議をする、こういうたてまえでございますので、逆に私が、これよろしいから何とかしろなんということはこれは絶対言つておりませんから、その点は念を押して申し上げておきます。

○山中郁子君　私は、大臣の専決事項であるとい
う、そういう免許のあれに照らして申し上げてお
ります。そこを御理解いただければと思
います。

それから田中局長が記者会見で話されたことの報道として、これが三月十日の電波タイムズに報道されているんですけども、「民放FMについて」「三月末の電波監理審議会には、少なくとも一地区、うまくいけば二地区の予備免許を諮問でき

「そうだ、基本方針どおり、早期全国化を進める」と述べ、既プラン局の免許処理を急ぐとともに、これをにらみながらプラン割当てを考慮している。いずれにしても、早ければ今国会閉会後に、テレビ、F Mの新プラン割当問題が表面化するものとみられている。」、こういう報道になっているんですけれども、記者会見のときにほかのこともあるいろいろお話しなすっているようですけれども、民放F Mの問題につきまして、今後計画を国会が終わった後で何らかの形で出すというふうなことになっているのかどうか、その辺をお伺いいたします。

それから中波の混信対策、先ほど申し上げましたけれども、これをどう進めるのか。国際的な先ほどのお話はありましたけれども、F Mに代替するということは変更なさらないと思うんですけれども、さっきのお話ではね。中波の混信対策としてF Mに代替する、だからその混信地域はF Mがラジオに代替されるんだという、そういう方向が変わるのか変わらないのか、そのこともお伺いをいたします。

○政府委員(田中眞三郎君)　まず、何日でしたですか、電波タイムズの報道ということでございますけれども、先ほど御説明申し上げましたように、四つの電波がいま出ておる。あと七つのチャネルプランで、これは紙の上で出ておるわけでございますけれども、いわゆる一本化ということとで十数年ぶりにようやく電波を出す会社が一つでございというようにことで、私どももいろいろチャネルプランを出しておりながら、なかなか電波が出る形といいますか、視聴者がその恩恵に浴するという形にならないのは郵政省の怠慢ではないかというような御批判も受けておるわけでございまして、十数年ぶりに五番目の局が出るようになるというところでございます。

残りの六地区でございますが、これらにつきましても、私どもとしましてはお使いいただけるという形でチャネルプランも公表いたしておりますので、何とか地元の申請者の方々の間の合意が

できて二番目なり三番目なりの電波が出るようにしていただきたいということで、いろいろ各地の動き、地方の局長あるいは担当の放送部長あたりから耳に入ってます。そうした意味で、希望的観測といたしまして、残っておる六つのうちの幾つかがまとまるのではないかと希望を申す。

し上げたわけでございます。逆に申し上げますと、一つはまともだったわけですけれども、もう少しまともでないままにその次に新しくチャンネルを出すと、そういうのはいかがなものだろうか、これをどうするかということでございますが、私どもの方としては、せつかく六つはすぐにでもお使いいただける状態になっておりますので、そういう動きにぜひともなつていただきたいものだというふうに希望でございます。その次には、先ほど申しましたように、できる限り早期に全国的普及を図るといふ方針もございますので、そうしたものが二つ三つとまともなつていけばまた新しいチャンネルの開放と申しますか公表というものもあり得るかもしれない。裏返しに申しますと、幾つかまともになければその次にやるという、その次まともにならないままに新しいプランを出すということはいかかかなものかというのが私の真意でございます。それ以上につきまして、ともかく二つでも三つでもまともなつてほしいというようなことで、恐らく記者の方は、これは国会中は忙しそうだから国会中はないだろうというふうに判断したのでそういうふうに書かれたのではないかと、いうふうに思う次第でございます。

れに對して當時の大西郵政大臣が「ただいまの當委員會の御要望につきましては、郵政省といたしまして十分尊重して對処してまいる所存でございます。」というようにお答えになっています。坂本会長も努力をするということをおつしやつておられます。

そこで、お伺いするんですが、まずNHKではこの問題についてその後どういう取り組みをされていらっしゃるかを御尋ねいたします。

○参考人(海林辭一郎君) お答え申し上げます。
先生のおっしゃるとおり、昨年の国会審議の場
で出ましたその状況を踏まえて、米軍人等の
受信料問題の解決のために、あの後でございま
すけれども、五十五年の五月、協会としまして
私が当時の郵政省の平野電波監理局長をお訪ね
いたしました、口頭で問題の解決について政府の御
協力をお願いしたというところでございます。

申し上げました内容は、協会としては、その節も御報告しました郵送などによります契約勧奨に努力してきておりますけれどもおのずから限界ありというところで、かつほかに有効な方法が見出し得ない状況でございますので、米軍当局のいわゆる基地内の立ち入りの許容と申しますか立ち入らせていただきます、どんなふうにテレビをごらんになっていくかということはわからないわけでございますので、それを政府レベルで打開策をお考え願えないかと、積極的な協力を要請したということでございます。

○山中郁子君　それで、NHKの資料によりますと、いわゆる不払い、未契約数のうち契約拒否者というのが一番新しい数字で、五十五年九月で十萬四千件という数字になっていると思いますけれども、これとの比較で考えたいのですが、米軍のレビあると思うんですね、基本的には。そういうようなことを前提として、大体の推定はどのくらいだというふうに考えておられるでしょうか。

○参考人（海林幹一郎君）　基地内の受償料額は、年間について――大体住宅としては一万一千戸で

はないか。NHKの受信可能テレビの設置数はそのうち概算六六%。先ほどちよつと申し上げましたけれども、その後NHKとしては郵送のほかに電話でちよつと問い合わせをするというふうなことをいたしまして、電話で三百三十四件基地内におかけいたしましてアンケートをとったのでございますが、そのデータといたしましては、設置数六六%ということでございます。

○山中郁子君 一万一千戸ですか。

○参考人海林源一郎君 一万一千戸でございます。

○山中郁子君 そうすると、全体の契約拒否者の数というのが十萬四千件あるという状況のもとで、これとの対比でいっても米軍関係の未契約による問題というのはかなりな数字に上るわけですね。私はそういう点でNHKからお伺いしたんですけれども、七千件を対象に勧奨の手紙を出したら四件の契約がとれたとか、それから三百三十人に電話で働きかけたら一件の契約がとれた、こういうお話で伺ったんですけれども、そういうところなんですか。

○参考人海林源一郎君 おっしゃるとおりでございます。電話の内容をもちよつと申し上げますと、対応の数が三百三十四、そのうち在宅にいた方が百三十人、それから不在の方が百三十八、それから通じないという方が六十三、その他。そして先生のおっしゃいますように、いわゆる契約締結を承認してくださったのは七名でございます。またけれども最終的に契約してくださったのがお一人、しかもその方は日本人の奥さんでいらっしゃるということが電話の対応の内容でございます。

○山中郁子君 私は、やはりこれじゃちがが明かないと思うんですね。それで実際問題として、米軍が指示を出してこれは税金の一つなんだから払う必要ないんだ、こうなれば幾らNHKがそういうふうにして努力したってそれは契約が進むというふうにはむずかしいというふうに思います。

で、やはり問題は、国として、この無法な米軍

の言い分ですね、これをやはり外交のルートに乗せて道理ある解決を図るというふうにと積極的な対応をしなければ打開できないと思いますけれども、その後の御努力をどのようにされたのか、郵政省の取り組みの経過をお伺いいたします。

○政府委員(田中眞三郎君) この問題は、先生もいま申されたように、根底に日米地位協定について日米間の解釈の食い違いというものが一つございまして。

それから何と申ししましても、ただいま推測の数字はNHKの方から申されましたけれども、米軍人・軍属のテレビ受信設備の実情についても不明であるというふうなことで解決が困難になっているというふうな理解しておるわけでございますが、先ほどやはりNHKの方から申されたように、前通常国会終了後、NHKの方から私どもの前局長に對しまして協力要請がございました。それはNHK自身でいろいろ努力しておるけれどもやはり困難性があるということで、政府関係レベルでの打開を一般的な表現で要請されたものでございまして、私もいたしましては、長い期間たつておるといふようなこともございまして、やはりNHK自体としてもさらに粘り強い勧奨なり努力なりをお願いしたいというふうなことで、これも先ほどお話のありましたような何年度かになるわけですけれども、NHKの方から昨年十一月から十二月にかけて郵送あるいは電話での勧奨を実施されたところでございますけれども、いざにいたしましては、繰り返しになりますけれども、直接的に契約勧奨するにいたしまして、テレビ受信設備の実情、実際に何台あるのか、そのうち中にはUSチャンネルが受からないというふうなおっしゃるものもございまして、NHKを受信できる受信機が何台あるのか、そうしたものを把握するためにNHKの人が直接基地内に入れるということが必要だろう、それから直接勧奨もできるようにというふうなことで、私もいたしましては、外務省に對しましてそうした実情調査あるいは勧奨のための基地立ち入りという

ような点で米軍の協力を得られるよう交渉してまいりたいというところで、郵政省から外務省に對しまして要請いたしました。今後とも外務省とその結果等連絡をとりながら努力をしてみたいというふうな考えでおる次第でございます。

○山中郁子君 私はNHKが努力しないでいいとは言いませんけれども、NHKに努力を求めるのはどっちかといえば筋違いだと思ふんです。というのは、もしそういうことで立入調査ができるようになったとしても、向こうは、米軍が払う必要はないんだというふうな地位協定の解釈をして、そういう指示を出しているわけですよ。だから、実際にテレビがありましても、受信してはいますね、お払いくださいと言つても私の方はそれは払わなくていいんだということ、そういう指示を受けているわけですから、そのこと自体は、幾らNHKがそこで調査して勧奨したって余りにも限界のある話で、ちがいの明かない話なんですね。だから、もちろんそういうことで中に入つて見るといふようなこともできるようにするということと同時に、地位協定で税金と同じなんだという無法な解釈をして払う必要ないんだと言っているそのことに對しての交渉を国としてしなきゃいけない、これが本筋でしょう。そのところはどうかになっているんですか。どういふふうなされているんですか。

○政府委員(田中眞三郎君) その辺がまず基本的なこの問題を困難にしているという認識はあるわけでございます。ただ、やはり条件といたしまして、ただいま申し上げましたような受信設備は一体何台あるのか、それがUSチャンネルじゃなく日本側のテレビを受けられるかどうかなのか、それからやはり日本の受信者に対して同じでございます。NHKが勧奨してNHKが契約をした上でいただくというふうなことでございまして、やはりそういう面からの困難の打開と申しますか、前進をしたいというふうなことで、外務省に對して正式に要請をしたということでございます。なお、その結

果等を見ながら困難の解決に向かつて前進してまいりたいというところでございます。

○山中郁子君 郵政大臣にお尋ねもするし、またお約束もいただきましたと思うんですけれども、いま局長が言われたようなことももちろん必要でしよう。実際にどういふ受信状況になっているのか、しているのかしてないのか、そういうことを調べるために中に入らせてくれとか、そういうことも必要だけれど、要は、払う必要がないんだという米軍のアメリカの考え方について外交ルートの上で、折衝の上でやはりそれを解決しないことには、幾らそこへ行ってNHKが実際受信されていくからそこで契約をしてくださいと言つても根本のところは解決していきやそれでは進まないんですよ。だから七千人かけても一件だとか何だとかという結果になっているので、それはぜひ郵政大臣として、いま私が申し上げました昨年の通信委員会の委員長の要望というものはそういう趣旨であるはずですから、ぜひそのところは外務省にもっと具体的に、そういう米軍の考え方自身の間違いだとか矛盾だとか、そうしたことに對して外交折衝のルートに乗せて解決を図るという姿勢をさらに一歩前進をさせていただくということが大事だと思います。

ということとは、受信料制度の問題そのものが、やはり未契約者の問題とか契約拒否者の問題とかというところであるというNHKの財政自身の問題になって、そこに予想されるかなり多数の未契約者が、未契約者というよりも契約拒否者ですね、逆に言えば気にしなくていいと言っているわけだから、そういう部分として米軍の実態があるわけですから、ぜひそのところは、もう一つ郵政大臣に積極的な力のある対応をしていただかなければならないと思ひますけれども、いかがでしようか。

○國務大臣(山内一朗君) 長年の問題でございます。大変むずかしい問題であると思ひます。これは地位協定の解釈の問題でございますから、よほど外務省と米軍と話し合つてもらつて粘り強

くやらないといけない問題だと思つてゐるわけでございます。長年の問題が本日まででできなかったというのはまことにわれわれとしても力が及ばなかったかもしれないけれども、御趣旨は全く同感でございますので、さらに外務省の方に話をいたしまして一層粘り強く米軍と交渉してもらうようにしたい、こういうふうに考えております。

○山中都子君 最後の問題でございますけれども、先ほど太田委員も取り上げられたんですが、私もこれはたしか昨年のNHKの決算の委員会で申し上げたと思いますが、手話通訳の導入の問題ですね。これは国際障害者年でもあるし、かねてからの懸案でもあり要望である手話通訳の導入をぜひとも実現されたい、またそれが公共放送たるNHKの使命ではないかというのを申し上げました。それで研究もなさるというお話だったと記憶しておりますけれども、この点について、やはり大変国際障害者年を意義あるものにするためにも、キャンペーンその他の番組のいろいろな御努力は存じておりますけれども、この手話通訳の導入というものをぜひとも実現を図るべきだと思いますが、いかがでございますか。

○参考人(田中武志君) お答え申し上げます。

先生御承知のように、NHKといましてはこれまで手話につきましては地域差とかあるいは単語の問題とか、そういったようなことをいろいろ調べまして、それをもとにいろいろ実験を重ねましたところ、やはりテレビ番組につきましては正確な情報の伝達とか内容理解という面から手話だけではなかなかかむずかしいのではないかと、この考え方に立ちまして、御存じのようにトータルコミュニケーションということで手話と口話と字幕スーパーという組み合わせで現在も聴力障害者の時間で放送し制作していただいております。ただ、今後の問題といたしましては、こういった問題につきまして聴覚者の皆さん方からわれわれのところへもいろいろニュースとか一般番組のサービスをふやしてほしいとか、いろいろ文字放送の導入もやってほしいとかいうような御要望

等も来ておりまして、私どもも真剣に受けとめております。そういった意味合いからも今後文字放送の実用化の方向に向けての展開なども見きわめながら、制作体制とかそういった番組の中での取り組みを十分積極的に検討していきたいというふうに思っておりますけれども、特にこれは御指摘のように障害者年でもありますので、われわれとしては、まだ実験的あるいは模索の段階ではありますけれども、何とか五十六年度の後半ぐらいのところでいままでの枠を少しでも超えたような形で何かサービスができないかということをお願いする部内で考えている最中でございます。

○山中都子君 いろいろ考えていらっしゃるのわかるんですけども、これは大分前から要望がずいぶん出ているわけで、これは絶対のチャンスなんです。手話通訳の導入ということはそれはできるんです。もったいないものができるかもしれない。そうしたら、もったいないものができるようになったらより十分なものにしていけばいいのであって、そういうことからぜひ具体的に積極的ににお考えをいただかなければならないと思ひます。

それで、いまお話もありました先ほどお話が出たんですが、文字多重放送ですね、これはそういう意味ではデロップで流すということ、より普遍的な機能を持つということになりまして、この点についても先ほど監理局長の方から積極的に対応していきたいとお話ございましたので、その上につけて、最後に、私は文字多重放送の実際の実用化になると、運営形態とか、それから利用目的など、いろいろ問題がありますし、私どももそれについてはそれぞれのそれなりの意見を持っておりますけれども、この問題に際してだけ先取り的に、国際障害者年というそういう意義ある年にするために、それからまた障害者の方の切実な希望にこたえるためにも先取り的にデロップの文字多重放送を考えていくというこ

も含めて郵政省のお考えとお約束をいただきたいと思ひます。

○政府委員(田中眞三郎君) 文字多重放送でございますけれども、これは聴覚者向けの字幕放送ということにはいたしません、いわゆる補完的利用になろうかと思ひます。そうした観点から、いわゆる実施主体をどうするのかというような複雑な問題もない、それから番組政策上からも特別の問題はないというふうに考えております。

ただ、実際にそうしたことで望まれているというところで聴覚者のみの字幕放送を先行したと仮にいたしますと、取り越し苦労というようになところがあるかもしれないけれども、やはり受信機の普及というところから見ますと、いかにかしらがいて、受信機の低廉化というものは、やはり通常量産化が図られれば、あるいはおもしろい番組だと聞く人、利用する人も多いというところからやはり普及をいたしますので、そうした面から問題があるだろう。それから送りの側が、どなたがそうした経費を持つか、経費負担の問題等もあるか。そういったことを、仮にそんなに多くないということになりますと事業者の方も熱心にはなれないのかというように、先ほど老練心と申しましたけれども、そうした問題はあろう。しかしながら、いずれにいたしましても、いまそうした放送というものが一日も早く実施されることは望ましいというところで、私どもとしては、先ほどNHKの方も申しましたけれども、そうしたことも考えながら前向きに取りかかって検討してまいりたいというところでございます。

○青島幸男君 NHKが真に公共放送として国民の皆さんから信頼され親しまれるというふうにしていくためには、基本的にその経営の最高責任を担当する経営委員会のありようになり左右されるのではないかと、そのために私かねがね申し上げておりました、そのためには経営委員会の人選がもっと開かれたものにならなければならぬんじゃないかというのを再三申し上げてきています。大臣がおかわりになられる

たびにそのことを申し上げて、経営委員の方々の人選のありようについても少し開かれた御配慮はなされないものだろうかということを常々申し上げております。

一番極端な例で申しますと、NHKの受信料の徴収費をもって一票の権利とするということで選挙制度にしてみたらどうだろうかというように提言まで申し上げておりました。しかし、ほかの経営委員会のありようとも比較いたしまして検討しますと、ただいまの郵政省の、常日ごろ適当な方を選任して、それを推薦をなさって、国会で承認を得て内閣総理大臣が任命をする、こういう方々が一番民主的であろう、従来そうなっているんだからそれでいいじゃないかという御見解をいふもいたっているわけですね。それはそうなんです。それで手続としては間違いないかと思ひますが、私、電電公社などの経営委員のあり方とちよつと違ふと思うんです。と申しますのは、電電公社というのはある種の設備産業として、端末機からワイヤールを経過いたしまして、あれは交換機ですか、それを通じて相互に安全確実にお話し合いができるという設備を提供して、その使用料の対価として料金をお支払いいただいているわけですね。ですから、ハードウェアとして提供して、内容は御自由にお使いくださいと。確かにその意味で文化的貢献はしているんですが、放送のように朝から文化的な内容あるいは報道面のものを間断なく流して、大きく文化に寄与して、国民の生活に直接文化的に結びついていくというふうなケースの場合とおのずと違つてくると思ひます。ですから、ハードウェアを上手に管理運営するということ、実際に国民の方々の日常の精神、哲学にもかかわり合うような文化の面で深く結びついているNHKのありようとおのずと違ふものがあるんです。その経営委員の人選のあり方についても多少違つたお考えをお持ちいただいてもこれは納得できるんじゃないかという考え方がもととありまして、毎回もう少し開かれたお考えをお示しいただくようにはならない

ものかということ御提案申し上げているわけですが、私が常々そういうことを申し上げているせい、か、一般の方々にもそういう考え方がかなり普及しているように私拝見しまして、ときどき新聞や雑誌などでもそういう意見を開陳なすっている方のものを拝見します。

いかがなものでしょう。受信料の領収書をもって一票の権利として即座に公選制にしるというふうな極端なことは申し上げませんが、もう少し開かれた人選のありようが考えられないものだろうかというところでお考えをお伺いしたいと思いが、いかがなものでございましょう。大臣、ひとつお願いします。

○国務大臣(山内一朗君) 青島委員から御提言ございましてけれども、いまの制度については御承知のとおりでございますから申し上げませんけれども、私は、いわゆる一般の方が参画する必要があるのは主として番組の問題じゃなからうかと思いが、それ以外にもあるがもしも御苦勞でも。そこで、いろいろNHKにおいても御苦勞されまして、番組の編集会議、また視聴者の会議等をお開きをなされて、一般の方々のニーズというものを十分お聞きになってやっておられるというふうには私はとっているわけなんです。その点が多分であれば一層御勉強いただかなければならないと思いが、そういう会議を通じていまの制度の経営委員の方に何か反映するやうな方策をとっていただければいいのじやないか、こういうことで、いまの経営委員のあり方というよりも経営委員会の構成、経営委員の選出の問題、こういう点については現在のとおりやっています。

○青島幸男君 それでは、もう少し広げて考えまして、省で日ごろ適当だと思われる方をあらかじめ人選なすっておいでになって推薦なさるといふかっこうになっていきますね。そうすると、改めてNHKの視聴者会議みたいな場所からこういう方がどうかというかという推薦が省にあったとしますね。それをお取り上げいただけるものでござい

しょうか。どんなものでしょうか。

○政府委員(奥田重三君) 申し上げるまでもなく、NHK経営委員の人選につきましては、政府の責任でこれを選びまして、それについて両議院の御同意をいただくということになっております。したがって、人選の責任は言うまでもなく政府が負うべきものだといふふうに考えますが、積極的に、ただいまおっしゃいましたような国民の各位から要望とか意見とかいうふうなものが出ましたときにこれを聞くことを拒否するということはなかるうかと存じます。

○青島幸男君 そうしますと、いまの考え方をもう少し広げて敷衍してまいりますと、もう少し視聴者の方の考え方が経営委員の人選に反映するというめどもチャンスもあるといふふうに考えてよろしゅうございませぬ、やりようによつては。つまりは、ある団体がこういう方々がNHKの経営委員になるのが望ましいいんではないかと御推薦申し上げますが、いかにがなものでございませうという意見に対しては、これは拒否なさらないというお考えと受け取つてよろしゅうございませぬ。

○政府委員(奥田重三君) 繰り返になりますすが、最終的には人選は政府の責任で行うものでございまして、当然のことながらたてまえたとしてしまっているいろいろな意見、要望に左右をされるという筋合いのものではなからうと存じます。しかしながら、いろいろな御意見、御要望が起きましたときにこれに耳をふさがないければならないかという点については、これは必ずしもそうではないのではないかと、かように考える次第でござい

○青島幸男君 そうすると、何かやりようによつては望みがありそうな気がするんです。これをまたNHKの方々に申し上げるのもちよつと筋違いの感じがもしないかと思いが、NHK自体でこういう方が経営委員になられたらいいんじゃないかという方をいまの働いてるメンバーの方々から御推薦いただくなというところはそれは全く筋違いのお話だと思いが、しかしNHKに

直接入ってくるそういうニーズというものは感觸としてはおありになるんじゃないかというふうな気がしますがね。その辺のことは御答弁いただければいいんじゃないかと思いが、いかがなものでございませうか。

〔委員長退席、理事大森昭君着席〕
○参考人(坂本朝一君) 当然NHKは放送をしていろいろと視聴者との対話をしておりますから、そういう中で先生御指摘のようなことがないとは申しませぬけれども、現時点でNHK会長として経営委員会制度についてどうあるべきだというふうな発言は差し控えていただきたいと思いが

○青島幸男君 当然そういうお言葉が返ってくると思つておりましたけれども、そのとおりだと思います。しかしNHKが本当に国民のために信頼される開かれた公共放送として信頼に足るものになるためにはそうあるべきだといふふうに私は考えますし、国民のニーズを二〇〇〇反映するやうなことができればそれが理想だと思いが、そういう声も出ておりますし、そうあるべきだと思いが、契約拒否者なんといふ方のかかなりの部分は、経営委員会が内閣総理大臣の任命というふうななかつたことになっているのが気に入らない、開かれたNHKじゃないかという御認識の上から立つて拒否されている方もかなりの数おいでになると思ふんです。そういう拒否者も御同意がいただけるに違ひない。そういうところまで理解が広がるどころが真にNHKが国民のものになるためのものだといふふうに考えます。ですから、私も何らか工夫をいたしまして、郵政省も全く拒否できないような民主的な方法で御推薦申し上げられるような工夫をしたいと思いが、その際はぜひひとつ御考慮いただきたいと思いが。

と考へております。
〔理事大森昭君退席、委員長着席〕
そういう意味におきまして、ただいま先生おっしゃいましたような何らかの組織による推薦等といったことを何かのルールあるいはシステムとしてこれを受け入れる、あるいは樹立するということについては、率直に申し上げていかがかと存じます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、事実上国民の声といふものを聞けということにつきまして耳をふさがなければならぬといふことは考へておりませんといふことでございませぬ。
○青島幸男君 かなり慎重にお言葉を選んでの御答弁ですが、それはそれで結構でございませぬ。それともう一つ、これはNHKに要望しておいたはずなんです、せんだつての審議のときにキーテレビのお話を申し上げました。あらかじめ局で電波を発するときにある種の信号を付して発信しまして、普通の受信機ではこれは映らない、その暗号と申しますか、暗号を付した電波を局から出して暗号解読機を受信機につけないと受信できないといふのがキーテレビの基本なんですけれども、こういうかっこうのものを一つ一つもともこの契約のありやうに問題点がございませぬのは、歴史的経過から見まして、ラジオが一番最初に発明されてから録音ラジオで聞いているところからいままでのことを考えますと、いつの間にか今日になってしまったといふことでございまして、その間放送料というものは、これは税金みたいなものなのか、あるいはNHKに対する賛助金みたいなものなのか、あるいは鑑賞料なのかというところが非常に明確でないまま五十年も六十年もたつてしまつたわけですね。
いまだにそのかっこうが根本的に解決がついてないのですから、契約のありやうにいたしましても、受信機を設置したら協会と放送の受信について契約をしなければならぬ、こういうふうな三十二条でなつてゐるわけですが、これがむしろ憲法にも抵触するのじやないかみたいなかっこうになつて、とりあえず見たくもなくとも電気屋さ

ら、取りつばぐれはないことになっているわけ
で。電話にしても近いところなんですけれども。
雨の水はざあざあ降ってくるわけですね。で、す
が、民族の目も回せば見えるしNHKの目も見える
、両方見えるのにNHKの分だけ払え、こういうこ
とになるわけですから、平たく考えてもちよつと
無理があるような気がしないでもないんですよ
ね。ですから、後で発足した沖繩なんかの場合
は、いままで払わないでずっと見ていたのに、NH
K来たからといって金を払わなきゃならないとい
うのは不愉快だというような意味が腹の底にあ
るのかもしれない。沖繩で非常に効率が悪い、

○青島幸夫君　確かにNHKのありようはおかしい、だから団体で不払い同盟をつくらうなどという考えをお持ちの方もおいでのようにですし、そういう方がどんどんふえてまいりますと、そういうこととの対策のために頭を使って放送の内容が劣悪化するということでもあればこれはまた国民の信を失うことでもございますし、いままですっかり喜んで御契約いただいて、お支払いいただいている方々にも迷惑がかかるということですし、そういう意味合いから考えましても、公平にきちっと、しかも契約の理念というものの基本はしっかりとあるというかつこうで相互に十分な理解

以上でございます。

○青島幸男君 合理化合理化といつて経費節減ばかり図つておりますと労働条件も劣悪なものにな

それからもう一つは、制作サイドの内部の立場からいいますと、機械的にどの分野の番組をこういうふうにタイトル表示をするというようなことじゃなくて、機械的に分けるのではなくて、番組のその持っている性格あるいは規模とか、あるいは演出との中で占めるいろいろな役割りとか、そういうことを総合的に勘案いたしましたして番組個別にタイトル表示をいまやっているというようにな、二つの考え方で現行やっているわけでございまして、これをもう少し具体的に申し上げますと、表示する場合のスタッフの範囲につきましては、制作に当たって果たしている役割りとかあるいは放送効果、そういったものを勘案して、中でたとえばテレビの場合でしたら比較的単純なスタジオ番組そういったものにつきましては制作、演

出、美術、技術というような表示をしておりま
す。また、大変ドラマでいろんな技能が要求され
るというようなものにつきましては、こういつた
いま申し上げたほかに、カメラとか効果、照明、
音声とかいうようなものをつけ加えて表示をして
いるということでございます。大体特別番組など
につきましてはその番組の、私が先ほど言いま
したような制作の実態を十分考慮しながらその都
度表示を決定しているというのが実態でございま
す。

○青島幸男君 よくわかりました。そういう基準で結構だと思ひます。余りたくさん出るのもわずらわしいと思ひますし、また先ほどのお話のように下請に出したりしていらつしやらないというふうですと、そんなに細々と書かなくても責任者の立場が明らかになるというようなかっこうになればいい番組もあると思ひます。しかし制作に当たっている者によりますと、その創造力の根源とかかかわつてまいりますし、責任の所在を明らかにするといふ意味もありまして、やっぱりタイトルといふのは制作に当たつてゐる人間にはわりあいシビアに受けとめられる筋合いのものだと思ひますので、創作意欲をそいだり、あるいは責任の所在があいまいになつたりしないような範囲で御配慮いただければそれでいいと私は考える次第でして、そういう基準を設けてそういう方針でやつていらつしやるなら、それはそのようで結構だと思ひます。

それからNHKの番組予算の例を見ますと、民放なんか比べてちよつと安過ぎるんじゃないかなという考え方があるのがありますが、民放なんかで発表しております制作費の基準と違つた基準を設けておられるように思うんですが、どんなふうな相関関係になっているんでしょうか。

○(参考人渡辺伸一君) お答えいたします。

いま先生おっしゃっています番組制作費と申しますのは、私どもの説明資料の中に掲載していることをおっしゃっているのかと思いますが、ここに掲載しました金額は国内放送費の番組制作費の

各番組別に割ったものでございまして、具体的に言いますと、番組をつくり出すに必要な出演料でありますとか、委嘱料でありますとか、美術費であるとか、そういう番組制作直接費を示したものでございます。

○青島幸男君 直接費だけを制作費として充てていればそういうかっこうになりますわね。その結果、妙に制作費が安いので粗悪なんじやないかと思うような誤解さえ生むような面が出てくると思ふんですが、これは人件費とかその他の費用も込みで民族の制作費予算と——これも扱いによってはどうともなるんですが、たとえば制作費がNHKはばかに潤沢じやないかとおっしゃりを受けてたりあるいは安過ぎるから粗悪なんだらうという批判する方々にはどうちかともとれるような計算基準にあるわけです。ですから、その辺を明確に打ち出すにはどうしたらようございませうね。たとえはほかの局が人件費込みで、直接制作費でなくて間接費まで含めて制作費として出している

表がある、NHKさんの場合は人件費を外している場合がある、これを突き合わせてNHKの方が安過ぎるんじゃないかと言われるのも筋の通らない話ですし、そういう批判をする方は向こう側に責任があるわけでして、それに一々NHKがどうこうしなきゃならないという対処の仕方もないと思いますからね。一貫したそういう計算の基準というものはつきりと打ち出して、そのことを明確にしておく必要があると思いますね。その点はいかがなものでしょう。

○参考人(渡辺伸一君) いま先生のおっしゃいますことは、番組制作費に限らず一般的にNHKの事業計画を予算であらわすときの問題としてお話ししたいと思いますが、NHKの事業計画を予算であらわします場合の整理の仕方でございますけれども、これはただいま定めによりまして、費用形態別と申し上げてよろしいかと思っておりますけれども、国内放送費、国際放送費、営業・調査研究費、それで人件費はひとまとめに表現をしておるわけでございます。これはただいまの定めによつて

てやっているわけでございますけれども、これでは一つの事業計画を遂行するのに、人、物、金で一体幾らかかるかという観点からお尋ねになる場合に非常に不便でございますので、参考までに私はこの説明資料の中に人、物、金を総合いたしました国内放送を組むのに幾らかかるかということを示しているわけでございます。

いまだお尋ねの、番組ごととにそういう考え方をとれないかということになるわけでございますけれども、いま番組制作に当たっております要員は、複数の番組要員が同時に担当しておりますという体制でございますので、個々の番組について人的要素を量的是かるといふことは大変むずかしゅうございますので、現実には番組の制作者に渡しております番組直接経費をもつて便宜上示させていただきますけれども、人件費を割ることは現実には非常にむずかしいのでその方法をとらしていただいているわけでございます。

○青島幸男君　そうですね。わかりました。

それから先日、NHKさんの「四季」という番組を拝見しましたけれども、大変感動しました。いままでの映像作家がつくったのと違ったつくり方をなすっていらつしやって、海外でもかなりの額の評価を受けたように伺っておりますけれども、ほかの民族とか映画製作会社でできない、本当にテレビでしか効果が十分にあらわれないんじゃないかというような大変みずみずしい作品だと思つて評価をしておるんですが、ああいう番組がたくさん出てくるのが、それは好みの問題もありま

けれども、視聴者の方々にかなり支持されるんではないかと思えます。そういう作品を生むために、ただNHKの中だけでかたまってしまわないで——外部にユニークな制作者がおいでになる。です。たとえば、それはベテランであろうと若手であろうと、そういう肩書きを問わず大要に著欲的なものを発表していращやるといふような方々に委嘱をして、NHKの中においでいただきたい。血の交流を図ると申しますが、中だけでかたまってないで外部のそういう方をお招きして、新しい

新しいユニークな作品で皆さん方に問うというより、うなことをお図りいただいたらそれもよろしかろうと思います。その辺は御検討をいままでもにもなすっておられますでしょうか。それとも、そう。いう考え方は全くないというお考えでしょうか。いかがなものでございましょう。

○参考人(田中武志君) いま先生の方から「四季」の「四季」についてお話がございましたが、
も、これは私どもの口から言うのもあれですが、手づくりのドラマといましようか、長年発酵させながら手づくりでつくった意欲的な作品であつたということ、海外の賞も二つももらいました、国内の賞も四つも五つももらったということでございます。こういうユニークな作品というのは、やはりいま私が言いましたように制作者個人が発想してそのアイデアがある年月をかけて発酵してでき上がっていくというようなところまでござります。

それで、後段の御質問のように、こういった作品にあるいは番組につきまして、外部の映像作家といえましょうか演出者を起用してみたらどうかかというお話でございますけれども、私も番組そのものにつきましては、放送文化の発展という意味合いから、いま申し上げたようなきわめて実験的な、野心的な映像作品というものを制作もしておるわけでございます。試みもしているわけでございます。ただ、外部の演出者を起用することについては、すでにテレビの時代になりまして御存じのように四半世紀を経過しまして、NHKの中にも、先ほど言いましたような非常にユニークな作家といえましょうか演出家も出てきておりまして、内部のスタッフによりまして制作というものにまたこれからいろんな分野でやり組んでいくという可能性が十分ございます。そういうことではなくて、決して閉鎖的あるいは排他的の才能をもっともって私どもとしては花を咲かすていきたいという気持ち強く持っております。

別する。
第四十九条中「市外通話」を「手動接続方式による通話」に、「先だつて」を「先立つて」に改める。
第五十条中「除く外」を「除くほか」に、「市外通話」を「手動接続方式による通話」に、「先だつて」を「先立つて」に改める。
第五十二条第二項を次のように改める。
2 公社は、電話交換取扱者の認定を取り消され、取消しの日から六月を経過しない者に対しでは、電話交換取扱者資格試験を受けさせないこととする。
第五十二条第四項中「五百円をいえない範囲内」に「公社が郵政大臣の認可を受ける手続」を「公社が郵政大臣の認可を受けるに定める手続」に改める。
第五十四条の六第一項中「在外業務用通話の料額」を「市外通話」に改める。
第五十二条第二項を次のように改める。
2 公社は、電話交換取扱者の認定を取り消され、取消しの日から六月を経過しない者に対しでは、電話交換取扱者資格試験を受けさせないこととする。
第五十二条第四項中「五百円をいえない範囲内」に「公社が郵政大臣の認可を受ける手続」を「公社が郵政大臣の認可を受けるに定める手続」に改める。
第五十四条の六第一項中「在外業務用通話の料額」を「市外通話」に改める。

を「市外接続通話」その通話に係る電話取扱局における接続の全部が自動的に行われる通話及びその通話の相手方たる接続有線放送電話設備に係る有線放送電話接続回線が収容されている電話取扱局までの接続が自動的に行われる通話を除く。以下この条において同じ。の種類のものを「同条第二項中「市外通話」を「手動接続方式による通話」に改める。
第九十九条第一項第三号中「(定額料金制による加入電話若しくは地域団体加入電話又は定額料金制による有線放送電話接続回線が収容され、その有線放送電話接続回線が収容され、その有線放送電話接続設備にあっては、(二)項)を接続有線放送電話設備に改める。
別表中第二から第四まで次のように改める。
第五十四条の六第一項中「在外業務用通話の料額」を「市外通話」に改める。

第2 電話使用料(電話取扱局に収容されている加入電話(契約の期間が30日以内のもの)を除く。)に係るもの)

料 金 種 別	料 金 額
単独電話(公社が郵政大臣の認可を受けて定める型式の電話機に係るものを除く。)及び構内交換電話(構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。)に係るもの	
1 級 局	—加入電話ごとに月額 1,400円 1,000円
2 級 局	1,700円 1,200円
3 級 局	2,000円 1,400円
4 級 局	2,300円 1,600円
5 級 局	2,600円 1,800円

備考
1 住宅用とは、専ら居住の用に供される場所に設置されるものをいう。ただし、法人又は第28条第2項に規定する代表者の加入電話加入契約に係るものにあつては、郵政省令で定めるものに限る。
2 事務用とは、住宅用以外のものをいう。

第3 通話料(加入電話又は公衆電話から行う自動接続方式による通話に係るもの)

料 金 種 別	料 金 額
1 加入電話から行う通話に係るもの	

イ 区域内通話料(郵政省令で定める種類に属する加入電話から行う通話で同一の電話取扱局に収容されている加入電話(その電話取扱局と同一の電話加入区域内にある他の電話取扱局に収容されている加入電話を含む。)相互間のもの)に係る料金を除く。
ロ 隣接区域内通話料
ハ 区域外通話料
ニ 区域外通話料(区域外通話料は、20キロメートル以内の距離を越えるもの)
3分までごとに 10円
80秒までごとに 10円
次に掲げる秒数までごとに

区域外通話料(区域外通話料は、20キロメートル以内の距離を越えるもの)	80秒までごとに 10円
30	80秒
40	38秒
60	30秒
80	21秒
100	15秒
120	13秒
160	10秒
240	8秒
320	6.5秒
500	5秒
750	4秒
750 キロメートルを超えもの	3.5秒
1に掲げる料金額と同額	3秒

備考
1 区域外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。
2 公社は、区域外通話地域間距離が60キロメートルを超える区域外通話の料金のうち、夜間に係る料金並びに日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日を含む。、同法第3条第2項の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日を含む。)に係る料金(夜間に係るものを除く。)について、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。

第4 設備料(加入電話加入申込が承諾された場合のもの。ただし、契約の期間が30日以内の加入電話に係るものを除く。)

料 金 種 別	料 金 額
1 単独電話に係るもの	—加入電話ごとに 80,000円
2 共同電話に係るもの	—加入電話ごとに 48,000円
3 集団電話に係るもの	—加入電話ごとに 80,000円以内において、集団電話の種類に応じて

[illegible]

当期事業収支差金	△ 11,303,977,803
----------	------------------

4 昭和54年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書
昭和54年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説

日本放送協会は、昭和54年度において極めて困難な財政状況の下にあつたが、放送受信料額を前年度と並びに据え置き、極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、各般にわたる業務活動を積極的に実施し、放送を通じて国民生活の充実に資するよう努めた。

当年度末の資産及び負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額1,883億9,062万7千円に対し、負債総額838億1,399万3千円、資本の部における資本750億円、積立金408億8,061万2千円、当期事業収支差金△113億397万8千円である。

次に当年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入2,191億713万6千円に対し、経常事業支出は2,236億6,445万9千円であり、差し引き経常事業収支差金は△105億5,732万3千円である。これに特別収入4億3,907万4千円を加え、特別支出11億8,572万9千円を差し引いた当期事業収支差金は△113億397万8千円である。

2 資産及び負債並びに損益の状況

当年度末における資産、負債の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表
(比較貸借対照表)

(単位：千円)

区 分	昭和53年度末	昭和54年度末	増	減
現金	11,562,252	9,798,821	△	1,763,440
預收金	2,213,746	1,633,905	△	579,841
受信料未証	27,441,123	23,177,452	△	4,263,671
有価証券	113,548	231,123		117,575
貯蓄	3,262,545	3,397,909		135,364
前払の流動資産	2,600,674	2,640,138		39,464
その他の流動資産	(25,0)	(21,7)	△	6,314,549
流動資産合計	47,193,888	49,879,339		4,483,547
有形固定資産	138,272,592	142,756,139		668,131
建物	52,687,517	53,345,648		1,315,466
構築物	29,565,136	30,870,602		1,031,597
機械器具	38,030,008	39,061,605		22,367
什物	321,400	343,767		2,073,514
土地	16,510,862	18,584,376		617,528
建設仮勘定	1,167,669	550,141	△	

無形固定資産	1,133,597	1,068,723	△	64,874
出資	0	140,000		140,000
固定資産合計	(73.9)	(76.4)		4,558,673
特定資産	139,406,189	143,964,862		1,570,000
特送債券運積立資産	(1.0)	(1.8)		140
長期前払費用	34,499	34,359	△	16,623
放送債券発行差金	139,444	166,067		16,483
繰延勘定合計	(0.1)	(0.1)		169,393
繰延勘定合計	173,943	190,426		
資産合計	(100.0)	(100.0)	△	
負債	188,560,020	188,390,627		

未払金	3,503,684	4,053,414		549,730
受信料前受金	23,570,413	24,693,154		1,122,741
その他の流動負債	644,311	776,425		132,114
流動負債合計	(14.7)	(15.7)		1,804,585
放長期借入金	17,860,000	21,300,000		3,440,000
退職手当引当金	18,551,000	22,591,000		4,040,000
固定負債合計	(23.8)	(28.8)		1,850,000
固定負債合計	44,961,000	54,291,000		9,330,000
負債合計	(38.5)	(44.5)		11,134,585

資本	75,000,000	75,000,000		0
資本立金	37,461,841	40,880,612		3,418,771
当期事業収支差金	3,418,771	11,303,978	△	14,722,749
資本合計	(61.5)	(55.5)	△	11,303,978
負債資本合計	115,880,612	104,576,634		169,393
負債資本合計	(100.0)	(100.0)	△	

(注) () 内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

ア 資産の部
当年度末の資産総額は、前年度末の1,885億6,002万円に比べ1億6,939万3千円減少し、1,883億9,062万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	昭和53年度末		昭和54年度末		増 減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
流動資産	47,193,888	25.0	49,879,339	21.7	△ 6,314,549
固定資産	139,406,189	73.9	143,964,862	76.4	4,558,673

特定資産	1,786,000	1.0	3,356,000	1.8	1,570,000
繰延勘定	173,943	0.1	190,426	0.1	16,483
合 計	188,560,020	100.0	188,390,627	100.0	△ 169,393

(7) 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の471億9,388万8千円に比べ63億1,454万9千円減少し、408億7,933万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和53年度末	昭和54年度末	増 減
現金	11,562,252	9,798,812	△ 1,763,440
受 信 料 未 収 金	2,213,746	1,633,905	△ 579,841
有 価 証 券	27,441,123	23,177,452	△ 4,263,671
貯 蓄 金	113,548	231,123	117,575
前 払 費 用	3,262,545	3,397,909	135,364
その他の流動資産	2,600,674	2,640,138	39,464
合 計	47,193,888	40,879,339	△ 6,314,549

注 1 現金預金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
現金	51,262	
預 金	9,747,550	銀行預金、郵便振替ほか
合 計	9,798,812	

注 2 受信料未収金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受信料未収金	8,355,905	当年度末の受信料未収額
未収受信料欠損引当金	△ 6,722,000	翌年度における収納不能見越額
合 計	1,633,905	

注 3 有価証券

(単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
金融債	14,546,500	14,428,444	14,428,444	興業債券ほか

政府保証債券	170,000	168,510	168,510	鉄道債券ほか
電信電話債券	627,280	625,787	625,787	
国債	7,110,000	6,954,711	6,954,711	
貸付信託	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
合 計	23,453,780	23,177,452	23,177,452	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注 4 貯蔵品

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
フイルム	201,165	ニュース・番組制作用16ミリフィルム
放送記念品	29,958	放送出演記念用タオルほか
合 計	231,123	

上記貯蔵品の金額は、先入先出法により算出している。

注 5 前払費用

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
長期借入金利息	349,232	長期借入金の翌年度分利息
翌年度番組制作費	1,705,157	テレビ番組「獅子の時代」ほか翌年度放送番組制作経費
翌年度受信料収納経費	953,545	受信料前受金に対応する収納事務費
その他の前払費用	389,975	営業所等賃借料ほか
合 計	3,397,909	

注 6 その他の流動資産

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
未収入保証金	1,714,959	有価証券利息ほか
差入保証金	830,976	建物賃借保証金ほか
仮払金	94,193	諸立替払金
合 計	2,640,138	

(4) 固定資産

(単位 千円)

区 分	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	減価償却累計額	差引当年度末高
有形固定資産	300,418,615	22,756,770	6,775,602	316,399,783	643,644,142	756,139

建 物	構 築 費	機 械 費	器 具 費	土 地 費	建設仮勘定	無形固定資産	(単位 千円)			
							昭和53年度末	昭和54年度末	増	減
建物	78,217,715	2,282,775	428,654	80,071,836	26,726,188	53,345,648				
構築物	53,207,376	5,022,240	663,505	57,566,111	26,695,509	30,870,602				
機械	150,312,777	12,741,863	4,482,582	158,572,058	119,510,453	39,061,605				
器具什器	1,002,216	63,376	10,331	1,055,261	711,494	343,767				
土地	16,510,862	2,102,136	28,622	18,584,376	—	18,584,376				
建設仮勘定	1,167,669	544,380	1,161,908	550,141	—	550,141				
無形固定資産	1,852,330	55,970	12,039	1,896,261	827,538	1,068,723				
(有形・無形固定資産計)	302,270,945	22,812,740	6,787,641	318,296,044	174,471,182	143,824,862				
出 資	0	140,000	0	140,000	—	140,000				
合 計	302,270,945	22,952,740	6,787,641	318,436,044	174,471,182	143,964,862				

注 1 当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、21,553,414千円であり、その内容は次のとおりである。

放送網の建設

テレビジョン(総合放送178局、教育放送172局の開設、共同受信施設720施設の新設等)

ラジオ オ(FM)放送5局の開設、札幌放送所の移転整備、東京放送所の移転用地取得等)

放送所の整備(青森放送会館の移転整備等)

放送設備の整備(ローカル放送用機器の整備、テレビジョン音声多重放送設備の整備等)

研究設備等の整備(放送衛星研究開発設備の整備、事務機器の整備等)

注 2 当年度末の建設仮勘定は、テレビジョン局建設工事等未完成のものである。

注 3 当年度末の無形固定資産残高1,068,723千円の内容は、施設利用権1,038,604千円、地上権30,119千円である。

注 4 出資は、通信・放送衛星機構に対するものである。

(イ) 特定資産

放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和53年度末	昭和54年度末		
		増	減	年度末
放送債券償還積立資産	1,786,000	2,130,000	560,000	3,356,000

(ロ) 繰延勘定

翌年度以降にわたる費用となるもので、前年度末の1億7,394万3千円に比べ1,648万3千円増加し、1億9,042万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和53年度末	昭和54年度末	増	減
長期前払費用	34,499	34,359	△	140
放送債券発行差金	139,444	156,067		16,623
合 計	173,943	190,426		16,483

負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の726億7,940万8千円に比べ111億3,458万5千円増加し、838億1,399万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和53年度末		昭和54年度末		増	減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)		
流動負債	27,718,408	38.1	29,522,993	35.2	1,804,585	
固定負債	44,961,000	61.9	54,291,000	64.8	9,330,000	
合 計	72,679,408	100.0	83,813,993	100.0	11,134,585	

流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の277億1,840万8千円に比べ18億458万5千円増加し、295億2,299万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和53年度末	昭和54年度末	増	減
未払金	3,503,684	4,053,414	549,730	
受信料前受金	23,570,413	24,693,154	1,122,741	
その他の流動負債	644,311	776,425	132,114	
合 計	27,718,408	29,522,993	1,804,585	

注 1 未払金

(単位 千円)

区 分	金額	摘要
放送債券利息	373,429	放送債券の当年度分利息
回線専用料ほか諸経費	2,935,795	3月分回線専用料、電力料ほか
その他の流動負債	744,190	大道具製作代金ほか
合 計	4,053,414	

注 2 受信料前受金

区	分	金	額	摘	要
受 信 料 前 受 金		24,693,154		翌年度分受信料の収納額	

注 3 その他の流動負債

区	分	金	額	摘	要
前 受 収 益 金		41,847		部外技術協力料ほか	
預 受 金		58,930		集金委託保証金ほか	
仮 受 金		675,648		源泉徴収所得税ほか	
合 計		776,425			

(1) 固定負債
当年度末の固定負債は、前年度末の449億6,100万円に比し33億3,000万円増加し、542億9,100万円となり、その内容は次表のとおりである。

区	分	昭 和 53 年 度 末	昭 和 54 年 度 末	増 減
放 送 借 入 金		17,860,000	21,300,000	3,440,000
長 期 借 入 金		18,551,000	22,591,000	4,040,000
退 職 手 当 引 当 金		8,550,000	10,400,000	1,850,000
合 計		44,961,000	54,291,000	9,330,000

注 放送債券及び長期借入金

区	分	昭 和 53 年 度 末	昭 和 54 年 度 末	増 減
放 送 借 入 金		17,860,000	4,000,000	560,000
長 期 借 入 金		18,551,000	7,840,000	3,800,000
合 計		36,411,000	11,840,000	4,360,000

上記長期借入金の昭和54年度末残高22,591,000千円の借入先別金額は、第一勧業銀行13,103,000千円、富士銀行2,486,000千円、住友銀行2,486,000千円、三菱銀行1,581,000千円、三井銀行1,581,000千円、三和銀行903,000千円、日本長期信用銀行451,000千円である。

カ 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の1,158億8,061万2千円に比し113億397万8千円減少し、1,045億7,663万4千円となり、その内容は次のとおりである。

資 本	750億円
旧社団法人日本放送協会から承継した純資産	1億6,337万5千円
固定資産の再評価益を資本に組み入れた額	30億8,857万7千円
積立金から組み入れた固定資産充当金の累積額	717億4,804万8千円
積立金	408億8,061万2千円

(1) 過年度の当期事業収支差金の累計額から資本組み入れ額を除いたものである。当年度末の408億8,061万2千円は、前年度末の374億6,184万1千円に前年度の当期事業収支差金34億1,877万1千円を加えた結果である。

(2) 当期事業収支差金 △ 113億397万8千円

(2) 損益計算書
(比較損益計算書)

区	分	昭 和 53 年 度	昭 和 54 年 度	増 減
経 常 事 業 収 入		214,136,372	219,107,136	4,970,764
受 付 金 収 入		208,495,824	213,405,054	4,909,230
雑 収 入		698,117	1,033,513	335,396
経 常 事 業 支 出		4,942,431	4,668,569	273,862
給 与 費		209,914,256	229,664,459	19,750,203
国 内 放 送 費		75,920,613	81,041,139	5,120,526
国 際 放 送 費		55,747,374	61,067,488	5,320,114
営 業 研 究 費		1,307,442	1,535,324	227,882
管 理 費		28,625,098	32,190,562	3,565,464
減 価 償 却 費		2,563,719	2,923,602	359,883
経 常 事 業 収 支 差 金		26,642,588	31,691,571	5,048,983
特 別 収 入		16,637,705	16,566,415	71,290
特 別 支 出		2,469,717	2,648,358	178,641
経 常 事 業 収 支 差 金		4,222,116	10,557,323	14,779,439
特 別 収 入		(0.2)	439,074	13,513
特 別 支 出		424,960	395,283	29,677
固 定 資 産 受 贈 益		4,401	27,182	22,781
過 年 度 損 益 修 正 益		23,226	16,609	6,617
特 別 支 出		(0.6)	1,185,729	70,203

支	固定資産売却損	固定資産除却損	固定資産修正損	当期事業収支差金
	426,325	110,245	719,362	(1,6) 3,418,771
	80,967	41,370	30,606	(△5.2) 14,722,749

(注) ()内は、経常事業収入を100とした構成比率(%)である。

テ 経常事業収支

経常事業収入2,191億713万6千円に対し、経常事業支出は2,296億6,445万9千円であり、差し引き経常事業収支差金は△105億5,732万3千円である。

なお、前年度決算額の経常事業収入2,141億3,637万2千円、経常事業支出2,099億1,425万6千円に比較すれば、経常事業収入は49億7,076万4千円、経常事業支出は197億5,020万3千円の増加である。

ト 経常事業収入

経常事業収入の増加は、主としてカー受信契約者の増加に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

区	分	昭和53年度	昭和54年度	増	減
受	信	208,495,824	213,405,054	4,909,230	
交	金	698,117	1,033,513	335,396	
雑	収	4,942,431	4,668,569	△ 273,862	
合	計	214,136,372	219,107,136	4,970,764	

注1 受信料

(単位 千円)

区	分	昭和53年度	昭和54年度	増	減
普通	信料	12,800,043	11,865,639	△	934,404
カ	受	195,695,781	201,539,415		5,843,634
合	計	208,495,824	213,405,054		4,909,230

注 1 給 与

(単位 千円)

区 分	昭和53年度	昭和54年度	増 減
給料手当費	75,342,327 578,286	80,483,740 557,399	5,141,413 △ 20,887
合 計	75,920,613	81,041,139	5,120,526

注 2 国内放送費

(単位 千円)

区 分	昭和53年度	昭和54年度	増 減
番組運用施設費	36,767,875 12,761,890 6,217,609	40,804,766 13,886,356 6,396,366	4,036,891 1,104,466 178,757
合 計	55,747,374	61,067,488	5,320,114

注 3 国際放送費

(単位 千円)

区 分	昭和53年度	昭和54年度	増 減
番組運用施設費	728,847 28,089 550,506	780,787 9,928 744,609	51,940 △ 18,161 194,103
合 計	1,307,442	1,535,324	227,882

注 4 営業費

(単位 千円)

区 分	昭和53年度	昭和54年度	増 減
広報・受信改善費	1,759,384	2,111,500	352,116
契約・受信納費	20,915,714	23,357,062	2,441,348
未收受信料欠損償却費	5,950,000	6,722,000	772,000
合 計	28,625,098	32,190,562	3,565,464

注 5 調査研究費

(単位 千円)

区 分	昭和53年度	昭和54年度	増 減
番組調査研究費	662,557	714,419	51,862
技術研究費	1,901,162	2,209,183	308,021
合 計	2,563,719	2,923,602	359,883

注 6 管理費

(単位 千円)

区 分	昭和53年度	昭和54年度	増 減
一般管理費	1,903,200	2,072,330	169,130
施設・設備費	3,115,549	3,102,286	△ 13,263
厚生・手当・その他	12,199,306	13,616,004	1,416,698
退職手当	9,424,533	12,900,951	3,476,418
合 計	26,642,588	31,691,571	5,048,983

注 7 減価償却費

(単位 千円)

区 分	取得価額	当年度償却額	償却額累計	現在価額
有形固定資産	316,399,783	16,453,887	173,643,644	142,756,139
建物	80,071,836	1,453,596	26,726,188	53,345,648
構築物	57,566,111	3,535,075	26,695,509	30,870,602
機器	158,572,058	11,424,961	119,510,453	39,061,605
器具	1,055,261	40,265	711,494	343,767
土地	18,584,376	—	—	18,584,376
建物・構築物・機器・器具・土地	550,141	—	—	550,141
無形固定資産	1,896,261	112,528	827,538	1,068,723
合 計	318,296,044	16,566,415	174,471,182	143,824,862

上記当年度償却額は、有形固定資産のうち建物、構築物は定額法、機械、器具什器は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

注 8 財務費

(単位 千円)

区 分	昭和53年度	昭和54年度	増 減
支払利息	2,352,891	2,528,780	175,889
放送債発行差金償却等	116,826	119,578	2,752
合 計	2,469,717	2,648,358	178,641

イ 特別収支

固定資産売却益等の特別収入は4億3,907万4千円であり、固定資産売却損等の特別支出は11億8,572万9千円であり、その内容は次表のとおりである。

ロ 特別収入

(単位 千円)

区 分	金額	摘要
固定資産売却益	395,283	

固定資産受贈益	27,182	固定資産の造成による評価益
過年度損益修正益	16,609	
合 計	439,074	

イ) 特別支出 (単位: 千円)

区 分	金 額	摘 要
固定資産売却損	345,358	
固定資産除却損	151,615	

過年度損益修正損	688,756	昭和53年度分未収受借料欠損額確定に伴う修正損
合 計	1,185,729	

リ 当期事業収支差金
経常事業収支差金△105 億5,732 万3 千円に特別収入4 億3,907 万4 千円を加え、特別支出11 億8,572 万9 千円を差し引いた当期事業収支差金は△113 億397 万8 千円である。

3 収入支出の決算の状況
当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

別表 (事業収支) 収入支出決算表 昭和54年度

款	項	算 額					決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)-(4)
		当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)		合 計 (1)+(2) (3)			
			第6条予備費	第10条交付金		増 減 額 計		
事業 収入	受 交 雑 特 別 信 金 収 入	220,832,647,000	0	187,239,000	187,239,000	221,019,886,000	219,546,210,570	1,473,675,430
	付 金 収 入	216,010,356,000	0	0	0	216,010,356,000	213,405,054,255	2,605,301,745
	入 入	845,249,000	0	187,239,000	187,239,000	1,032,488,000	1,033,513,000	1,025,000
	入 入	3,682,132,000	0	0	0	3,682,132,000	4,668,569,204	986,437,204
	入 入	294,910,000	0	0	0	294,910,000	439,074,111	144,164,111
	入 入	236,002,647,000	0	187,239,000	187,239,000	236,189,886,000	230,850,188,373	5,339,697,627
	入 入	81,013,684,000	0	69,907,000	69,907,000	81,083,591,000	81,041,138,981	42,452,019
	入 入	63,142,977,000	457,200,000	96,289,000	553,489,000	63,696,466,000	61,067,487,917	2,628,978,083
	入 入	1,599,801,000	0	0	0	1,599,801,000	1,535,323,886	64,477,114
	入 入	33,117,817,000	3,000,000	0	3,000,000	33,120,817,000	32,190,562,373	930,254,627
事業 支出	給 内 放 送 与 費	3,134,797,000	0	0	0	3,134,797,000	2,923,602,307	211,194,693
	国 放 送 費	31,941,885,000	36,500,000	21,043,000	57,543,000	31,999,428,000	31,691,571,084	307,856,916
	営 業 研 究 費	16,800,000,000	0	0	0	16,800,000,000	16,566,414,821	233,585,179
	管 理 費	2,658,676,000	0	0	0	2,658,676,000	2,648,358,043	10,317,957
	減 価 償 却 費	593,010,000	592,756,000	0	592,756,000	1,185,766,000	1,185,728,961	37,039
	財 務 費	2,000,000,000	△ 1,089,456,000	0	△ 1,089,456,000	910,544,000	0	910,544,000
	特 別 支 出 費	△ 15,170,000,000	0	0	0	△ 15,170,000,000	△ 11,303,977,803	△ 3,866,022,197
	予 備 金							
	支 出							
	支 出							

(資本収支)

款	項	予算額			決算額	繰越額	予算残額
		当	算	計			
		初	算		(4)	(5)	(3)-(4)-(5)
		額	増減	額			
		(1)	第8条前項繰越金受入れ	(2)	(1)+(2)	(3)	(4)-(5)
資本収入	減価償却金受入れ	43,700,000,000	0	0	43,700,000,000	0	3,473,083,094
	前期繰越金受入れ	16,800,000,000	0	0	16,800,000,000	0	233,585,179
資本支出	放債	10,200,000,000	600,000,000	0	10,800,000,000	0	0
	放債	500,000,000	0	0	500,000,000	0	39,497,915
資本支出	放債	560,000,000	0	0	560,000,000	0	0
	放債	4,000,000,000	0	0	4,000,000,000	0	0
資本支出	放債	11,640,000,000	△ 600,000,000	0	11,040,000,000	0	3,200,000,000
	放債	28,530,000,000	0	0	28,530,000,000	0	346,585,960
資本支出	放債	21,900,000,000	0	0	21,900,000,000	0	346,585,960
	放債	140,000,000	0	0	140,000,000	0	0
資本支出	放債	2,130,000,000	0	0	2,130,000,000	0	0
	放債	560,000,000	0	0	560,000,000	0	0
資本支出	放債	3,800,000,000	0	0	3,800,000,000	0	0

前期繰越金 10,869,969,813円 (このうち、昭和54年度当初予算において予定した事業収支の不足額を補てんするための繰越額は10,200,000,000円)
当年度使用額 △ 10,800,000,000円 (事業収支の不足額を補てんするために△10,800,000,000円)
当年度収支差金発生額 739,525,063円 (事業収支差金△11,303,977,803円と資本収支差金12,043,502,866円との合計額)
後期繰越金 809,494,876円

三月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案
電波法の一部を改正する法律
電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一
部を次のように改正する。
日次中「第三章 無線設備(第二十八条―第三
十八条)」を「第三章 無線設備(第二十八条―第
三十八条)の二 特定無線設備の技術基準
適合証明(第三十八条の二―第三十八条の十

五)に「第百四条の三」を「第百四条の六」に改
める。
第五十二条第二項中「左に」を「次に」に改め、同
項第三号中「但書」を「ただし書」に改め、同項
に次の一号を加える。
四 アマチュア無線局(個人的な興味によつて
無線通信を行うために開設する無線局をい
う。以下同じ。)であつて、その国内において
日本国民が同種の無線局を開設することを認
める国の国籍を有する人の開設するもの
第十五条中「再免許及び」の下に「第三十八条
の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備
のみを使用する無線局その他」を加える。
第三章の次に次の一章を加える。
第三章の二 特定無線設備の技術基準適合
証明
(技術基準適合証明)
第三十八条の二 郵政大臣は、小規模な無線局に
使用するための無線設備であつて郵政省令で定
めるもの(以下「特定無線設備」という。)につい
て、第三章に定める技術基準に適合しているこ
との証明(以下「技術基準適合証明」という。
を)行い、又はその指定する者(以下「指定証明
機関」という。)にこれを行わせることができる。
2 指定証明機関の指定は、郵政省令で定める区
分ごとに、技術基準適合証明を行おうとする者
の申請により行う。
3 郵政大臣は、指定証明機関の指定をしたとき
は、当該指定に係る区分の技術基準適合証明を
行わないものとする。
4 郵政大臣又は指定証明機関は、技術基準適合
証明を受けようとする者から申請があつた場合
には、郵政省令で定めるところにより審査を行
い、当該申請に係る特定無線設備が第三章に定
める技術基準に適合していると認めるときに限
り、技術基準適合証明を行うものとする。
5 郵政大臣又は指定証明機関は、技術基準適合
証明をしたときは、郵政省令で定めるところに
より、その特定無線設備に技術基準適合証明を
した旨の表示を付するものとする。
6 技術基準適合証明を受けた特定無線設備以外
の無線設備には、前項の表示又はこれと紛らわ
しい表示を付してはならない。
7 郵政大臣は、第一項の郵政省令を制定し、又
は改廃しようとするときは、通商産業大臣の意

見を聴かなければならない。

8 郵政大臣は、第四項の郵政省令を制定し、又は改廃しようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

(指定証明機関の指定の基準)

第三十八条の三 郵政大臣は、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定証明機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、技術基準適合証明の業務の実施の方法その他の事項についての技術基準適合証明の業務の実施に関する計画が技術基準適合証明の業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 前号の技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる財政的基礎を有するものであること。

三 技術基準適合証明の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて技術基準適合証明が不正になるおそれがないこと。

四 その指定をすることによつて申請に係る区分の技術基準適合証明の業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

2 郵政大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、指定証明機関の指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第三十八条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者。

ロ 第三十八条の六第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

第三十八条の四 郵政大臣は、指定証明機関の指定をしたときは、指定証明機関の名称及び住所、指定に係る区分、技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地並びに技術基準適合証明の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定証明機関は、その名称若しくは住所又は技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 郵政大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(技術基準適合証明の義務等)

第三十八条の五 指定証明機関は、技術基準適合証明を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく技術基準適合証明のための審査を行わなければならない。

2 指定証明機関は、技術基準適合証明を行うときは、郵政省令で定める測定器その他の設備を使用し、かつ、郵政省令で定める要件を備える者(以下「証明員」という。)にその審査を行わせなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第三十八条の六 指定証明機関の役員及び解任は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定証明機関は、証明員を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 郵政大臣は、指定証明機関の役員又は証明員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第三十八条の八第一項の業務規程に違反したときは、その指定証明機関に対し、その役員又は証明員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第三十八条の七 指定証明機関の役員若しくは職員(証明員を含む)又はこれらの職にあつた者は、技術基準適合証明の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 技術基準適合証明の業務に従事する指定証明機関の役員及び職員(証明員を含む)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務規程)

第三十八条の八 指定証明機関は、郵政省令で定める技術基準適合証明の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可をした業務規程が技術基準適合証明の業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定証明機関に対し、これを変更すべことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十八条の九 指定証明機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定証明機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十八条の十 指定証明機関は、郵政省令で定めるところにより、技術基準適合証明に関する事項で郵政省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第三十八条の十一 郵政大臣は、この法律を施行

するため必要があると認めるときは、指定証明機関に対し、技術基準適合証明の業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第三十八条の十二 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定証明機関に対し、技術基準適合証明の業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、指定証明機関の事業所に立ち入り、技術基準適合証明の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務の休廃止)

第三十八条の十三 指定証明機関は、郵政大臣の許可を受けなければ、技術基準適合証明の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 郵政大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十八条の十四 郵政大臣は、指定証明機関が第三十八条の第三項各号(第三号を除く)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 郵政大臣は、指定証明機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第三十八条の第三項各号(第四号を除く)の一に適合しなくなつたと認められるとき。

三 第三十八条の六第三項、第三十八条の八第

二項又は第三十八条の十一の規定による命令に違反したとき。

四 第三十八条の八第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで技術基準適合証明の業務を行ったとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 郵政大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(郵政大臣による技術基準適合証明の実施)

第三十八条の十五 郵政大臣は、指定証明機関が第三十八条の十三第一項の規定により技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定証明機関に対し技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定証明機関が天災その他の事由により技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第三十八条の二第三項の規定にかかわらず、技術基準適合証明の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 郵政大臣は、前項の規定により技術基準適合証明の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つて技術基準適合証明の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 郵政大臣が、第一項の規定により技術基準適合証明の業務を行うこととし、第三十八条の十三第一項の規定により技術基準適合証明の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における技術基準適合証明の業務の引継ぎその他の必要な事項は、郵政省令で定める。

第四十一条第二項中「行なう」と「行ひ」に、「第四十八条後段」を「第四十八条第一項後段」に改める。

第四十四条から第四十七条までを次のように改める。

(無線従事者国家試験)

第四十四条 無線従事者国家試験は、無線設備の操作に必要な知識及び技能について行ひ。

第四十五条 無線従事者国家試験は、第四十条の資格別に、毎年少なくとも一回郵政大臣が行ひ。

(指定試験機関の指定)

第四十六条 郵政大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、特殊無線技士、電信級アマチュア無線技士又は電話級アマチュア無線技士の資格の無線従事者国家試験の実施に関する事務(以下「特定試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、前項の資格ごとに一を限り、特定試験事務を行おうとする者の申請により行ひ。

3 郵政大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、当該指定に係る資格の特定試験事務を行わないものとする。

(試験員)

第四十七条 指定試験機関は、特定試験事務を行ふ場合において、無線従事者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、郵政省令で定める要件を備える者(以下「試験員」という。)に行わせなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(準用)

第四十七條の二 第三十八條の三(第一項第四号を除く)、第三十八條の四及び第三十八條の六から第三十八條の十五までの規定は、指定試験機関に準用する。この場合において、第三十八條の三(前条第二項とあるのは「第四十六條第二項」と、同条第一項、第三十八條の四第六項及び第二項、第三十八條の七、第三十八條の八、第三十八條の十一、第三十八條の十二第一項、第三十八條の十三第一項、第三十八條の十

四第二項及び第三項並びに第三十八條の十五中「技術基準適合証明の業務」とあり、並びに第三十八條の三第一項第三号及び第三十八條の十中「技術基準適合証明」とあるのは「第四十六條第一項の特定試験事務」と、第三十八條の四第一項中「区分」とあるのは「資格」と、第三十八條の六第二項及び第三項並びに第三十八條の七中「証明」とあるのは「第四十七條の試験員」と、第三十八條の十四第二項第一号中「この章」とあるのは「第四十七條の規定又は第四十七條の二において準用するこの章」と、第三十八條の十五第一項中「第三十八條の二第三項」とあるのは「第四十六條第三項」と読み替へるものとする。

第四十八條に見出しとして「(受験の停止等)」を付し、同条に次の一項を加える。

2 指定試験機関は、特定試験事務の実施に関し前項前段に規定する郵政大臣の職権を行うことができる。

第五十五條中「第八條第一項の規定により指定する」を「免許状に記載された」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五十八條中「(個人的な興味によつて無線通信を行つたために開設する無線局をいう)」を削る。

第七十三條第五項を次のように改め、同条第六項を削る。

5 第三十八條の十二第二項及び第三項の規定は、第一項本文又は第三項の規定による検査に準用する。

第八十二條第三項を次のように改める。

3 第三十八條の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査に準用する。

第九十九條の十一第一項第一号中「(技術基準)」の下に「第三十八條の五第二項(技術基準適合証明の義務等)」を、「(無線従業者の養成課程に関する認定の基準)」の下に「第四十七條(試験員)」を加え、同項第二号中「第七十六條第二項」を

「第三十八條の六第三項(第四十七條の二において準用する場合を含む。)」の規定による指定証明機関若しくは指定試験機関の役員、証明員若しくは試験員の解任の命令又は第三十八條の十四第二項(第四十七條の二において準用する場合を含む。))の規定による指定証明機関若しくは指定試験機関の指定の取消し、第七十六條第二項に、「又は」を「若しくは」に改め、同項第三号中「放送事項の変更の許可」の下に「第三十八條の二第一項の規定による指定証明機関の指定、第四十六條第一項の規定による指定試験機関の指定」を加える。

第百零五條第五項中「第五項及び第六項」を「及び第五項」に、「取消等」を「取消し等」に改める。

第百零三條第一項中「手数料を」の下に「(国(指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては、当該指定試験機関)に)」を加え、同項の表中第四号の次に次のように加える。

四の二 技術基準適合証明(指定証明機関が行うものを除く)を申請する者

第百零三條に次の一項を加える。

3 第一項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

第百零三條の二第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「航空機の」を削る。

第八章中第百零四條の三を第百零四條の四とし、同条の次に次の二條を加える。

(指定証明機関又は指定試験機関の処分に係る審査請求等)

第百零四條の五 この法律の規定による指定証明機関又は指定試験機関の処分に不服がある者は、郵政大臣に対し、審査請求をすることができ

る。

2 第八十五條から第九十六條までの規定は前項の規定による審査請求に、第九十六條の二から

第九十九条までの規定は同項の処分についての訴訟に、それぞれ準用する。この場合において、第九十条第二項及び第九十六条の二の「郵政大臣」とあるのは「指定証明機関又は指定試験機関」と、第九十条第二項の「所部の職員」とあるのは「役員又は職員」と、第九十六条の二の「異議申立てに対する決定」とあるのは「審査請求に対する裁決」と読み替えるものとする。

（経過措置）
第四十条の六 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第四十条の二の見出しを「予備免許等の条件等」に改め、同条第一項中「附する」を「付する」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十条の三 第五條第二項第四号に掲げる無線局については、前条に規定する条件又は期限を付することができるほか、その無線局を開設する者の属する国における日本国民の開設する無線局に対する取扱いとの均衡を考慮して、その予備免許、免許若しくは許可に条件若しくは期限を付し、又はその運用を制限することができる。

第六十六条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。
第八八条中「わいせつ」を「わいせつ」に、「十万円」を「三十万円」に改める。
第八八条の二第一項中「五十万円」を「百万円」に改める。

第九九条第一項中「五万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九九条の二 第三十八條の七第一項（第四十七條の二において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下

の罰金に処する。
第一百十條中「左の」を「次の」に、「五万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「無線局を」の下に「開設し、又は」を加え、同条第八号中「行ない又は」を「行ない、又は」に、「行なわせた」を「行わせた」に改め、同条第九号中「若しくは」を「若しくは」に、「行ない」を「行ない」に、「行なわせた」を「行わせた」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一百十條の二 第三十八條の十四第二項（第四十七條の二において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定証明機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第一百十一條中「三万円」を「十万円」に改める。
第一百十二條中「左の」を「次の」に、「五万円」を「二十万円」に改め、同条第四号中「又は」を「又は」に改め、同条第五号とし、同条第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第三十八條の二第六項の規定に違反した者は、第三十八條中「左の」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第六号及び第七号中「又は虚偽」を「又は虚偽」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一百十三條の二 次の各号の一に該当するとき、その違反行為をした指定証明機関又は指定試験機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八條の十（第四十七條の二において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十八條の十二第一項（第四十七條の二において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十八條の十二第一項の規定に

よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
三 第三十八條の十三第一項（第四十七條の二において準用する場合を含む。）の許可を受けないうで、技術基準適合証明の業務の全部又は特定試験事務の全部を廃止したとき。
第一百十四條中「第一百十條から前条まで」を「第一百十條及び第一百十一條から第三十三條まで」に、「外」を「ほか」に改める。
第一百十五條中「三万円」を「十万円」に改める。
第一百十六條中「左の」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改める。

附則
（施行期日）
一 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第一百十條第一号の改正規定は、昭和五十八年一月一日から施行する。

（経過措置）
二 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は二月二十日）
一、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。
一、身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願（第一二三八号）

第一二三八号 昭和五十六年三月十一日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願
請願者 横浜市南区六ツ川二ノ一四ノ一
二 新田輝一外五名

紹介議員 前島英三郎君
一、在宅重度障害者が使用している一般加入電話

の電話料金のうち、ダイヤル通話料金を全額免除すること。
二、道路路肩又は歩道上に設置されている各種公衆電話機は、電話ボックス入口幅、同基礎部コンクリート段差、設置場所、電話機の高さ、そしてコイン投入口の位置等が原因で車椅子障害者の使用が全く不可能か、非常に使用困難な状態となつてゐる。これらの問題を解消し、すべての公衆電話機が車椅子障害者利用可能となるよう長期改善計画を立て、これを実施すること。

三、これから建設される電話局舎は、車椅子障害者が使用できる構造とすること。また、既存の同局舎で車椅子障害者が使用できないものは、使用できるように順次これを改造すること。

理由
（一）電電公社は、我が国における電気通信事業の公的独占事業体であり、公的事業体であるがゆえに、その使用料金収益幅は、必要最小限のものでなければならぬが、現実はその巨額な料金収入を利用者へ還付せず増加させていたと思われる。過去において重度障害者が負担した実質使用料金を上回った超過払分は、もともとては来ず、国の一般会計に移入されることになつてしまつた。

本年一月下旬より利用者への還元策として夜間電話料金割引の時間帯の拡大が実施されたが、いわゆる福祉型料金体系は今度も実現を見なかつた。公社は、独自に基本問題懇談会を組織して福祉型料金問題を国の福祉行政省庁へ転嫁しているが、同じ郵政省関係の独立採算特別会計事業である郵便事業やNHKの放送事業においては、福祉型料金体系を採用しており、他の特別会計事業である有料道路、上下水道、国鉄、航空、船舶等公営は言うに及ばず民営の公共事業体でさえ大半が福祉型料金体系を採用してゐる。以上のことから福祉型料金体系を採用しない電電事業こそが、他との整合性を失ふものといわねばならないから、ダイヤル通話料（重度障害者使用電話の）を免除すべきである。（二）車椅子障害者は、外に出れば常

に使用できる電話機を探しながら時間を過ぎねばならない。今年は国際障害者年であり、障害者の社会参加促進のため、この改善策を是非とも実施すべきである。(三)車椅子障害者の局舎使用の促進と、局舎内にて働く車椅子障害者の環境改善のためにすべての局舎を車椅子者向構造とするための長期計画を策定し、これを実施すべきである。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

(郵便年金法の一部改正)

第一条 郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第三者の」の下に「一定の年齢に達した後における」を加え、同条第二項中「年金支払の事由が発生した日」を「年金受取人が年金支払開始年齢に達した日(以下「年金支払事由発生日」という。)に改める。

第六条第一項中「ものの外、左の」を「もののほか、次の」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 年金額に関する事項(年金額の増減及び分配すべき剰余による年金額の増加に関する事項を含む)。

第六条第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「貸付」を「貸付け」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「払込及

びその払込猶予期間並びに掛金の」を「払込期間、払込猶予期間その他掛金の払込み及びその」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「成立」を「申込み及び成立」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二項中「年金支払期間」の下に「保証期間(前条第二項の規定により年金支払事由発生日から一定の期間内に年金受取人が死亡してもなお年金を支払う当該一定の期間をいう。以下同じ。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 掛金額に関する事項

第十号から第十二号までを次のように改める。

(年金の種類)

第十号 郵便年金は、終身年金及び定期年金とする。

第十一条 削除

(終身年金)

第十二条 終身年金とは、年金支払事由発生日から年金受取人の死亡に至るまで年金の支払をするものをいう。

第十三条中「年金受取人が年金支払開始年齢に達した日」を「年金支払事由発生日」に改める。

第十四条第二項中「三千元」を「十二万円」に、「但し」を「ただし」に、「貸付金」を「貸付け金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「年額二十四万円をこえて」を「年額(前項の規定により年金額を増加させる年金契約にあつては、年金支払事由発生日から始まる一年の期間について支払う年金の年額とする。次項において同じ。七十二万円を超えて)」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

年金の額(第三十一条の規定に基づく剰余の分配として年金額を増加させる年金契約にあつては、当該増加させた額を除くものとする。以下この条において同じ。)は、年金約款の定めるところにより、一年ごとに年五パー

セントの割合を超えない範囲内において通増させるものとすることができる。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

(掛金の計算)

第十五条 掛金の計算の基礎及び年金受取人のために積み立てるべき金額の計算の方法は、官報で公示しなければならない。

(契約の申込みの際交付する書面)

第十六条 年金契約の申込みを受けたときは、年金約款の定めるところにより、掛金の払込み、年金の支払その他年金契約に関する事項を記載した書面をその申込みをした者に交付する。

第十八条の見出し中「及び標準約款」を削り、同条第二項中「左の」を「次の」に、「記載すること」を要するを「記載しなければならない」に改め、同項第二号中「保証すべし年金及び定期年金にあつては、」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 第五条第二項の規定により年金の支払を約した年金契約(以下「保証期間付年金契約」という。)にあつては、保証期間第十八条第二項第六号中「払込」を「払込み」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(契約の申込みの撤回等)

第十八条の二 年金契約の申込みをした者は、その申込みの日から年金約款の定める期間が経過するまでの間、書面によりその申込みの撤回又は当該年金契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。

2 前項の規定による申込みの撤回等は、同項の書面を発した時にその効力を生ずる。

3 第一項の規定により申込みの撤回等を行つた者は、掛金の返還を請求することができる。

第二十二條第一項中「年金受取人の指定した年金継続受取人がないとき」を「保証期間付年金契約の場合において、年金受取人の指定した

年金継続受取人がないとき」に改める。

第二十三條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「保証即時年金及び保証すべし年金」を「保証期間付年金契約」に、「第十一

条又は第十二条の規定により年金継続受取人に継続して年金の支払をすべき期間」を「保証期間」に改め、同項第二号中「定期年金」を「その他」に改め、「父母」の下に「孫」を加え、同条第二項中「前項の場合には」を「前項に掲げる者については」に改める。

第二十六條第二項中「年金受取人は、年金支払の事由が発生した後」を「保証期間付年金契約の場合において、年金受取人は、年金支払事由発生日以後に、」に改め、同項第三号を次のように改める。

第二十七條を次のように改める。

(返還金の支払)

第二十七條 年金受取人の死亡又は年金契約の解除(第十八条の二の規定によるものを除く)、失効若しくは変更の場合には、返還金受取人は、年金約款の定めるところにより、返還金の支払を請求することができる。

第二十八條第一項中「年金支払の事由が発生する前」を「年金支払事由発生日の前日まで」に、「前条の規定により年金契約の変更による返還金を支払う場合を除く」が「発生するまでは」を「年金契約の変更については、その変更により返還金を支払う場合における当該変更に限る」が「発生した場合を除き」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十九條第二項中「定期年金」を「保証期間付年金契約以外の場合」に改める。

第三十條中「貸付」を「貸付け」に、「年金支払の事由が発生する前」を「年金支払事由発生日の前日まで」に改める。

第三十一條中「又は年金継続受取人」を「年金継続受取人又は返還金受取人」に改める。

第三十四條を次のように改める。

(差押禁止)

第三十四條 年金及び返還金を受け取るべき権

利については、年金にあつてはその支払期における金額の二分の一、返還金にあつてはその金額の五分の一に相当する部分は、差し押さえることができない。

第三十五条第一項中「年金支払の事由が発生する前」を「年金支払事由発生日の前日まで」に、「第二十八条第一項但書」を「第二十八条第一項ただし書」に、「前条但書の規定により差押」を「差押え」に、「因る」を「よる」に改める。（簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正）

第二条 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書を加える。
ただし、第十四号から第十六号までに掲げるものに運用する積立金は、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の年金勘定の積立金（以下この条において「年金積立金」という。）に限るものとする。

第三条第一項に次の三号を加える。

十四 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関その他政令で定める外国法人の発行する債券（以下この条において「外国債」という。）

十五 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

十六 金融機関への預金
第三条第二項中「又は社債」を「社債」に、「に運用する」を「外国債又は金銭信託に運用する」に、「こえて」を「超えて」に改め、同項に次の二号を加える。

三 外国債にあつては、年金積立金の総額の百分の十に相当する額

四 金銭信託にあつては、年金積立金の総額の百分の二十に相当する額

第三条第六項中「社債」の下に「外国債又は金銭信託」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、金銭信託への運用に準用するときは、「引受、応募又は買入」とあるのは「信託（貸付信託の受益証券の買入れを含む。）」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（郵便年金法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 改正後の郵便年金法（以下「法」という。）第十六条及び第十八条の二の規定は、この法律の施行前に郵便年金契約（以下「年金契約」という。）の申込みがあつた場合には、適用しない。

2 この法律の施行前に効力が発生した年金契約に係る年金の種類、年金額の最低制限額、掛金の計算の基礎、年金受取人のために積み立てるべき金額の計算の方法、年金証書の記載事項、未払年金の受取人、返還金の支払及び剰余金の受取人については、なお従前の例による。

（資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正）

第三条 資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「資金法第七條第一項第九号又は運用法第三條第一項第十三号に掲げる債券（商工組合中央金庫の発行するものを除く。）及びその他のものを」と「資金法第七條第一項第九号に掲げる債券（商工組合中央金庫の発行するものを除く。）並びに運用法第三條第一項第十三号から第十五号までに掲げる債権及び金銭信託その他のものと」に、「さらに」を「更に」に改める。

（年金契約の消滅及び特別一時金の支給に関する特別措置）

第四条 昭和五十五年十二月三十一日以前に効力が発生した年金契約（以下「対象契約」という。）に係る年金契約者（年金支払の事由が発生した対象契約にあつては、年金の支払を受けている年金受取人又は年金継続受取人）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後施行日から起算して二年を経過する日までの間に、国に対して当該対象契約を消滅させる旨の申出をすることができ、

2 前項の申出は、その到達前に、これを発した者が死亡したときは、その効力を生じない。

3 第一項の申出があつたときは、当該対象契約は、その申出があつた時にその効力を失う。この場合においては、改正後の法第二十七條及び第三十一條並びに返還金の支払に係る附則第二條第二項の規定は適用しない。

4 前項の規定により対象契約がその効力を失つたときは、その効力を失う際における当該対象契約に係る年金受取人（年金継続受取人が第一項の申出をした場合に於ては、当該年金継続受取人）に特別一時金を支給する。

第五条 特別一時金の額は、年金繰上支払金、分配金繰上支払金及び特別付加金の額の合計額とする。

2 年金繰上支払金の額は、次の各号に掲げる対象契約の区分に従い、当該各号に掲げる額（前条第一項の申出の際現に年金支払の事由が発生しているものにあつては、施行日から同項の申出があつた時までの間に支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額）とする。

一 郵便年金令（大正十五年勅令第二百八十一号。以下「旧令」という。）の規定に基づく即時終身年金の対象契約又は旧令の規定に基づく据置終身年金の対象契約で施行日前において年金支払の事由が発生しているもの、施行日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数（昭和五十三年に厚生省が発表した第十四回生命表によるもの）と、その年数に一年に満たない端数があるときは、その端数は一年に切り上げる。以下同じ。）を年金額

に乘じて得た額

二 旧令の規定に基づく据置終身年金の対象契約で施行日前において年金支払の事由が発生していないもの、年金受取人の年金支払開始年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乘じて得た額（当該対象契約につき前条第一項の申出がなかつたとすれば年金支払の事由が発生する日の前日まで払い込むべきであつた掛金（以下「払い込むべきであつた掛金」という。）のあるものにあつては、その掛金に相当する額を差し引いた残額）

三 旧令若しくは改正前の法第十條及び第十一條の規定に基づく保証期間付即時終身年金（以下「保証即時年金」という。）又は旧令若しくは改正前の法第十條及び第十二條の規定に基づく保証期間付据置終身年金（以下「保証据置年金」という。）の対象契約で施行日前において保証期間が満了しているもの、施行日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乘じて得た額

四 保証即時年金の対象契約又は保証据置年金の対象契約で施行日前において年金支払の事由が発生しているものであつて、施行日前において保証期間が満了していないもの（次号に掲げる対象契約を除く。）保証期間内に支払べき年金に相当する額から施行日の前日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額と保証期間が満了する日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乘じて得た額との合計額

五 保証即時年金又は保証据置年金の対象契約で施行日前において年金継続受取人が年金の支払を受けるに至つていないもの、保証期間内に支払うべき年金に相当する額から施行日の前日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額

六 保証据置年金の対象契約で施行日前において年金支払の事由が発生していないもの、保証期間内に支払うべき年金に相当する額と保

証期間内に支払うべき年金に相当する額と保

証期間が満了する日における年金受取人の年齢に对应する平均余命の年数を年金額に乘じて得た額との合計額（当該対象契約につき払い込むべきであった掛金のあるものにあつては、その掛金に相当する額を差し引いた残額）

七 旧令又は改正前の法第十條及び第十三條の規定に基づく定期年金（次号において「旧定期年金」という。）の対象契約で施行日前において年金支払の事由が発生しているもの、年金支払期間内に支払うべき年金に相当する額から施行日の前日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額

八 旧定期年金の対象契約で施行日前において年金支払の事由が発生していないもの、年金支払期間内に支払うべき年金に相当する額（当該対象契約につき払い込むべきであった掛金のあるものにあつては、その掛金に相当する額を差し引いた残額）

三 旧令の規定に基づき隨時に掛金の払込みをすべき保証据置年金の対象契約で昭和五十六年一月一日以後において掛金の払込みがあつたものについて、年金繰上支払金の額は、前項の規定にかかわらず、昭和五十五年十二月三十一日まで払込みがあつた掛金による年金額を基礎として同項第四号から第六号までに掲げる区分に従い当該各号に掲げる額を計算して得た額にそれぞれ昭和五十六年一月一日以後において払込みがあつた掛金に相当する額を加えた額（前条第一項の申出の際現に年金支払の事由が発生しているものにあつては、施行日から同項の申出があつた時までの間に支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額）とする。

四 分配金繰上支払金の額は、前条第一項の申出があつた時に対象契約が解除されたとすれば改正後の法第三十一條の規定により分配すべき剰余金の額に相当する額とする。

五 特別付加金の額は、対象契約の年金額（第三項に規定する対象契約にあつては、昭和五十五年十二月三十一日までに払込みがあつた掛金に

よる年金額）及び対象契約の効力が発生した日の属する年度（毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日（昭和五十五年四月一日に始まるものにあつては、同年十二月三十一日）に終わるものとし、附則別表において「契約年度」という。）の区分に応じ附則別表に定める額とする。

第六條 特別一時金を支給する場合において、当該対象契約に關し未払掛金、貸付金その他國が弁済を受けるべき金額があるときは、支給金額からこれを控除する。

第七條 特別一時金をこの法律附則及びこの法律附則に基づく郵政省令に定める手続によつて支払つたときは、その支払は有効とする。

第八條 特別一時金を受ける権利は、五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

第九條 特別一時金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

第十條 この法律附則第四條から前条までに規定するもののほか、この法律附則の規定による年金契約の消滅及び特別一時金の支給に關する特別措置の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、郵政省令で定める。

（年金契約の掛金充當の特則）

第十一條 簡易生命保険約款及び郵便年金約款の定めるところにより、この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八號）第五條第一項の簡易生命保険契約の保険金及び剰余金又は年金契約の返還金及び剰余金を年金契約の掛金に充てる場合における当該年金契約に係る郵便年金は、改正後の法第十二條の規定にかかわらず、保険金及び剰余金又は返還金及び剰余金を掛金に振り替えた日から年金受取人の死亡に至るまで年金の支払をする終身年金とする。

附則別表（附則第五條關係）

年金額	契約年度の区分				
	大正一五年度から昭和五年度まで	昭和一一年度から昭和二一年度まで	昭和二一年度から昭和三一年度まで	昭和三一年度から昭和四一年度まで	昭和四一年度から昭和五年度まで
二〇〇〇円未満	五、九〇〇円	四、九〇〇円	三、九〇〇円		
一、二〇〇〇円以上 二、〇〇〇円未満	七、〇〇〇円	六、〇〇〇円	五、〇〇〇円		
一、二〇〇〇円以上 五、〇〇〇円未満	八、一〇〇円	七、一〇〇円	六、一〇〇円	五、一〇〇円	四、一〇〇円
一、〇〇〇円以上 二、〇〇〇円未満			七、二〇〇円	六、二〇〇円	五、二〇〇円
二、〇〇〇円以上 五、〇〇〇円未満			八、三〇〇円	七、三〇〇円	六、三〇〇円
五、〇〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満			九、四〇〇円	八、四〇〇円	七、四〇〇円
一〇、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満			一〇、五〇〇円	九、五〇〇円	八、五〇〇円
二〇、〇〇〇円以上			一一、六〇〇円	一〇、六〇〇円	九、六〇〇円

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

（郵便為替法の一部改正）

第一條 郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九號）の一部を次のように改正する。

第八條中「差出人が現金を郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金」を「郵政省は、受け入れた為替金」に改

め、「差出人が指定する払渡郵便局（その指定がないときは、受取人が選択する払渡郵便局）において」を削る。

第九條中「差出人が現金を振出請求書とともに郵便局に差し出したときに、その郵便局において、その旨を省令の定める郵便局に電信で通知し、その通知を受けた郵便局において」を「郵政省は、為替金を受け入れたときは」に、「差し出された現金」を「為替金」に、「送達する」とともに、その電報を差出人の指定する払渡郵便局（差出人の指定のないときは、電信為替証書を発行する郵便局の指定する払渡郵便局）に送達し、その払渡郵便局において、送達を受けた電報と電信為替証書とを対照した上を「送達し」に、「払い渡すか、又は差し出された現金」を「払い渡し、又は為替金」に、「書留郵便物として」を「交付し、若しくは」に改め、同条に

次の一項を加える。

前項に規定する取扱ひにおいては、為替金の払渡しに必要な郵政省の機関相互間の通知を電信で行う。

第十條第一項中「差出人が定額の為替金額に相当する現金を郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金」を「郵政省は、受け入れた定額の為替金」に改め、「郵便局において」を削り、同条の次に次の二条を加える。

第十條の二(証券等の為替金への充当) 次に掲げる証券又は証書は、省令で定めるところにより、その表示する金額で受け入れる為替金に充てることができる。

一 小切手

二 郵便為替証書(普通為替証書、電信為替証書又は定額小為替証書をいう。以下同じ) 三 郵便振替の払出証書及び支払通知書 四 前三号に掲げるもののほか、手形交換所においてその表示する金額により決済をすることができ、又は郵便局においてその表示する金額による払渡しを受けることができる証券又は証書の種類で省令で定めるものに属する証券又は証書

前項の規定による為替金への充当に係る郵便為替については、当該証券又は証書につきその表示する金額による決済又は払出しがあった後でなければ、郵便為替証書の発行その他の為替金の払渡しに係る取扱ひをしない。

第十條の三(為替金に充てられた証券等の決済不能等) 郵便為替の為替金に充てられた証券又は証書につき、郵政省の責めに帰することができない事由により、その表示する金額による決済ができなかつたとき、又はその表示する金額による払渡しを受けることができなかつたときは、その為替金の受入れは、初めからなかつたものとみなす。

第十一條の見出し中「払渡し」を「払渡し」に改め、同条中「前三條」を「第八條から第十條まで」に改める。

第十二條第二項中「普通為替証書、電信為替証書又は定額小為替証書を郵便為替証書に」「以て」を「もつて」に改める。

第十六條中「十萬圓」を「百萬圓」に、「但し」を「ただし」に、「売さばき」を「売りさばき」に、「取扱」を「取扱ひ」に改める。

第十七條第一項を次のように改める。
郵便為替の料金は、郵便為替証書一枚につき、次のとおりとする。
一 普通為替

郵便為替については、当該証券又は証書につきその表示する金額による決済又は払出しがあった後でなければ、郵便為替証書の発行その他の為替金の払渡しに係る取扱ひをしない。

第十條の三(為替金に充てられた証券等の決済不能等) 郵便為替の為替金に充てられた証券又は証書につき、郵政省の責めに帰することができない事由により、その表示する金額による決済ができなかつたとき、又はその表示する金額による払渡しを受けることができなかつたときは、その為替金の受入れは、初めからなかつたものとみなす。

第十一條の見出し中「払渡し」を「払渡し」に改め、同条中「前三條」を「第八條から第十條まで」に改める。

第十二條第二項中「普通為替証書、電信為替証書又は定額小為替証書を郵便為替証書に」「以て」を「もつて」に改める。

第十六條中「十萬圓」を「百萬圓」に、「但し」を「ただし」に、「売さばき」を「売りさばき」に、「取扱」を「取扱ひ」に改める。

第十七條第一項を次のように改める。
郵便為替の料金は、郵便為替証書一枚につき、次のとおりとする。
一 普通為替

郵便為替の料金は、差出人からこれを徴収する。

第十八條に次の一項を加える。
多数若しくは定期の為替金の受入れに係る郵便為替であつて省令で定めるもの又は為替金の額に相当する現金を受取人に交付することにより為替金を払い渡す電信為替については、郵政大臣は、これらの取扱ひに係る費用を参酌して、省令で定めるところによりその料金を低減することができる。

第十九條第一項中「左の」を「次の」に、「因り」を「より」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「因つて」を「よつて」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前二號」を「前号」に、「因つて」を「よつて」に、「取扱を」を「しなかつた場合におけるその取扱の料金」を

五千萬円を超え、一千万円以下の場合
一千万円を超え、五千万円以下の場合
五千万円を超え、一千万円以下の場合
一千万円を超え、五千万円以下の場合
五千万円を超え、一千万円以下の場合

二百九十円
四百円
五百九十円
七百九十円
千円

三 定額小為替

千円以下の場合
千五百円及び二千円の場合
二千五百円及び三千円の場合

十円
二十円
三十円

第十七條第二項中「第九條の規定により差出人から差し出された現金の額に相当する現金を、為替金として、差出人の指定する受取人に送達することにより払い渡す取扱をする電信為替」を「電信為替において電信為替証書を発行しない場合」に、「十萬圓」を「百萬圓」に、「こえる」を「超える」に改め、「電信為替の料金の額に、四十圓を加えた」を削り、同条第三項中「十萬圓」を「百萬圓」に改め、同条第四項を次のように改める。

郵便為替の料金は、差出人からこれを徴収する。

第十八條に次の一項を加える。
多数若しくは定期の為替金の受入れに係る郵便為替であつて省令で定めるもの又は為替金の額に相当する現金を受取人に交付することにより為替金を払い渡す電信為替については、郵政大臣は、これらの取扱ひに係る費用を参酌して、省令で定めるところによりその料金を低減することができる。

第十九條第一項中「左の」を「次の」に、「因り」を「より」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「因つて」を「よつて」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前二號」を「前号」に、「因つて」を「よつて」に、「取扱を」を「しなかつた場合におけるその取扱の料金」を

「取扱ひその他の省令で定める郵便為替に関する取扱ひの全部若しくは一部を」なかつた場合又は郵便為替に関する業務に従事する者の過失によつてこれと同様の結果を生じた場合におけるその取扱ひの料金の額又はその範囲内において省令で定める額」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十一條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「電信為替証書」を「普通為替証書又は電信為替証書」に改める。
第一章中第二十四條の次に次の一條を加える。

第二十四條の二(省令への委任) この法律に規定するもののほか、為替金の受入れ及び払渡しその他の郵便為替の取扱ひに關し必要な事項は、省令で定める。

第二十五條第一項を次のように改める。
差出人の請求があるときは、普通為替証書を受取人に送達する。

第二十六條中「取扱」を「取扱ひ」に、「為替金の払渡しを受け、又は当該普通為替証書を郵便貯金の預入金若しくは郵便振替の払込金に充てる際、当該郵便為替の受取人が、これを納付しなればならない」を「当該郵便為替の受取人からこれを徴収する」に改める。

第二十七條の見出し中「訂正等」を「訂正」

二 電信為替
次の表の料金額と郵便に關する料金を基準として省令で定める金額との合計額

為替金額	料金額
五千万円以下の場合	五十円
五千万円を超え、一千万円以下の場合	百円
一千万円を超え、五千万円以下の場合	八百八十円
五千万円を超え、一千万円以下の場合	八百八十円
一千万円を超え、五千万円以下の場合	二百八十円
五千万円を超え、一千万円以下の場合	三百八十円
一千万円を超え、五千万円以下の場合	四百八十円

に改め、同条中「訂正又は払渡郵便局の指定のまつ消は、郵便局が」を「訂正は」に改める。
第二十八條及び第二十九條を次のように改める。

第二十八條及び第二十九條 削除

第三十條の見出し中「払渡済み」を「払渡済み」に改め、同条第一項中「差出人が第八條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、払渡郵便局において」を「差出人の請求があるときは」に改め、同条第二項中「取扱」を「取扱い」に改め、「郵便又は電信に関する料金を其準として」を削り、「料金」を「額の通信料」に改める。

第三十一條第一項中「普通為替の」を削り、「郵便局において」を「郵政省において」に、「払渡済み」を「払渡済み」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の規定による取扱いをする場合において、郵政省の機関相互間における通知が必要などときは、差出人は、省令で定める額の通信料を納付しなければならない。

第三十一條第三項を削る。

第三十二條の見出しを「払戻し」に改め、同条第一項中「第八條の規定により差出人が現金を差し出した郵便局において」を削り、「払いもどす」を「払い戻す」に改め、同条第二項中「普通為替証書が」を「普通為替証書を亡失した場合、普通為替証書が」に、「経過した後」を「既に経過している場合」に改め、「同項に規定する郵便局において」を削り、「払いもどす」を「払い戻す」に改める。

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 削除

第三十四條を次のように改める。

第三十四條(特殊取扱) 郵政省は、省令で定める場合には、電信為替に関する書類を特別に速やかに到達させる方法により送達する取扱いをする。

前項の規定による取扱いについては、差出人

は、省令で定める額の特殊取扱料を納付しなければならない。

第三十五條第一項を次のように改める。

差出人の請求があるときは、差出人の指定する郵便局において、電信為替証書を留め置き、受取人の出頭をまつてその者に交付する。

第三十五條の二第二項中「差出人が第九條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において」を「差出人の請求があるときは」に改める。

第三十六條から第三十七條の二までを次のように改める。

第三十六條(為替金の払渡しに関する事項の訂正) 差出人の払渡しに関する事項の訂正の請求がある場合には、郵政省は、為替金をまだ払い渡していないときは既に受け入れた為替金の払渡しに関する事項につき必要な訂正を行つた上、為替金を払い渡し、為替金を既に払い渡した後であるときはその旨を差出人に通知する。

前項の規定による取扱いをする場合においては、第三十一條第二項の規定を準用する。

第三十七條(払渡しの停止) 差出人の払渡しの停止の請求がある場合には、郵政省は、為替金をまだ払い渡していないときは為替金の払渡しを停止し、為替金を既に払い渡した後であるときはその旨を差出人に通知する。

前項の規定に基づく払渡しの停止は、差出人の請求があるときは、これを解除する。

前二項の規定による取扱いをする場合においては、第三十一條第二項の規定を準用する。

第三十七條の二(為替金の払渡不能等の場合)

郵政省は、電信為替証書を発行しない場合において、受取人の所在不明その他の事由により為替金を払い渡すことができないとき、又は差出人の請求があり、かつ、為替金がまだ払い渡されていないときは、その為替金の額

を表示する電信為替証書を発行して、これを差出人に送達する。

第三十七條の三第一項中「通信大臣」を「郵政大臣」に、「取扱」を「取扱い」に改め、同条第二項中「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第三十八條第一項前段中「第二十八條及び」を削り、「第三十三條」を「第三十二條」に改め、同項後段及び同条第二項を削る。

第三十八條の二前段中「第三十二條及び第三十三條」を「及び第三十二條」に改め、同条後段を削り、同条に次の一項を加える。

定額小為替証書を亡失した場合において、前項において準用する第三十二條第二項の規定にかかわらず、当該定額小為替証書の有効期間内は、為替金の払戻しをしない。

(郵便振替法の一部改正)

第二条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

郵便振替法目次

第一章 総則(第一条―第二十三條の二)

第二章 加入(第二十四條―第二十五條)

第三章 払込み、振替及び払出し

第一節 通則(第二十六條―第三十一條)

第二節 払込み(第三十二條―第三十五條)

第三節 振替(第三十六條―第三十七條)

第三節の二 振替の定期継続取扱(第三十七條の二―第三十七條の五)

第四節 払出し(第三十八條―第五十條)

第五節 払出しの簡易取扱(第五十條の二―第五十條の七)

第六節 特殊受払(第五十一條―第五十三條)

第四章 脱退及び除名(第五十四條―第五十七條)

第五章 特殊郵便振替

第一節 公金等に関する郵便振替(第五十八條―第六十五條)

第二節 在外加入者の郵便振替(第六十六條―第七十條)

附則

第六條第二項中「条約に規定する料金をこえない範囲において」を「条約に料金の範囲が規定されているときは、その範囲内において、条約に料金の範囲が規定されていないときは、万国郵便連合の郵便振替に関する約定に規定する同種の料金を超えない範囲内において」に改める。

第九條第一項中「口座所管庁」を「省令で定める場合を除いて、あらかじめ」に改め、「印章」の下に「(一の口座につき一に限る。次項において同じ。)」を加え、同条第二項中「口座所管庁」を「あらかじめ」に改め、同条第三項を削る。

第十六條中「左の」を「次の」に、「取扱」を「取扱い」に、「因り」を「より」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 払込み、振替若しくは払出しに関する書類の送達又はこれらに関する通知が遅延したとき。

第十六條第二号中「払込」を「払込み」に、「払出」を「払出し」に改め、同条第三号中「因つて」を「よつて」に改める。

第十八條を次のように改める。

第十八條(払込み、振替及び払出しの料金) 払込み、振替及び払出しの料金は、次のとおりとする。

一 払込み	
払込みの種類	料金額
通常払込み	千円以下の場合 千円を超え、五千円以下の場合 三十円 五十円

電信払込み 千円以下の場合 千円を超え、五千円以下の場合 五千円を超え、一万円以下の場合 一万円を超え、五万円以下の場合 五万円を超え、十万円以下の場合 十万円を超え、五十万円以下の場合 五十万円を超え、百万円以下の場合 百万円を超える場合	七十四円 百円 百五十円 二百円 二百五十円 三百円
千円以下の場合 千円を超え、五千円以下の場合 五千円を超え、一万円以下の場合 一万円を超え、五万円以下の場合 五万円を超え、十万円以下の場合 十万円を超え、五十万円以下の場合 五十万円を超え、百万円以下の場合 百万円を超える場合	百三十円 百八十円 二百三十円 三百円 四百二十円 五百五十円 六百八十円 八百二十円

二 振替

振替の種類	料	金	額
通常振替			十五円
電信振替			百三十円

三 払出し

通常現金払及び電信現金払にあつては、次の表の料金額と郵便に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額

払出しの種類	払 出 金 額	料 金 額
通常現金払	千円以下の場合 千円を超え、五千円以下の場合 五千円を超え、一万円以下の場合 一万円を超え、五万円以下の場合 五万円を超え、十万円以下の場合 十万円を超え、五十万円以下の場合 五十万円を超え、百万円以下の場合	三十円 五十円 九十円 百三十円 百八十円 二百八十円 三百八十円
電信現金払	千円以下の場合 千円を超え、五千円以下の場合 五千円を超え、一万円以下の場合 一万円を超え、五万円以下の場合 五万円を超え、十万円以下の場合 十万円を超え、五十万円以下の場合 五十万円を超え、百万円以下の場合	百五十円 二百円 二百九十円 三百九十円 五百十円 六百九十円 八百七十円

簡易払にあつては、第五十条の三の規定により払出しの金額の総額の千分の二に相当する金額に支払通知書一枚ごとに十
五円を加算した金額

通常現金払及び電信現金払において、払出金額が百万円を超える場合の料金は、百万円又はその端数ごとに前項の例により算出した金額とする。

第十九条の見出しを「払込み及び払出しの料金の免除及び低減」に改め、同条第一項本文中「あらかじめ指定した一の郵便局において」を削り、「払込を「払込み」に改め、「通常現金払」の下に「若しくは電信現金払」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項前段中「払出し」を「払出しの」に改め、同項後段を削り、同条第四項を次のように改める。

多數若しくは定期の払込み若しくは払出しであつて省令で定めるもの又は第三十八條第一項第二号に掲げる方法により払出金を払い渡す払出しについては、郵政大臣は、これらのの取扱ひに係る費用を参酌して、省令で定めるところによりその料金を低減することができる。第二十条第一項を次のように改める。

払込みの料金は払込人からこれを徴収し、振替及び払出しの料金は預り金を払い出す口座の預り金から控除してこれを徴収する。

第二十一条第一項中「左の」を「次の」に、「因

り」を「より」に改め、同項第二号中「電信払込」を「電信払込み」に、「取扱を」「取扱い」に、「因つて」を「よつて」に、「通常払込」を「通常払込みに改め、同項第三号中「因つて」を「よつて」に、「取扱を」しなかつた場合におけるその取扱の料金」を「取扱いその他の省令で定める郵便振替に関する取扱いの全部若しくは一部をしなかつた場合又は郵便振替に関する業務に従事する者の過失によつてこれと同様の結果を生じた場合におけるその取扱いの料金の額又はその範囲内において省令で定める額」に改める。

第一章中第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二(省令への委任) この法律に規定するもののほか、払込み、振替、払出しその他の郵便振替の取扱いに關し必要な事項は、省令で定める。

「第三章払込、振替及び払出」を「第三章払込み、振替及び払出し」に改める。

第二十九条及び第三十条を次のように改める。

第二十九条(現在高を超える振替等の禁止) 加
入者は、口座の現在高を超えて振替若しくは
払出しを請求し、又は小切手を振り出すこと
ができない。

第三十条(受払通知) 口座に払込金若しくは振替金を受け入れ又は口座から預り金を払い出したときは、その受払高及び口座の現在高をその加入者に通知する。

第三十條の二を削る。

第三十一條の見出しを「(特殊取扱い)」に改め、同條第一項中「省令の定めるところにより、払込、振替若しくは払出」を「省令で定め

る場合には、払込み、振替又は払出し」に改め、「払込、振替若しくは第三十八条第三項の規定による小切手払口座への預り金の移替に関する」を削り、「取扱」を「取扱い」に改め、同

条第二項を次のように改める。

前項の規定による取扱いについては、省令で定める額の特取扱料を納付しなければならない。

「第二節 払込」を「第二節 払込み」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条(払込み) 払込みにおいては、郵政

省は、払込金の受入れに関する郵政省の機関相互間の通知を通常払込みにあつては郵便で、電信払込みにあつては電信で行つた上、払込人の指定する口座に払込金を受け入れる。

第三十五條を次のように改める。

第三十五條(払込みの取消し) 払込人から払込みの取消しの申出があつた場合には、郵政省は、払込金をまだ口座へ受け入れていないときは払込金を払込人に還付し、払込金を既に口座に受け入れた後であるときはその旨を払込人に通知する。

前項の規定による取扱いをする場合において、郵政省の機関相互間の通知が必要となるときは、省令で定める額の通信料を納付しなければならない。

第三十六條及び第三十七條を次のように改める。

第三十六條(振替) 振替においては、郵政省は、加入者の請求により、郵政省の機関相互間の通知を通常振替にあつては郵便で、電信振替にあつては電信で行つた上、当該加入者の口座から預り金を払い出して、これを加入者の指定する他の口座に受け入れる。

第三十七條(振替の請求の取消し) 振替の請求をした加入者から振替の請求の取消しの申出があつた場合には、郵政省は、預り金をまだ払い出していないときは払出しをせず、預り金を既に払い出した後でまだ他の口座へ受け入れていないときは払い出した金額を当該加入者の口座に戻し入れ、払い出した預り金を既に他の口座に受け入れた後であるときはその旨を加入者に通知する。

前項の規定による取扱いをする場合においては、第三十五條第二項の規定を準用する。

第三節の二 振替の定期継続取扱を「第三節の二 振替の定期継続取扱い」に改める。

第三十七條の五を次のように改める。

第三十七條の五(定期継続振替の取扱いの廃止) 第三十七條の三第一項の申出をした加入者から定期継続振替の取扱いの廃止の申出があつた場合においては、第三十七條の規定を準用する。

「第四節 払出」を「第四節 払出し」に改

める。

第三十八條の見出しを「(払出し)」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

通常現金払及び電信現金払においては、郵政省は、加入者の請求により、郵政省の機関相互間の通知を通常現金払にあつては郵便で、電信現金払にあつては電信で行つた上、当該加入者の口座から預り金を払い出し、次に掲げる方法により、当該加入者の指定する受取人に払出金を払い渡す。

一 払出金額を表示する払出証書を発行してこれを受取人に送達し、その払出証書と引き換えにその額に相当する現金を交付する方法

二 省令で定めるところにより払出金額に相当する現金を受取人に交付する方法

小切手払においては、省令で定めるところにより、加入者が振り出した小切手の提示があつたときに、その小切手金額を当該加入者の口座の預り金から払い出し、その小切手と引き換えに小切手金額の現金を払い渡す。

第三十八條第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同条第三項を削る。

第三十九條中「十萬元」を「百萬元」に、「但し」を「ただし」に、「通常現金払の請求又は」を「通常現金払若しくは電信現金払の請求又は」に改める。

第四十條及び第四十一條を次のように改める。

第四十條(払出金の払渡しの停止) 通常現金払の請求をした加入者から払出金の払渡しの停止の請求がある場合には、郵政省は、払出金をまだ払い渡していないときは払出金の払渡しを停止し、払出金を既に払い渡した後であるときはその旨を加入者に通知する。

前項の規定に基づき払渡しの停止は、加入者の請求があるときは、これを解除する。前二項の規定による取扱いをする場合においては、第三十五條第二項の規定を準用

する。

第四十一條(払出しの請求の取消し) 通常現金払の請求をした加入者から払出しの請求の取消しの申出があつた場合には、郵政省は、預り金をまだ払い出してないときは払出しをせず、預り金を既に払い出した後で払出金をまだ払い渡していないときは払い出した金額を口座に戻し入れ、払出金を既に払い渡した後であるときはその旨を加入者に通知する。

前項の規定による取扱いをする場合においては、第三十五條第二項の規定を準用する。第四十六條及び第四十七條を次のように改める。

第四十六條及び第四十七條 削除

「第五節 払出の簡易取扱」を「第五節 払出しの簡易取扱い」に改める。

第五十條の四中「五萬元」を「十萬元」に改める。

第五十條の七中「第三十八條第四項」を「第三十八條第三項」に、「前三項」を「前二項」に改める。

第五十五條中「口座所管庁において、当該」を「郵政省は」に改め、「その者の指定する郵便局において」を削る。

第五十六條第二項中「口座所管庁において、当該」を「郵政省は」に改め、「郵便局(省令で定める場合には、口座所管庁の指定する郵便局)において」を削る。

第五十七條を次のように改める。

第五十七條(準用規定) 第五十五條及び前条第二項に規定する預り金残額については、第四十五條の規定を準用する。

第六十條の見出し中「払込」を「払込み」に改め、同条第一項前段中「払込」を「払込み」に、「以て」を「もつて」に改め、同項後段を削る。

第六十一條を次のように改める。

第六十一條 削除

第六十二條第一項中「払込の」を「払込みの」

に、「千分の五」を「千分の三」に、「十五円」を「二十円」に改め、「とし、即時払の料金は、三十円」を削る。

第六十三條第一項中「第六十條及び第六十一條」を「及び第六十條」に、「取扱」を「取扱い」に改め、同条第二項中「即時払の料金は、三十円」を削る。

第六十三條の二中「第六十一條」を削り、「貸付」を「貸付け」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第六十七條の見出し中「払込」を「払込み」に改め、同条中「払込を」を「払込みを」に改め、「第三十二條第一項の規定にかかわらず」を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二條中郵便振替法第六條の改正規定 昭和五十六年七月一日

二 第二條の規定(郵便振替法第六條及び第十九條第四項の改正規定を除く) 昭和五十七年六月一日

三 第一條中郵便為替法第二十一條の改正規定、同法第三十二條第二項の改正規定中「普通為替証書が」を「普通為替証書を亡失した場合、普通為替証書が」に改める部分、同法第三十八條第二項を削る改正規定及び同法第三十八條の二に一項を加える改正規定 昭和六十年四月一日

(経過措置)

2 この法律の施行前に請求した代金引換の取扱いにおける引換金に係る普通為替の料金及びこの法律の施行前に納付された郵便為替に関する料金の還付については、なお従前の例による。

3 附則第一項第二号に掲げる規定の施行前に請求した代金引換の取扱いにおける引換金に係る郵便振替の払込みの料金及び同号に掲げる規定

の施行前に納付された郵便振替に関する料金の運付については、なお従前の例による。

4 改正後の郵便振替法第三十二条 第三十六条及び第三十八条の規定により郵政省の機関相互間において電信ですることとされている通知であつて、郵政大臣が指定して公示する郵便局と口座所管庁との間におけるものについては、昭和六十年三月三十一日までの間は、電話ですることが出来る。

5 郵政大臣が指定して公示する口座所管庁が保管する口座に係る小切手払又は郵政大臣が指定して公示する郵便局を支払人とする小切手払に関する取扱については、昭和六十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

6 改正後の郵便振替法第四十条第一項及び第四十一条第一項の規定は、昭和六十年三月三十一日までの間は、払出金を払い渡すべき郵便局を指定した通常現金払の請求に係るものに限り、適用する。

7 改正前の郵便振替法第六十一条、第六十三条第一項及び第六十三条の二の規定は、郵政大臣が指定して公示する口座所管庁が保管する口座に係る払出し又は郵政大臣が指定して公示する郵便局を払渡郵便局とする払出しに関する取扱については、昭和六十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

(郵便為替法の一部を改正する法律の一部改正)
8 郵便為替法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

(日本電信電話公社法の一部改正)
9 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第二号中正誤

ページ 段行 誤

正

三三 綱起

綱紀

二一 一から

のは

二一 貯蓄

貯蓄性

二一 一六

たとえ

四 八十三

九十三